

富山県の廃棄物

[令和4年度版]

富山県生活環境文化部環境政策課

目 次

巻頭 一般廃棄物・産業廃棄物の現状について（令和2年度実績）

I 廃棄物行政の推進

1. とやま廃棄物プランの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

II 一般廃棄物の現状及び対策

1. ごみ処理の状況及び対策

- (1) ごみ処理状況の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (2) ごみの収集及び処理状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- ア. 計画処理区域の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- イ. ごみ収集の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- ウ. ごみの収集形態別収集量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- エ. 生活系ごみと事業系ごみの割合・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- オ. ごみ処理の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- (3) 施設整備状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- ア. ごみ焼却施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- イ. 粗大ごみ処理施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- ウ. 廃棄物再生利用施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- エ. 最終処分場（埋立処分）・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- (4) ダイオキシン類対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- (5) 食品ロス・食品廃棄物削減対策・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- ア. 食品ロス・食品廃棄物の実態把握・・・・・・・・・・・・ 14
- イ. 食品ロス・食品廃棄物の削減の取組み（令和3年度） 16
- (6) 災害廃棄物対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

コラム とやま食ロスゼロ作戦『フードドライブ』の取組み・・・・・・・・ 20

2. し尿処理の状況

- (1) し尿処理状況の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- (2) し尿の収集及び処理状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- ア. 計画処理区域の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- イ. し尿の収集形態別収集量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- ウ. し尿の処理状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

(3) し尿処理施設整備状況	24
(4) 浄化槽	25
ア. 浄化槽の設置基数	25
イ. 法定検査の受検の状況	26
ウ. 法定検査（11条検査）の受検率向上の取組み	27
エ. クラウド型浄化槽台帳システムの導入	28

3. 一般廃棄物処理事業の状況

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する条例	29
(2) 一般廃棄物処理業者	29
(3) 事業経費	30
(4) 年間1人当たりのごみ処理経費	34

III 産業廃棄物等の現状及び対策

1. 産業廃棄物に関する状況

(1) 産業廃棄物の排出量等	35
(2) 産業廃棄物の処理処分状況	37
(3) 多量排出事業者の状況	38
(4) 県外産業廃棄物の搬入状況	38
(5) PCB廃棄物の保管及び処理状況	39
ア. PCB廃棄物の保管状況	39
イ. PCB廃棄物の処理状況	39

2. 産業廃棄物処理業の許可状況

(1) 産業廃棄物処理業の許可	40
(2) 優良産業廃棄物処理業者の認定制度	40

3. 産業廃棄物処理施設の設置状況

4. 産業廃棄物等対策

(1) 監視・指導	43
(2) 不法投棄等防止対策	44
ア. 不法投棄等の現状	44
イ. 不法投棄の監視と適正処理の啓発	44
ウ. 野外焼却の監視等	44
(3) 有害使用済機器の適正処理の推進	45

(4) 産業廃棄物の排出抑制・減量化対策	45
----------------------	----

IV リサイクル等の状況

1. リサイクル推進事業

(1) リサイクル認定事業	46
(2) とやまエコ・ストア制度	47
(3) プラスチック資源循環の促進	48

2. 各種リサイクル法

(1) 容器包装リサイクル法	49
(2) 家電リサイクル法	50
(3) 小型家電リサイクル法	51
(4) 建設リサイクル法	52
(5) 食品リサイクル法	53
(6) 自動車リサイクル法	53
(7) パソコンのリサイクル	53

3. 富山市エコタウン事業

(1) 第1期事業	54
(2) 第2期事業	54

4. 市町村のごみ減量化、再生利用推進事業

(1) 環境教育、啓発活動	55
(2) 住民等への助成制度	55
(3) 資源ごみ回収常設ステーションの設置	56

コラム 富山県内の河川のマイクロプラスチック調査	57
--------------------------	----

V 県土美化の推進

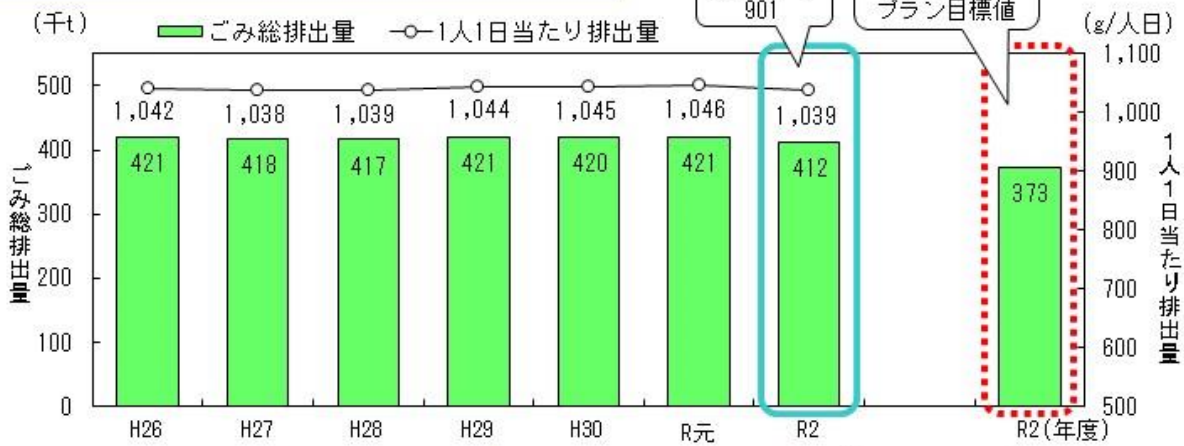
1. 県土美化推進事業の概要

(1) 県土美化推進運動	58
(2) アダプト・プログラム実施状況	59
(3) みんなできれいにせんまいけ大作戦等	60
(4) 海岸漂着物対策の推進	62
ア. 海岸漂着物対策	62
イ. 水の恵みと海岸清掃体験バスツアーの開催	63

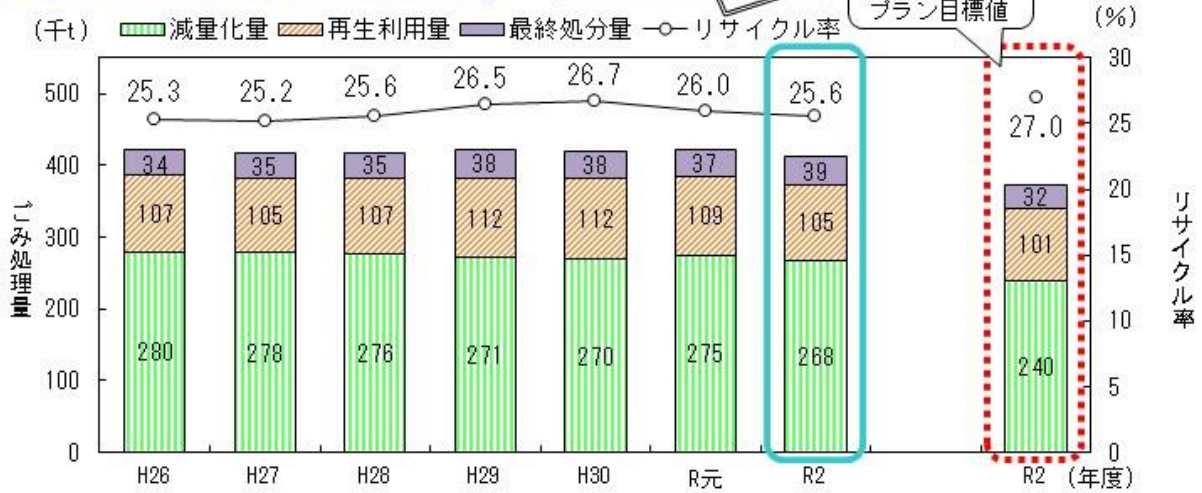
ウ. ごみ拾い SNS アプリ「ピリカ」の活用による清掃活動の促進	63
エ. スポーツごみ拾い（スポ GOMI）の普及	64
オ. 街なかの散乱ごみ住民参加型調査 in 砺波	64
コラム とやま海ごみボランティア部を設立！	65
【資料編】	66
【参考資料】	
1. 市町村担当課	103
2. 一部事務組合	103
3. 一部事務組合の構成市町村	104
4. ごみ処理施設	
(1) ごみ焼却施設	106
(2) 粗大ごみ処理施設	108
(3) 廃棄物再生利用施設	110
(4) 最終処分場（埋立処分）	112
5. し尿処理施設	116
6. コミュニティ・プラント	119
7. 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の種類	120
8. 富山県産業廃棄物適正処理指導要綱の概要	121

一般廃棄物の現状について（令和2年度実績）

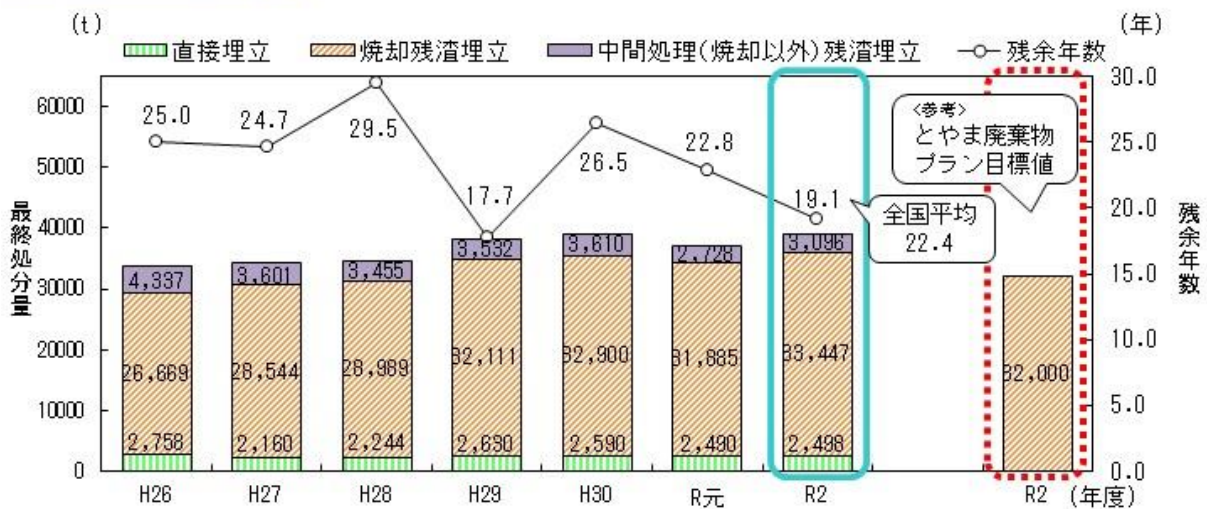
1 ごみ総排出量と1人1日当たり排出量の推移



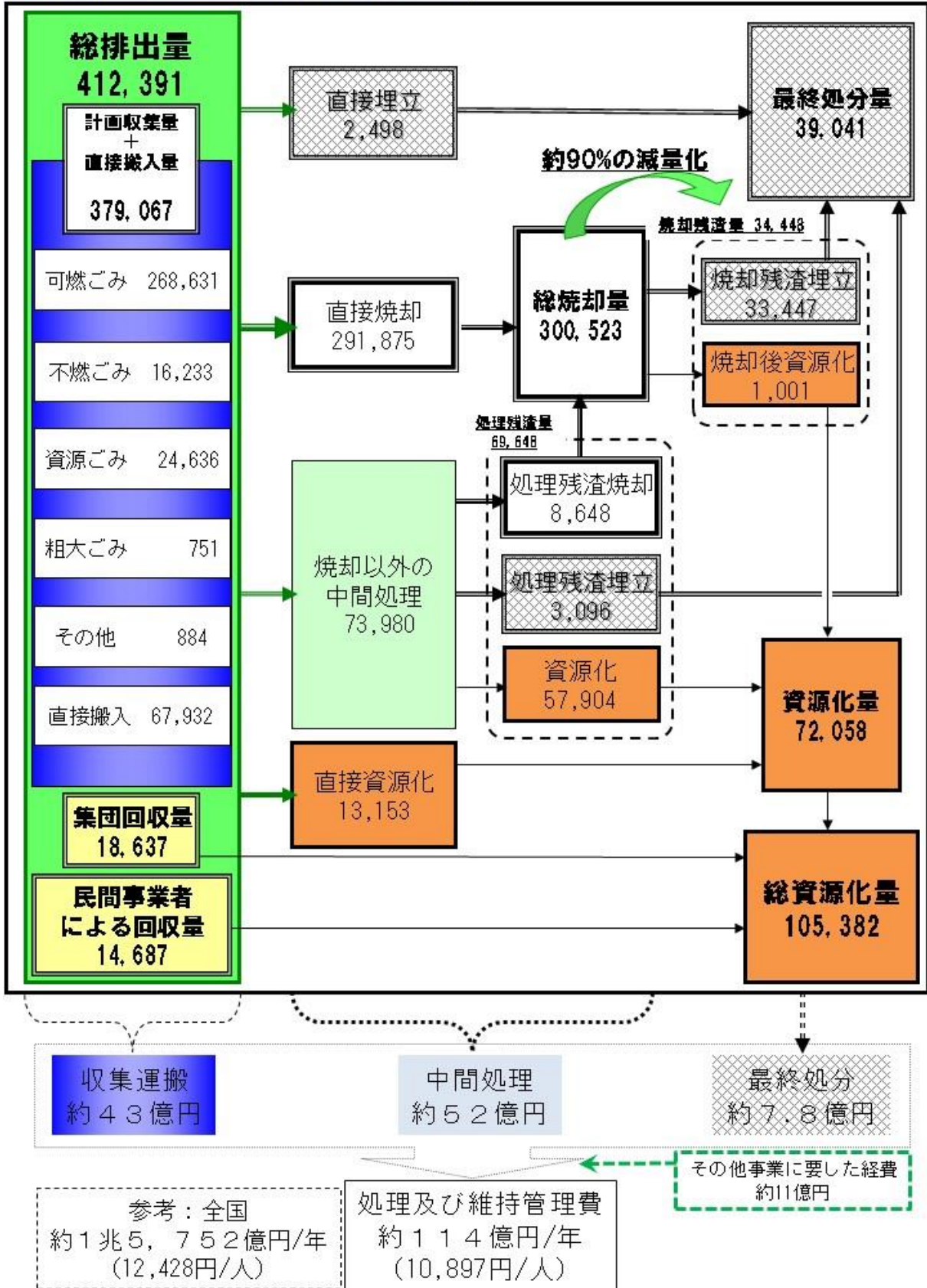
2 ごみ処理量とリサイクル率の推移



3 最終処分量の推移

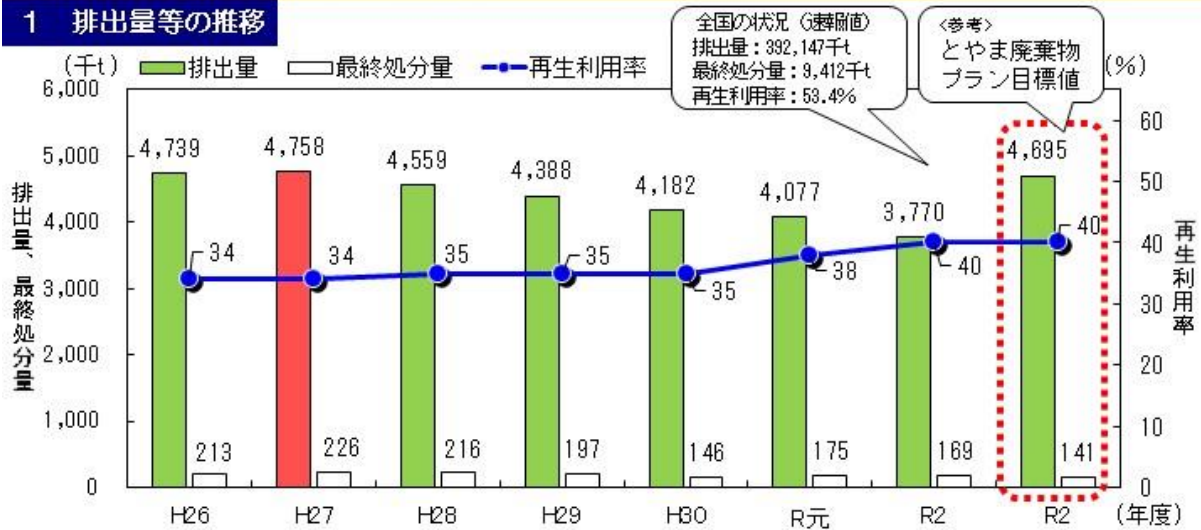


4 令和2年度一般廃棄物処理状況 (単位: t)

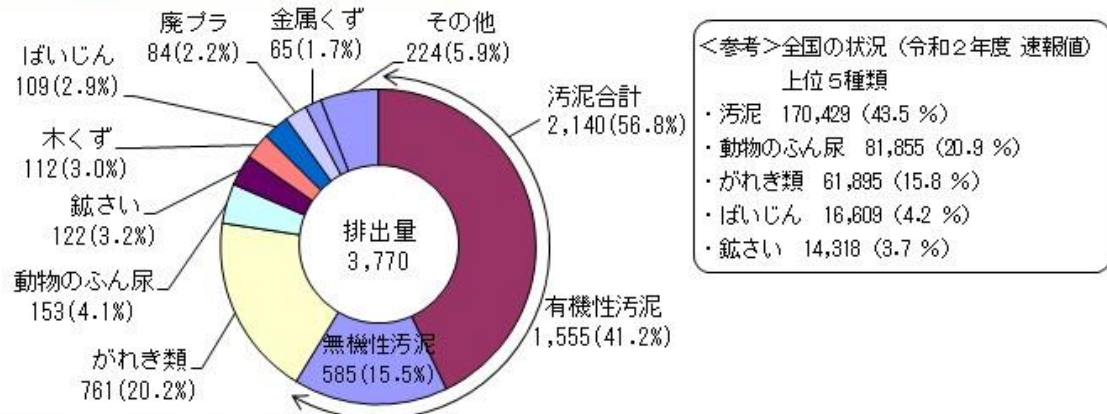


産業廃棄物の現状について（令和2年度実績）

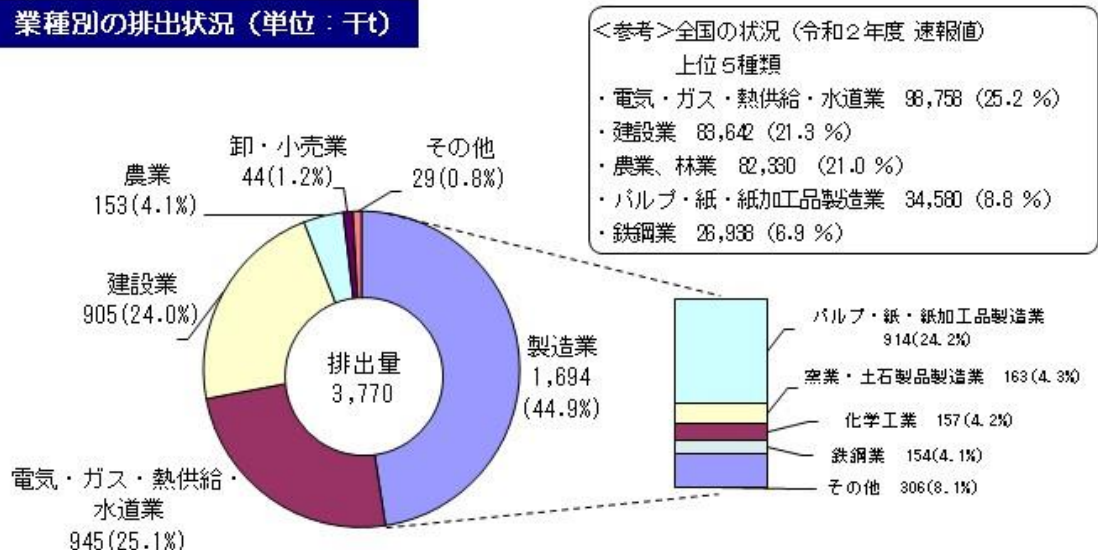
1 排出量等の推移



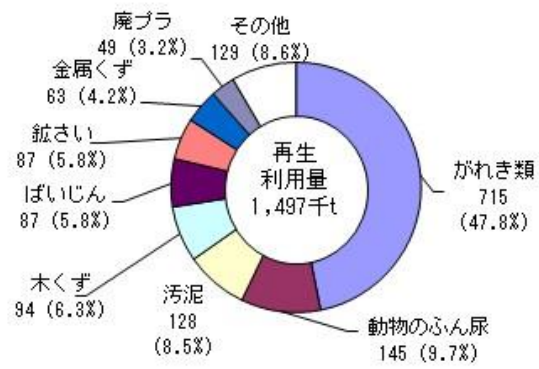
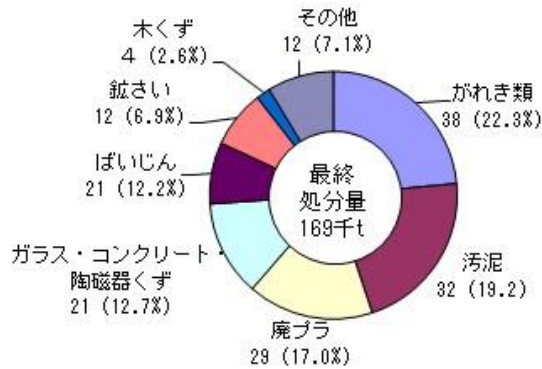
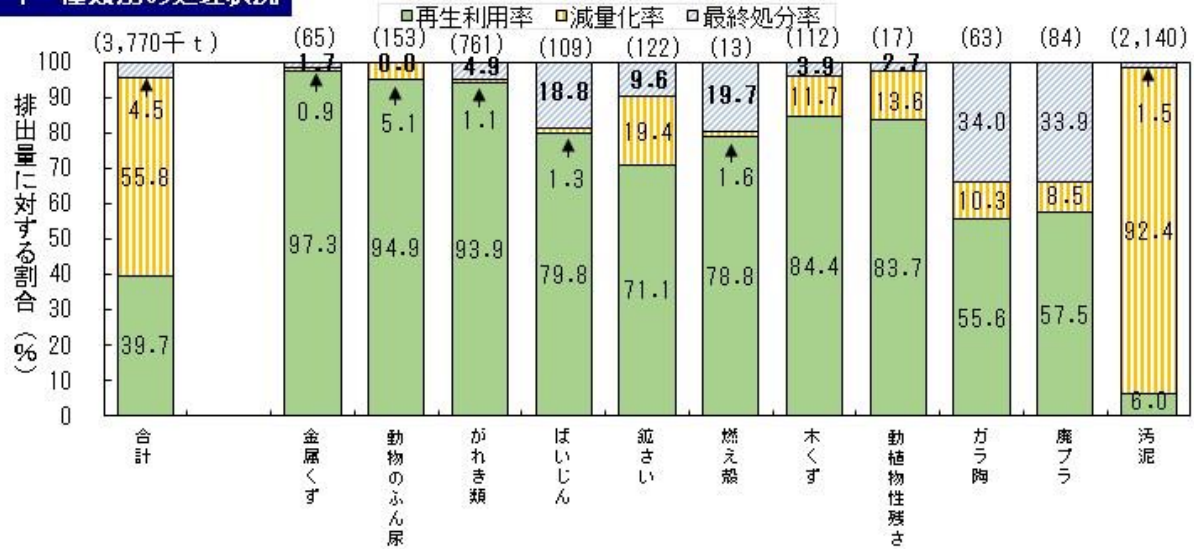
2 種類別の排出状況（単位：千t）



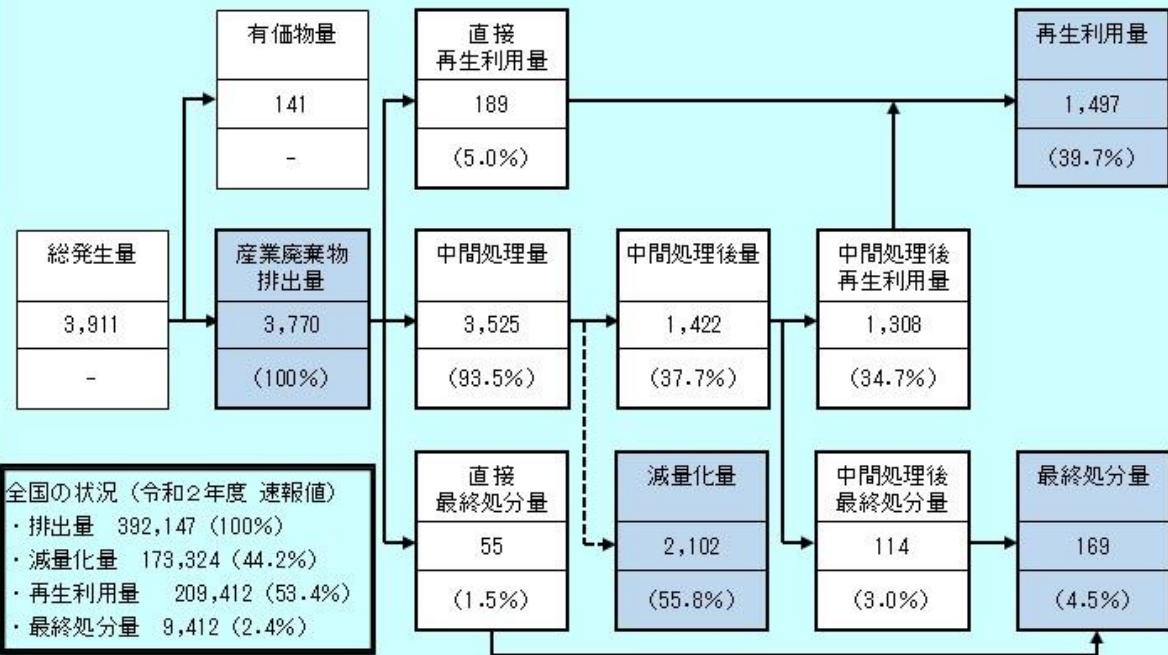
3 業種別の排出状況（単位：千t）



4 種類別の処理状況



5 令和2年度産業廃棄物処理状況 (単位：千t)



全国の状況 (令和2年度 速報値)
 ・排出量 392,147 (100%)
 ・減量化量 173,324 (44.2%)
 ・再生利用量 209,412 (53.4%)
 ・最終処分量 9,412 (2.4%)

I 廃棄物行政の推進

1. とやま廃棄物プランの推進

廃棄物の排出抑制及び循環的利用を総合的かつ計画的に推進し、循環型社会を構築するため、「ごみゼロ・プラン」と「産業廃棄物処理計画」を統合し、平成15年3月に「とやま廃棄物プラン」を策定し、24年3月、28年9月に計画の改定を行った。

これまでの取組みにより、一般廃棄物の再生利用率の向上、産業廃棄物の排出量及び最終処分量の削減など、一定の効果が見られた。

一方で、県内の一般廃棄物の排出量の削減が進んでいないことや産業廃棄物の再生利用率が伸び悩んでいることなどの課題が残されている。また、国において30年6月に第四次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定されたほか、令和元年5月に3R+Renewableの基本原則とワンウェイプラスチックの使用削減やバイオマスプラスチックの導入など6つの目指すべき方向性を定めた「プラスチック資源循環戦略」が策定されるなど、廃棄物を取り巻く状況も大きく変化している。

さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、日常的なマスクの使用をはじめ、事業活動への在宅勤務の導入など、社会生活に大きな変化がみられる。

このような状況を踏まえ、廃棄物の排出抑制、循環的利用及び適正処理をより一層推進するとともに、地球温暖化や災害廃棄物などの課題にも対応するため、3年3月に第4期「とやま廃棄物プラン」を策定した。

本プランは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）に基づく法定計画であり、国の廃棄物処理基本方針に沿って策定したもので、一般廃棄物と産業廃棄物を対象としてこれらの排出抑制及び循環的利用に関する具体的な数値目標を掲げるとともに、目標達成に向けた施策や県民、事業者、行政の役割分担を明らかにしている。

今後とも、本プランに基づき富山県の特성에応じた富山県らしい循環型社会づくりのために、設計からリサイクルまで包括的に資源循環体制を強化することを定めたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（3年6月公布）の制定等の国の動きも踏まえ、プラスチック類の資源循環の推進、食品ロス・食品廃棄物の削減、災害廃棄物対策、各主体が連携した廃棄物の3Rの推進など、県民、事業者、行政等が一体となった取組みを一層推進し、SDGs（持続可能な開発目標）達成に向けた地域づくりを進めることとしている。

とやま廃棄物プランの概要及び評価指標は表1-1及び表1-2のとおりである。

表 1-1 とやま廃棄物プランの概要

趣旨 位置づけ	① 県民、事業者、行政が一体となって循環型社会づくりに向けた取組みを進めるための計画 ② 廃棄物処理法第5条の5第1項の規定や国の基本方針に基づいて定める計画 ③ 県の総合計画や環境基本計画、市町村の一般廃棄物処理計画等と連携した計画												
計画期間	令和3～7年度の5年間												
目指す姿と 施策の方向性	● 目指すべき循環型社会の姿 ☆ SDGsの達成に向けて、資源効率性の高い社会を構築 ☆ デジタル技術や再生可能エネルギーを活用したより高度な循環型社会を形成 ☆ 感染症や災害の発生時にも廃棄物処理事業が継続される社会 ● 計画の目標（令和7年度） <一般廃棄物> <table border="1" data-bbox="384 768 826 958"> <tr> <td>排出量</td> <td>374千t [29年度比▲11%]</td> </tr> <tr> <td>循環利用率</td> <td>28%に増加</td> </tr> <tr> <td>最終処分量</td> <td>32千t [29年度比▲17%]</td> </tr> </table> <産業廃棄物> <table border="1" data-bbox="874 768 1316 972"> <tr> <td>排出量</td> <td>4,228千t [29年度比▲4%]</td> </tr> <tr> <td>循環利用率</td> <td>36%に増加</td> </tr> <tr> <td>最終処分量</td> <td>138千t [29年度比▲30%]</td> </tr> </table>	排出量	374千t [29年度比▲11%]	循環利用率	28%に増加	最終処分量	32千t [29年度比▲17%]	排出量	4,228千t [29年度比▲4%]	循環利用率	36%に増加	最終処分量	138千t [29年度比▲30%]
排出量	374千t [29年度比▲11%]												
循環利用率	28%に増加												
最終処分量	32千t [29年度比▲17%]												
排出量	4,228千t [29年度比▲4%]												
循環利用率	36%に増加												
最終処分量	138千t [29年度比▲30%]												
施策の基本的 方向性と 推進施策	① 新たな課題の解決に向けた重点的取組み プラスチック類の資源循環の推進、食品ロス・食品廃棄物の削減、感染症対策・災害廃棄物対策の推進 ② 循環型社会の実現に向けた3Rの推進 リユース等の普及拡大、資源回収の仕組みづくりなど ③ 循環型社会を支える安全・安心な社会基盤の整備の推進 廃棄物処理体制の整備の推進、不適正処理防止対策など ④ 各主体が一体となった循環型社会を目指す地域づくりの推進 SDGs達成や3Rの視点を踏まえた環境教育の推進など ⑤ 脱炭素社会づくりの推進と次世代環境産業の創出 廃棄物処理施設の省エネ化や再生可能エネルギーの導入、IoT・AI技術等の活用など												
計画の 進行管理	廃プラスチック類の最終処分率、エコ・ステーションの認定数、食品ロス削減の取組みなど20項目の評価指標を設定し、進行管理を実施												

表1-2 とやま廃棄物プランの進捗を評価する指標

(1) 新たな課題の解決に向けた重点的取組み

指標	定義	現況及び目標値	
		現況	目標(7年度)
マイバッグ持参率	とやまエコ・ストア登録店でマイバッグを利用して消費者が買い物を行う率	95% (R元年度)	95% [現状維持]
食品ロス削減のための取組みを行っている人の割合	食品ロスの問題を認知し、削減に向けて何らかの取組みを行っている人の割合	80.9% (R元年度)	85%以上
県民1人1日当たりの食品ロス発生量	県内の家庭・事業所から発生した、県民1人1日当たりの食品ロスの量	約110g (H28年度)	2030年までの半減を目指して減少させる
廃プラスチック類の最終処分率	再資源化等が行われずに最終処分される産業廃棄物の廃プラスチック類の割合	32.7% (H30年度)	30%以下 [▲3%]

(2) 循環型社会の実現に向けた3Rの推進

指標	定義	現況及び目標値	
		現況	目標(7年度)
家庭系ごみの排出量	県民が1人1日当たり排出する家庭系ごみ(家庭から排出されたごみから、資源ごみや集団回収されたごみを除いたもの)の量	536g (H30年度)	466g 〔H29年度比〕 ▲13%
産業廃棄物多量排出事業者の排出量	産業廃棄物を年間1,000t以上排出する事業者(多量排出事業者)の排出量	3,525千t (H30年度)	3,500千t [現状以下]
容器包装廃棄物の分別収集量	市町村が行うガラスびん、PETボトル、紙製容器包装廃棄物、プラスチック製容器包装廃棄物の分別収集量	21,145t (H30年度)	20,028t (R6年度)
集団回収量	PTA、婦人会等が実施する県民1人当たりの新聞、雑誌等の集団回収量	24kg/人 (H30年度)	24kg/人 [現状維持]
使用済小型家電製品の回収量	市町村が実施する使用済小型家電の年間回収量	756t (H30年度)	1,000t
リサイクル認定製品数	富山県リサイクル認定制度に基づく認定リサイクル製品の数	55製品	55製品 [現状維持]
環境物品等調達率	グリーン購入調達方針に基づく県の特定調達品目の環境物品等調達率	97.3% (R元年度)	100%97.4% (R2年度)

(3) 循環型社会を支える安全・安心な社会基盤の整備の推進

指標	定義	現況及び目標値	
		現況	目標(7年度)
不法投棄件数	県及び市町村が把握した家庭ごみ、事業系ごみの不法投棄の件数	62件 (R元年度)	50件 [▲20%]
電子マニフェスト加入件数	県内の排出事業者、収集運搬業者及び処分業者の電子マニフェストの加入事業所数	1,730件 (R元年度)	2,400件
高濃度PCB廃棄物の処理率	高濃度のPCBを含む変圧器(トランス)、コンデンサ、安定器の中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)北海道事業所での処理率	変圧器:89% コンデンサ:60% 安定器:84% (R元年度)	100% [処理完了]

(4) 各主体が一体となった循環型社会を目指す地域づくりの推進

指 標	定 義	現況及び目標値	
		現況	目標(7年度)
エコ・ステーションの認定数	富山県認定エコ・ステーション(資源物の回収拠点)に認定された施設数	66施設	71施設
とやまエコ・ストア制度の登録数	とやまエコ・ストア制度に登録された店舗数	1,074店舗・6商店街	1,100店舗 [現状維持]

(5) 脱炭素社会づくりの推進と次世代環境産業の創出

指 標	定 義	現況及び目標値	
		現況	目標(7年度)
ごみ発電施設で処理されたごみの割合	焼却されたごみのうち、発電設備が設置された焼却施設で処理されたものの割合	80% (H30年度)	80% [現状維持]
廃棄物エネルギー導入・低炭素化 施設数	廃棄物由来の熱回収施設及び燃料(ペレット等)製造施設の数	25施設 (R元年度)	30施設 [+20%]
産業廃棄物優良認定業者数	優良産業廃棄物処理業者認定制度に基づき、県知事又は富山市長が認定する県内の産業廃棄物優良認定業者の数	収集運搬:13件 処 分:15件 (R元年度)	収集運搬:20件 処 分:20件 [+40%]
産業廃棄物の処理施設の新規設置数	新たに設置される循環型社会形成に資する産業廃棄物の処理施設の施設数	—	15施設 (累計)

Ⅱ 一般廃棄物の現状及び対策

1. ごみ処理の状況及び対策

(1) ごみ処理状況の推移

近年、経済の低成長が続くとともに省資源・省エネルギーが進むなか、廃棄物については、量的には横ばいの状況であるが、生活水準の向上や産業活動の高度化に伴って、質的には、多種・多様になってきている。

これらの廃棄物は、日常生活によって生じる家庭からのごみやし尿などの一般廃棄物と、工場などの事業活動によって生じる汚泥、がれき類、木くず、鋳さいなどの産業廃棄物に大別される。

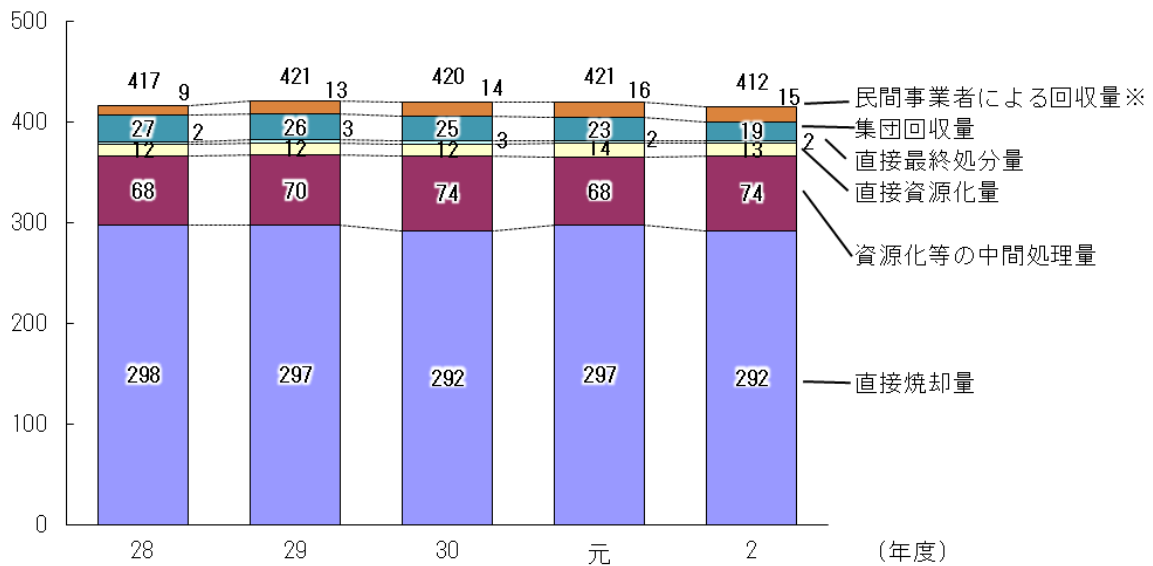
一般廃棄物については、市町村が処理計画を策定し、計画的に収集し、処理することとなっている。

ごみ焼却施設やし尿処理施設の整備については、更新時期を迎えつつある中、既存の施設を有効利用する観点から、施設の長寿命化が進められている。また、ごみ処理に合わせて、高効率な発電や温水プールでの余熱利用などのエネルギーの有効利用、金属回収や肥料化などの再資源化も進められている。

県内のごみ処理状況の推移は図 2-1 のとおりであり、令和 2 年度のごみ処理量は 41 万 2 千 t となっている。

県民 1 人 1 日当たりのごみ排出量は表 2-1 のとおりであり、2 年度で 1,039 g (少ない方からの順位で見ると全国 47 位、2 年度の全国平均は 901 g) となっている。全国平均を上回っている主な要因としては、平成 23 年度以降、県民・事業者による資源化の取組みを把握・評価するため、県等において一般廃棄物処分業者による資源化量及び民間事業者による資源回収量を調査し、従来の方法による集計量に加えていることが挙げられる。また、県民 1 人当たりの資源ごみの集団回収量が全国的に見て多い (富山県 49 g、全国平均 41 g) ことも要因の一つとなっている。

(単位：千t)



※ 県民・事業者による資源化の取組みを把握・評価するため、23年度（第2期計画の計画始期）から民間事業者による資源回収量を調査し、従来の方法による集計量に加えている。

※ 四捨五入により、合計は一致しない場合がある。

図 2-1 ごみ処理状況の推移

表 2-1 1人1日当たりのごみ排出量の推移

(単位：g/人日)

年度	28	29	30	元	2
富山県※	1,039 (1,062)	1,044 (1,078)	1,045 (1,082)	1,046 (1,088)	1,039 (1,077)
全国	925	920	918	918	901

※上段：(計画収集量+直接搬入量+集団回収量)÷総人口÷365 (又は 366)

下段：(計画収集量+直接搬入量+集団回収量+民間事業者による回収量)÷総人口÷365 (又は 366)

(2) ごみの収集及び処理状況

ア. 計画処理区域の状況

県内の計画処理区域人口は廃棄物処理法の改正により、平成4年度から市町村の全域が計画処理区域となったため、総人口が計画処理区域内人口となり、令和2年度では、105万人であった。

イ. ごみ収集の状況

ごみ収集については、全市町村で実施されており、計画収集人口は可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみとも総人口の105万人となっている。

<分別収集の状況>

分別収集は全市町村で実施しており、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみなどに分別されている。

・可燃ごみ

収集は、全市町村で週2～3回実施しており、全市町村でステーション方式を採用している。

・不燃ごみ

収集は、全市町村で実施しており、全市町村でステーション方式を採用している。

乾電池、蛍光灯等の水銀を含む廃棄物については、分別収集・一時保管等地域の実情に応じた措置がとられている。なお、ボタン型電池及びリチウムイオン二次電池については、国・県からの要請に基づき関係業界による回収が行われている。

・資源ごみ

収集は、全市町村で実施している。

・粗大ごみ

収集は、7市町で実施している。

収集方式は5市町でステーション方式、1市で拠点回収方式、1町で各戸収集を採用している。

ウ. ごみの収集形態別収集量

2年度におけるごみの収集量は約31万1千tで、これを収集形態別に見ると表2-2のとおり、市町村直営によるものが約5万9千t（19.0%）、委託業者によるものが約17万6千t（56.7%）、許可業者によるものが約7万6千t（24.4%）である。

また、事業者等が処理施設に自ら持ち込む直接搬入ごみは、約6万8千tである。

なお、県内のごみの収集形態別及び種類別収集量の推移は図2-2、図2-3のとおりである。

表 2-2 ごみの収集形態別収集量（2年度）

（単位：t/年）

収集形態	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	粗大ごみ	その他	計	直接搬入 ごみ
収集総量	268,631	16,233	24,636	751	884	311,135	67,932
内 訳	直 営	50,952	3,151	4,116	0	59,075	—
	委 託	143,391	11,706	20,482	670	176,277	—
	許 可	74,288	1,376	38	81	75,783	—
自家処理量	0						

(単位：千t)

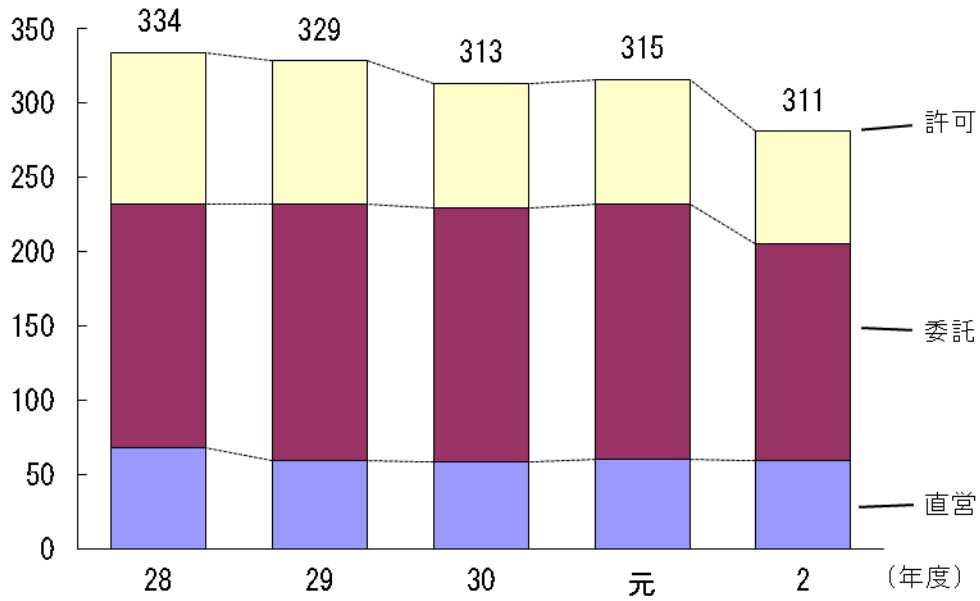


図 2-2 ごみの収集形態別収集量

(単位：千t)

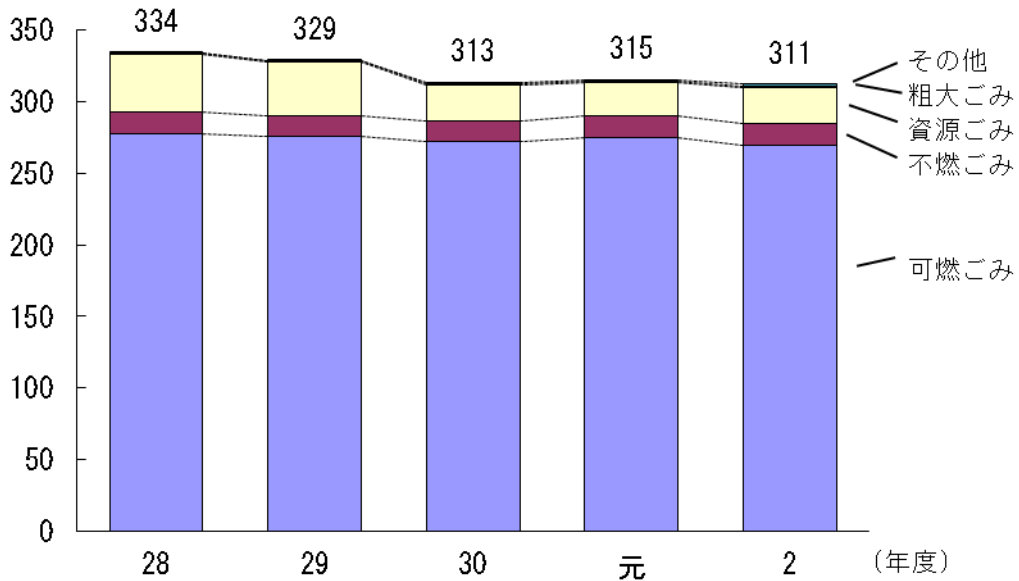


図 2-3 ごみの種類別収集量

エ. 生活系ごみと事業系ごみの割合

一般廃棄物のうち、オフィスで発生する紙くずなどの事業系ごみについては、主に許可業者により収集されている。2年度における事業系ごみの排出量は、図 2-4 のとおり約 13 万 t とごみ総排出量（民間事業者による回収量を含む。）の 32.1%を占めている。

また、ごみ総排出量に占める事業系ごみの割合の推移は図 2-5 のとおりである。生活系ご

みの減少は集団回収・可燃ごみの減少によるもの、事業系ごみの減少は資源ごみの減少によるものが主な要因である。

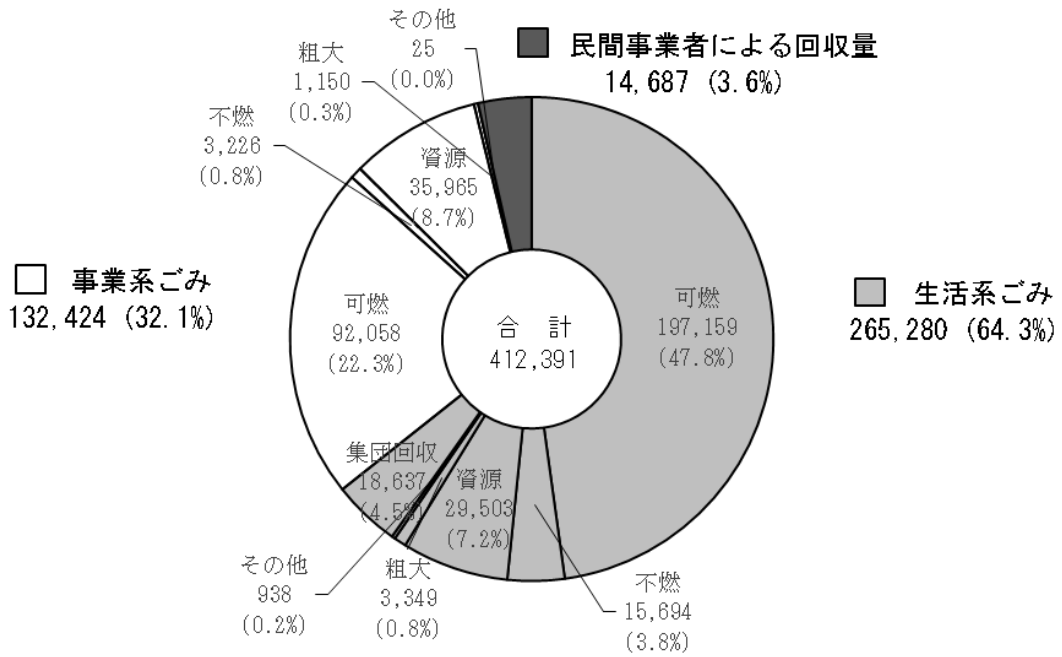
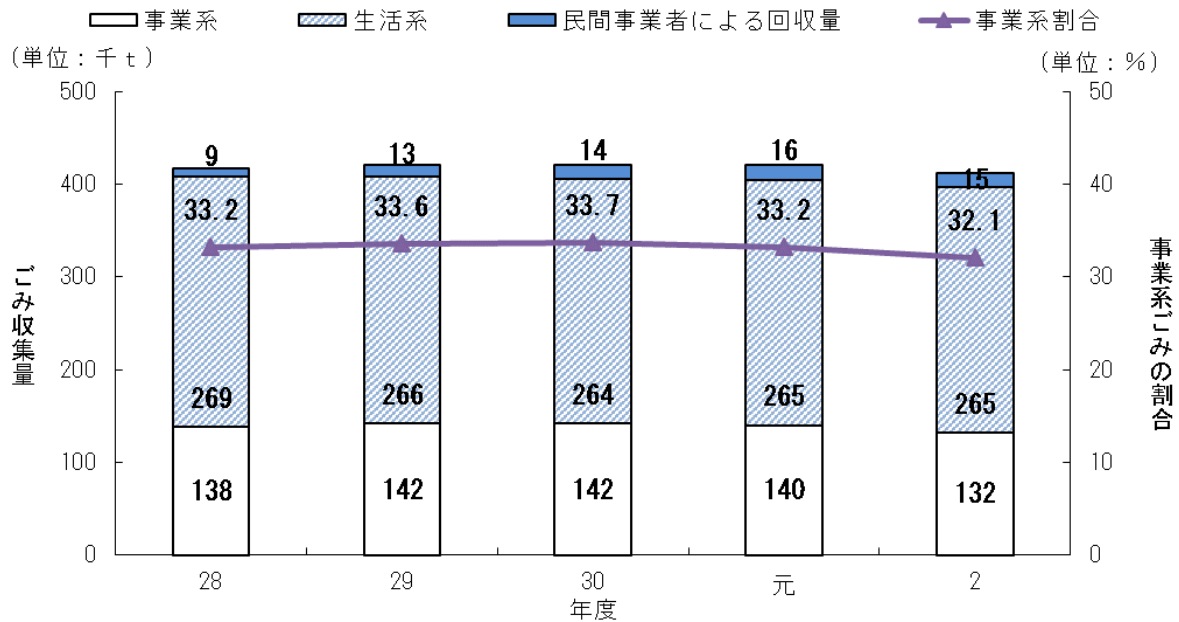


図 2-4 生活系ごみと事業系ごみの割合（2年度）（単位：t）

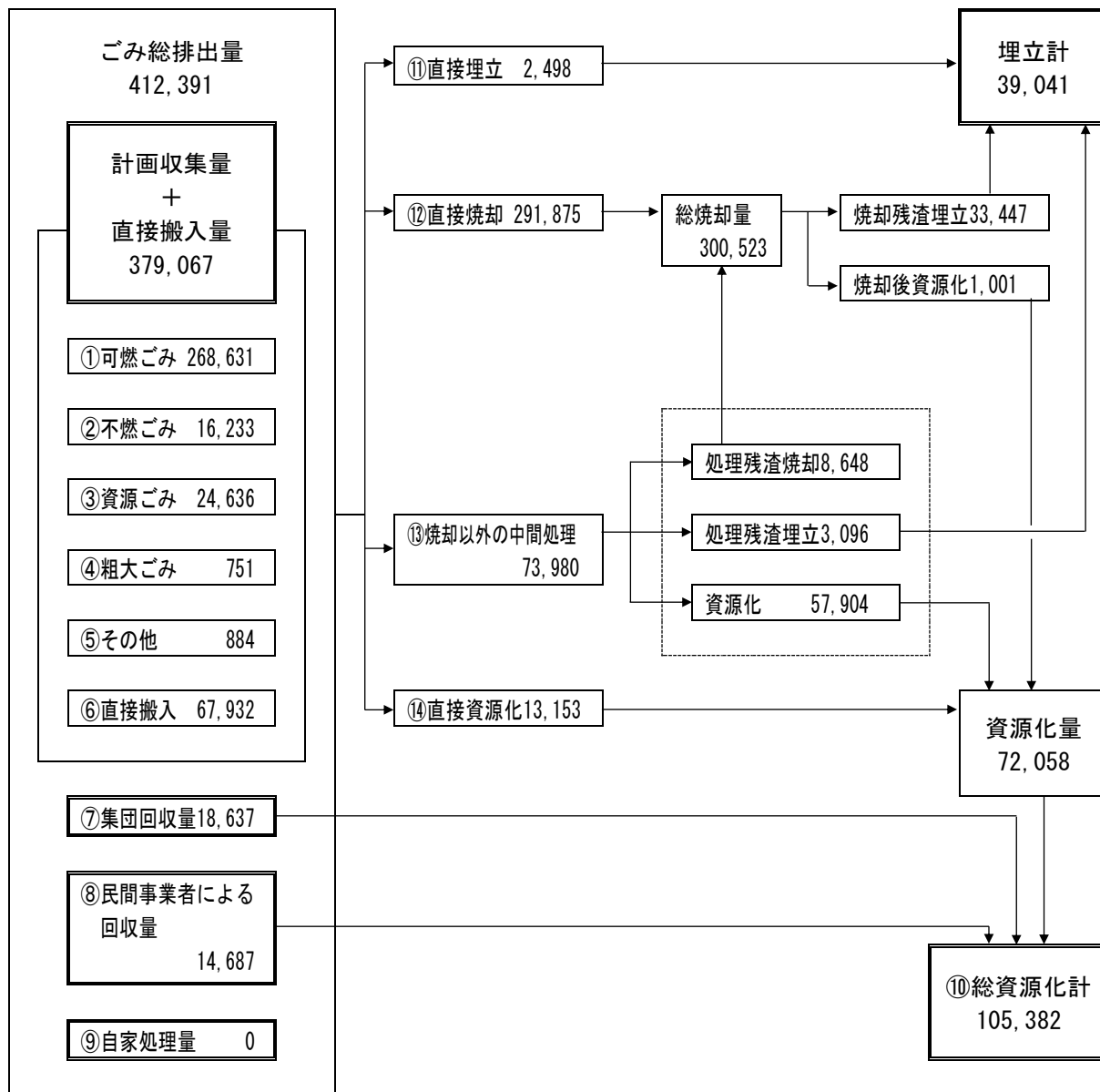


※集団回収は生活系ごみに分類

図 2-5 ごみ収集量と事業系ごみの割合の推移

オ. ごみ処理の状況

2年度におけるごみの処理状況は、図 2-6、表 2-3 のとおりで、リサイクル率（再生利用率）の推移は表 2-4 のとおりである。



計画収集人口	1,048,898 人
自家処理人口	0 人
総人口	1,048,898 人

- ・ごみ総排出量：①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧=412,391 t /年
- ・ごみ処理量：⑪+⑫+⑬+⑭=381,506 t /年
- ・リサイクル率：⑩ / (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨) = 25.6 %
[総資源化量 / (計画収集量+直接搬入量+集団回収量+民間事業者による回収量+自家処理量)]

図 2-6 2年度ごみ処理状況（単位：t）

表 2-3 2 年度ごみ処理状況

ごみ処理量	焼却等による 減量化量	埋立量	資源化量	集団回収量	民間事業者による回収量
	379,067t	267,968t <70.7%>	39,041t <10.3%>		
				総資源化量	
				105,382t <リサイクル率 25.6%>	

表 2-4 リサイクル率（再生利用率）の推移

年 度	28	29	30	元	2
富山県※	25.6	26.5	26.7	26.0	25.6
全 国	20.3	20.2	19.9	19.6	20.0

※県内の状況を反映させるため、本県の数値は民間事業者による回収量を含めている。

(3) 施設整備状況

ア. ごみ焼却施設

県内におけるごみ焼却施設の整備状況は、表 2-5 及び図 2-7 のとおり 5 施設となっており、稼働中の焼却施設の能力は県内全体で 1,467 t/日であり、市町村等が収集したものと直接搬入された可燃ごみ（平均 800t/日）を処理している。

型式については、准連続炉が 1 施設、全連続炉が 4 施設であり、型式別の処理能力の合計は、准連続炉 174 t/日、全連続炉 1,293 t/日となっている。

表 2-5 ごみ焼却施設整備状況

(4 年 4 月 1 日現在)

広域圏	市町村・一部事務組合	名称	型 式	能力 (t/日)	発電能力 (kW)
富 山	富山地区広域圏事務組合 (富山市、滑川市、舟橋村、上市町、立山町)	クリーンセンター	全連続	810 (24時間)	20,000
高 岡	高岡地区広域圏事務組合 (高岡市、氷見市、小矢部市)	高 岡 広 域 エコ・クリーンセンター	全連続	255 (24時間)	4,600
新 川	新川広域圏事務組合 (魚津市、黒部市、入善町、朝日町)	エ コ ぼ ～ と	准連続	174 (16時間)	—
砺 波	砺波広域圏事務組合 (砺波市、南砺市)	クリーンセンター と な み	全連続	90 (24時間)	—
—	射水市	クリーンピア射水	全連続	138 (24時間)	1,470
計		5 施設	—	1,467	—

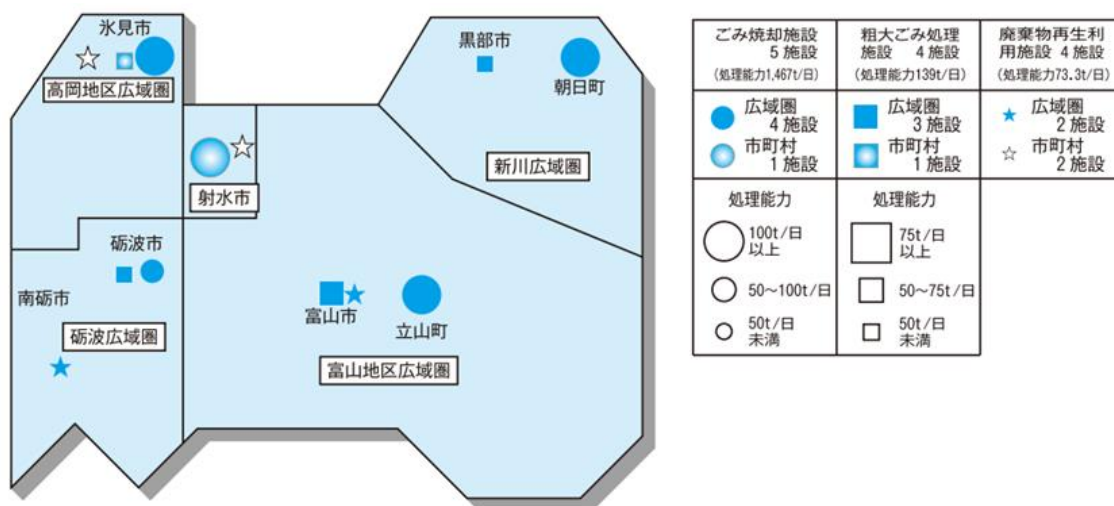


図 2-7 ごみ処理施設の状況

イ. 粗大ごみ処理施設

県内における粗大ごみ処理施設の整備状況は、表 2-6 及び図 2-7 のとおりで、収集された不燃ごみ等について破碎や圧縮等の処理を行っている。これら 4 施設の 1 日当たりの処理能力は 139 t である。

表 2-6 粗大ごみ処理施設整備状況

(4年4月1日現在)

広域圏	市町村・一部事務組合	名称	型式	能力 (t/日)
富山	富山地区広域圏事務組合 (富山市、滑川市、舟橋村、上市町、立山町)	リサイクルセンター	破碎・選別・圧縮	70
高岡	氷見市	氷見市不燃物処理センター	破碎・選別	20
新川	新川広域圏事務組合 (魚津市、黒部市、入善町、朝日町)	宮沢清掃センター	破碎・選別・圧縮	40
砺波	砺波広域圏事務組合 (砺波市、南砺市)	クリーンセンター と な み 粗大ごみ処理プラント	破碎・選別	9
計		4施設		139

ウ. 廃棄物再生利用施設

県内における廃棄物再生利用施設の整備状況は、表 2-7 及び図 2-7 のとおり 4 施設であり、1 日当たり処理能力は 73.3 t である。

表 2-7 廃棄物再生利用施設整備状況

(4年4月1日現在)

広域圏	市町村・一部事務組合	名称	型式	能力 (t/日)
富山	富山地区広域圏事務組合 (富山市、滑川市、舟橋村、上市町、立山町)	リサイクルセンター	破碎・選別・圧縮	40.6
高岡	氷見市	氷見市リサイクルプラザ	選別・圧縮	16
砺波	砺波広域圏事務組合 (南砺市)	南砺リサイクルセンター	破碎・選別・圧縮	8
	射水市	ミライクル館(処理棟)	破碎・選別・圧縮	8.74
計		4施設		73.3

エ. 最終処分場(埋立処分)

県内における最終処分場の整備状況は、表 2-8 のとおり 11 施設であり、施設規模は総面積 631 千 m²、埋立面積 185 千 m²、埋立容量 206 万 m³ となっている。

埋立残余容量は 458,135m³ であり、3 年度のごみ埋立量 20,585m³ から推定すると 3 年度末で約 22.3 年の残余年数がある。(全国では 2 年度末で 22.4 年間)

表 2-8 最終処分場施設整備状況

(4年4月1日現在)

広域圏	市町村・一部事務組合	名称	全体面積 (m ²)	埋立面積 (m ²)	埋立容量 (m ³)	残余容量 (m ³)
富山	富山市	山本最終処分場	76,400	43,000	555,000	84,286
高岡	高岡市	埋立処分場(B地区)	234,800 [※]	25,000	259,000	8,300
		埋立処分場(D地区)		12,900	115,000	62,600
	氷見市	不燃物処理センター	24,090	13,200	170,000	52,183
	小矢部市	不燃物処理場	23,900	17,900	135,000	71,851
新川	新川広域圏事務組合	新川一般廃棄物最終処分場	27,000	12,000	165,262	91,685
		宮沢清掃センター一般廃棄物最終処分場	31,558	20,990	234,939	0
		宮沢清掃センター新最終処分場	45,239	3,300	54,000	46,317
砺波	砺波広域圏事務組合	クリーンセンターとなみ一般廃棄物最終処分場	77,651	10,500	57,000	6,699
		南砺リサイクルセンター埋立地	19,295	3,180	31,800	0
	射水市	野手埋立処分所	71,000	22,900	280,000	34,214
計		11施設	630,933	184,870	2,057,001	458,135

※ A、B、C、D 地区の合計(A、C 地区は埋立終了)

(4) ダイオキシン類対策

3年度の県内のごみ焼却施設（市町村等設置の5施設）におけるダイオキシン類排出濃度の調査結果は表2-9のとおりであり、すべての施設で大気排出基準を下回っていた。

表2-9 ごみ焼却施設のダイオキシン類排出濃度調査結果（3年度）

施設名称	排出濃度 (ng-TEQ/m ³ N)	大気排出基準 (ng-TEQ/m ³ N)
富山地区広域圏事務組合 クリーンセンター	0～0.00004	0.1
高岡地区広域圏事務組合 高岡広域エコ・クリーンセンター	0.00004～0.0026	1
新川広域圏事務組合 エコぽ～と	0.03～0.044	5
砺波広域圏事務組合 クリーンセンターとなみ	0.0054～0.0062	5
射水市 クリーンピア射水	0.0025～0.0059	5

(5) 食品ロス・食品廃棄物削減対策

「富山物質循環フレームワーク」で取組みの具体例として食品ロス・食品廃棄物対策が挙げられたことを踏まえ、有識者、事業者・消費者の関係団体、市町村等で構成する富山県食品ロス・食品廃棄物削減推進県民会議を設置し、「3015（さんまるいちご）運動*」など、削減に向けた全県的な運動を推進している。

※立山の標高3015mにちなみ、「30」と「15」をキーワードにした富山型の食品ロス削減運動
食べきり3015：開宴後30分と終了前15分に自席で料理を楽しむ時間を設定し、料理を食べきる。
使いきり3015：毎月30日と15日に冷蔵庫等をチェックし、必要な分だけ購入して食材を使いきる。

ア. 食品ロス・食品廃棄物の実態把握

1) 家庭系食品ロス・食品廃棄物実態把握調査（組成調査、アンケート調査）

i. 可燃ごみの組成調査

- ① 平成28年11月から29年8月まで、富山地区広域圏事務組合等と協力し、計5回にわたり年間を通じた可燃ごみの組成調査を実施した結果、可燃ごみ全体に占める食品廃棄物の割合は45.0%で全国（41.4%）と同程度であった。この比率をもとに県内の食品ロス発生量（年間）は2.7万トンと推計された。

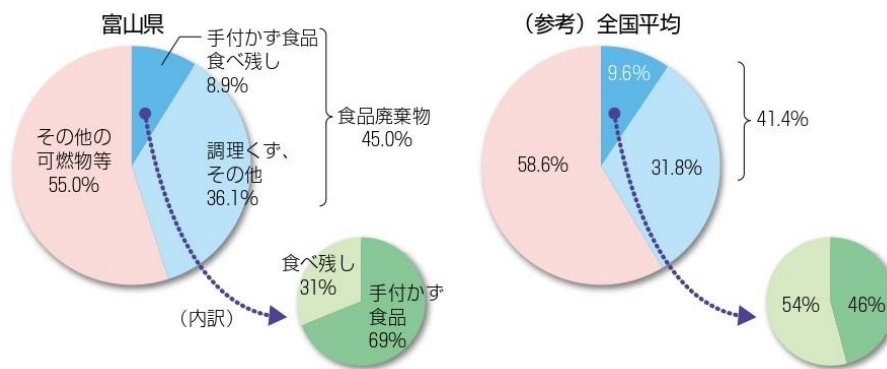


図 2-8 可燃ごみの組成調査結果

- ② 一方、食品ロス（手付かず食品、食べ残し）については、手付かず食品の占める割合は69%で食べ残しの約2倍もあり、全国（46%）と比べて高くなった。また、夏季（6、8月）には、手付かず食品だけでなく、食べ残しも大幅に増えることから食品ロス発生量が多くなることがわかった。

表 2-10 家庭ごみの食品ロス量（組成調査実測値）

区分	11月、1月、3月の平均	6月、8月の平均
手付かず食品	2.1 kg	3.1 kg
食べ残し	0.7 kg	2.3 kg
計	2.8 kg	5.4 kg

ii. 家庭へのアンケート調査

- ① 家庭を対象に食品ロス・食品廃棄物の排出状況などについてアンケート調査を実施した結果、88.0%の家庭で「賞味・消費期限切れ等の手付かず食品」が出ており、その理由として最も割合が高いのは「購入したことを忘れ、期限切れになる」（61.5%）であった。
- ② 一方で、食品ロス削減の取組みについては、「買い物の前に冷蔵庫の中を確認している」は59.8%、「賞味・消費期限を確認し期限が遠い食品を購入している」は61.5%の家庭で実施されていた。

このようなことから、「重複買い」「賞味期限が遠いことによる過信」「冷蔵庫への詰め込みすぎ」など、さまざまな原因で手付かず食品などの食品ロスが発生しているものと考えられる。

2) 事業系食品ロス・食品廃棄物実態把握調査

県内の食品関連事業所（食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業）を対象に食品ロス・食品廃棄物の発生状況について調査を実施した結果、県内での食品ロス発生量（年間）は1.6万tと推計され、食品廃棄物に占める割合は19.4%で全国（17.4%）と同程度であった。

また、業種別の食品廃棄物発生量については、食品製造業が全体の7割を占めて最も多くなったが、食品ロスの発生量については、外食産業が36.3%と4業種の中で最も多くなった。また、食品廃棄物に占める食品ロスの発生量の割合は外食産業が64.2%と4業種の中で最も多いことがわかった。

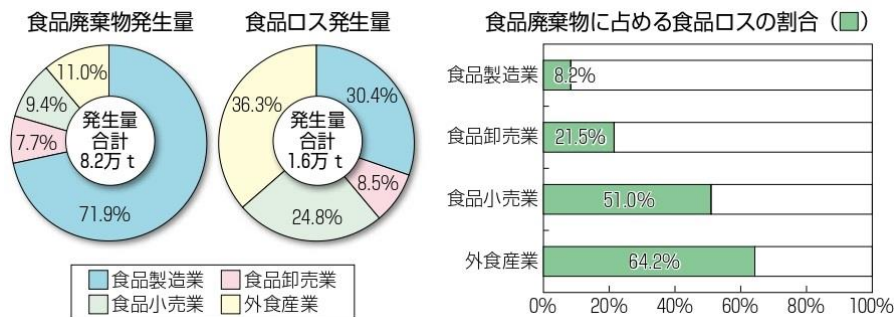


図 2-9 事業系食品ロス・食品廃棄物の実態調査結果

3) 県内における食品ロス・食品廃棄物の状況

28～29年度に行った実態調査の結果から、本県での食品ロス・食品廃棄物の発生量は下記のとおり推計された。

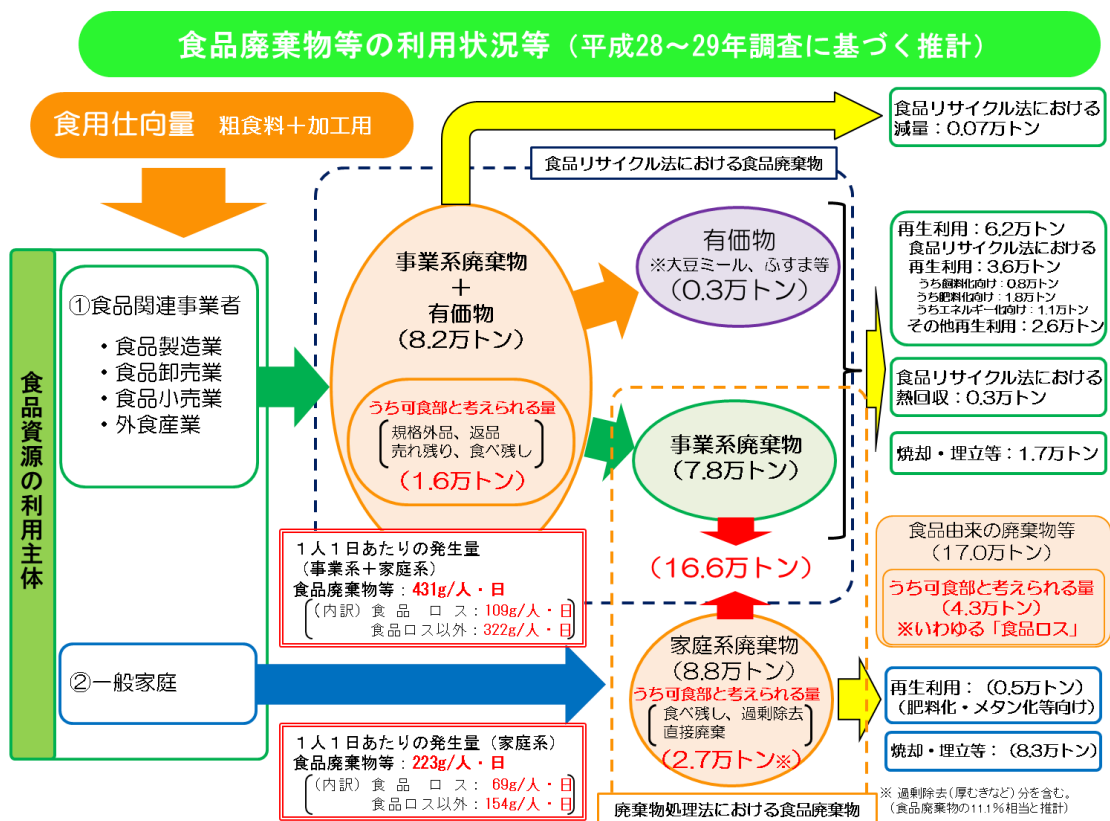


図 2-10 食品廃棄物等の利用状況等

イ. 食品ロス・食品廃棄物の削減の取組み (令和3年度)

1) 食品ロス・食品廃棄物の削減に関する周知・啓発

i. WEBサイトによる発信

食品ロス等関連情報を一元的に集約したWEBサイトにより、情報発信を行っている。
(とやま食ロスゼロ作戦 <https://foodlosszero.jp/>)

ii. 公共交通機関を活用した普及啓発

公共交通機関の駅や車内にポスターを掲示して普及啓発を行い、食品ロス削減に向けた機運の醸成を図った（10月2日から11月1日のうち4週間で実施）。

iii. 「サルベージ・サポーター」のマッチング

家庭で持て余している食材を持ち寄って料理するサルベージ・パーティについて、県内での開催拡大を図るため、企画・進行を行う「サルベージ・サポーター」（元年度に県で28名を認定）と、開催を希望する団体等とのマッチングを行った（計4回）。

2) 発生抑制の重点的な取組み

i. 全県的な食品ロス等削減運動の展開

・食品ロス等削減運動協力宣言事業者の募集・登録

食品ロス等削減に対する意識を高め、機運の醸成を図るため、食品ロス等の削減に取り組む農林水産物の生産者及び食品関連事業者等を「食品ロス等削減運動協力宣言事業者」として登録（983件：4年3月末時点）し、登録事業者には認定ステッカーを交付するとともに、その取組みをホームページ等に掲載して広く紹介している。

・期間間近商品の優先購入キャンペーンの実施

消費・賞味期限の近接した商品の購入が食品ロス削減につながることを消費者に広く周知し、理解促進を図るため、食品スーパーマーケットやコンビニエンスストア等と連携してポスター、POP等PR媒体の掲示によるキャンペーンを実施した。

ii. 商慣習の見直しの推進

食品流通過程における食品ロス発生の原因となりうる納品期限や過剰在庫等の商慣習の見直しを推進するため、以下を実施した。

① 商慣習の見直しに取り組む食品関連事業者を「商慣習見直し宣言事業者」として募集し、その取組みをホームページで紹介した（4年3月末時点で26者を登録）。

② 製造業、卸売業、小売業、経済・消費者団体等で構成される専門部会などを開催し、納品期限の緩和に向けた課題などについて検討した（4年2月）。

3) 未利用食品の有効活用

i. フードバンク活動促進に向けた実証事業

食品関連事業者から発生する未利用食品の有効活用を促進するため、フードバンク活動コーディネーターを配置し、比較的小さな規模、エリアでのモデル事例を構築・検証する実証事業を実施した（実証事例：3例）。

ii. フードドライブ拡大事業

フードドライブについて、取組みの拡大・定着を図るため、リレーキャンペーンとして様々な主体にフードドライブの実施を呼びかけ、PRした（実施件数：57件（41団体））。そのほか、スーパーと連携して、効率的なフードドライブの運営（無人化）に向けた実証実験を実施した（実証事例：2例）。

(6) 災害廃棄物対策

地震等の大規模な災害の発生時において、災害廃棄物の処理を適正かつ円滑に推進するため、(一社)富山県産業資源循環協会、(一社)富山県構造物解体協会及び富山県環境保全協同組合の3団体と協定を締結しており、(公社)富山県浄化槽協会とは浄化槽の緊急点検や応急措置等に関する協定を締結して必要な協力体制を構築している。

平成29年3月には、災害が発生した場合に備え、災害廃棄物を計画的に処理するための関係

機関との連携や広域的な協力体制の整備などを定めた富山県災害廃棄物処理計画を策定している。

富山県災害廃棄物処理計画の概要は表 2-11 のとおりである。

その後、30 年 2 月に県地域防災計画〈地震・津波災害編〉が修正され、地震被害想定が追加されたほか、31 年 3 月に県災害時受援計画の策定、令和元年 10 月には台風 19 号に伴う災害廃棄物の広域処理の支援を行ったことから、これらの内容を反映させるなど、2 年 3 月に処理計画を改定している。また、災害廃棄物の発生量の推計について技術的な支援を行うなど、市町村における災害廃棄物処理計画の策定を促進するとともに、環境省、中部地方自治体、市町村、関係団体等と連携した情報伝達訓練や災害廃棄物の仮置場の設置・運営に係る訓練を実施している。

表 2-11 富山県災害廃棄物処理計画の概要

<p>総則</p>	<p>○計画の対象</p> <p>災 害：地域防災計画で想定する地震*・津波、災害対策本部の設置が想定される風水害 （※呉羽山断層帯地震、跡津川断層地震、法林寺断層地震などを想定）</p> <p>廃棄物：災害廃棄物、避難所・生活ごみ、仮設トイレ等のし尿</p> <p>○県の役割</p> <p>市町村等が行う災害廃棄物対策に対する技術的な支援や助言（廃棄物処理に関する一連の業務についての調整機能を担う）</p> <p>○処理完了目標</p> <p>災害発生から概ね3年以内（具体的には被災状況等を考慮して設定）</p> <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発災後、被災状況を踏まえ県災害廃棄物処理実行計画を作成 ・訓練等で実効性を高めるほか、必要に応じて計画を改定
<p>災害廃棄物 対策</p>	<p>1 平時の備え（体制整備等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織体制・指揮命令系統、情報収集・連絡体制の整備 ・市町村・民間事業者・近隣他県等との協力・支援体制の検討 ・廃棄物発生量・処理可能量の推計、訓練等の実施 <p>2 災害応急対応</p> <p>[初動期：発災後数日間]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織体制の整備、連絡手段の確保、被害情報の収集 ・広域的な協力体制の確保、周辺市町村・民間事業者等との連絡調整 <p>[応急対応の前半：～3週間程度]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮設トイレ不足分、し尿収集の支援要請 ・有害・腐敗性廃棄物処理の助言・調整 ・市町村による災害廃棄物の発生量等の推計を支援 ・倒壊の危険のある建物の解体等について民間事業者等と調整 <p>[応急対応の後半：～3か月程度]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災市町村以外の仮置場候補地の情報を被災市町村に提供 <p>3 災害復旧・復興等〔発災～3年程度〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域処理時の受入や派遣の調整 ・被災処理施設の修繕、災害廃棄物処理に係る補助金の手続きを支援 ・進捗状況の管理、処理体制見直しの支援

とやま食ロスゼロ作戦 『フードドライブ』の取組み

富山県の家庭で発生する食品ロスは、「食べ残し」よりも、未開封のまま捨てられる「手付かず食品」の方が多いことから、県では、家庭で余っている未利用の食品を集め、必要としている福祉団体などに寄付する「フードドライブ」の普及を図っています。



令和3年度から「とやまりレーフードドライブ・キャンペーン」を展開しており、様々な主体にフードドライブの実施を呼びかけるとともに、運用マニュアル（2年度作成）を活用した実施方法のアドバイスのほか、資機材の貸出し、WEBサイトでの実施情報の発信、動画やポスターによる周知啓発を行っています。

さらに、令和4年度は、効率的な運営（窓口の無人化）に向け、3年度に実施した実証実験を踏まえて県内スーパー等への水平展開を進めるほか、各地域や実施主体の実情に応じた多様な循環モデルの構築に取り組んでいます。

また、高校生を対象に、フードドライブについての出前講座やアイデアコンテストを開催しました。

こうした取組みの結果、様々な地域の団体や事業者、学校等、多くの方々にご参加いただき、フードドライブの取組みは県内全域に広がりつつあります。



フードドライブ実施情報は[こちら](#)

2. し尿処理の状況

(1) し尿処理状況の推移

県内のし尿計画処理量の推移は、図 2-11 のとおりで、近年は減少傾向にあり、2 年度には 10 万 4 千 kL となっている。

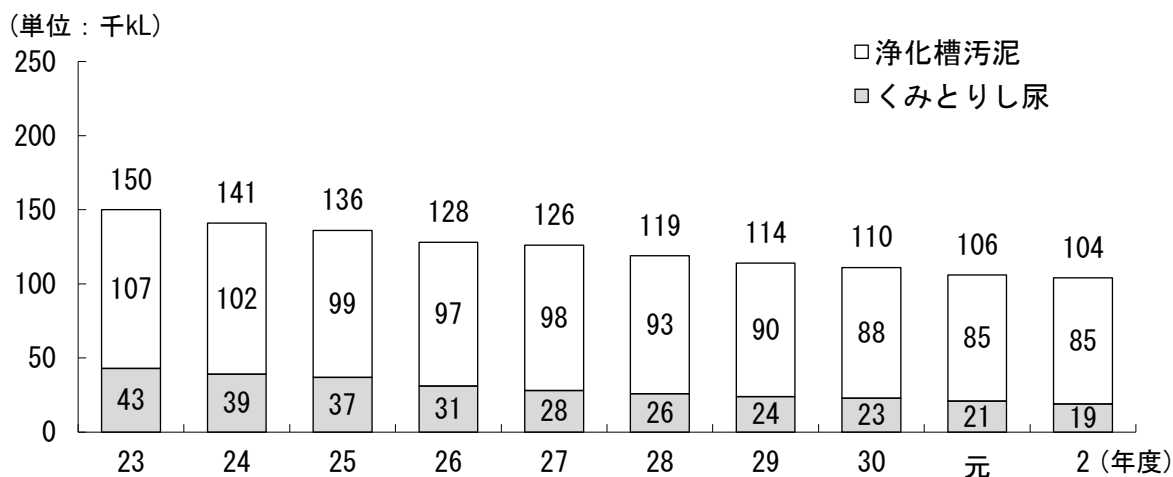


図 2-11 し尿処理状況の推移

(2) し尿の収集及び処理状況

ア. 計画処理区域の状況

2 年度のし尿の計画収集人口は約 2 万 9 千人 (2.7%) で、これに水洗化人口約 102 万人 (97.3%) を加えた衛生処理人口は約 105 万人となっている。

(2 年 10 月 1 日現在)

総人口		1,048,898 人
非水洗化人口		28,717 人 (2.7%)
水洗化人口		1,020,181 人 (97.3%)
し尿計画収集人口		28,717 人 (2.7%)
公共下水道人口	浄化槽等人口	
859,528 人 (81.9%)	160,653 人 (15.3%)	
衛生処理人口 1,048,898 人 (100%)		

図 2-12 計画処理区域の状況

イ. し尿の収集形態別収集量

2年度におけるし尿の収集量は、約10万4千kLで、これを収集形態別にみると表2-12のとおり、委託業者によるものが約2万7千kL(25.7%)、許可業者によるものが約7万7千kL(74.3%)などであった。

表2-12 し尿の収集形態別収集量(2年度)

(単位：kL/年)

区分		し尿	浄化槽汚泥	計
収集量		19,453	84,798	104,251
収集形態別	直営	0	0	0
	委託	11,706	15,111	26,817
	許可	7,747	69,687	77,434
自家処理量		0	0	0

ウ. し尿の処理状況

2年度におけるし尿の処理状況は、表2-13及び図2-13のとおりで、処理量約10万4千kLのうち、約7万9千kL(76.0%)がし尿処理施設で、残り約2万5千kL(24.0%)が下水道で処理されている。

なお、海洋投入及び農地還元は行われていない。

表2-13 し尿の処理状況(2年度)

(単位：kL/年)

処理区分	し尿	浄化槽汚泥	計
し尿処理施設	16,797	62,475	79,272
下水道投入	2,656	22,323	24,979
計	19,453	84,798	104,251

(単位：kL/年)

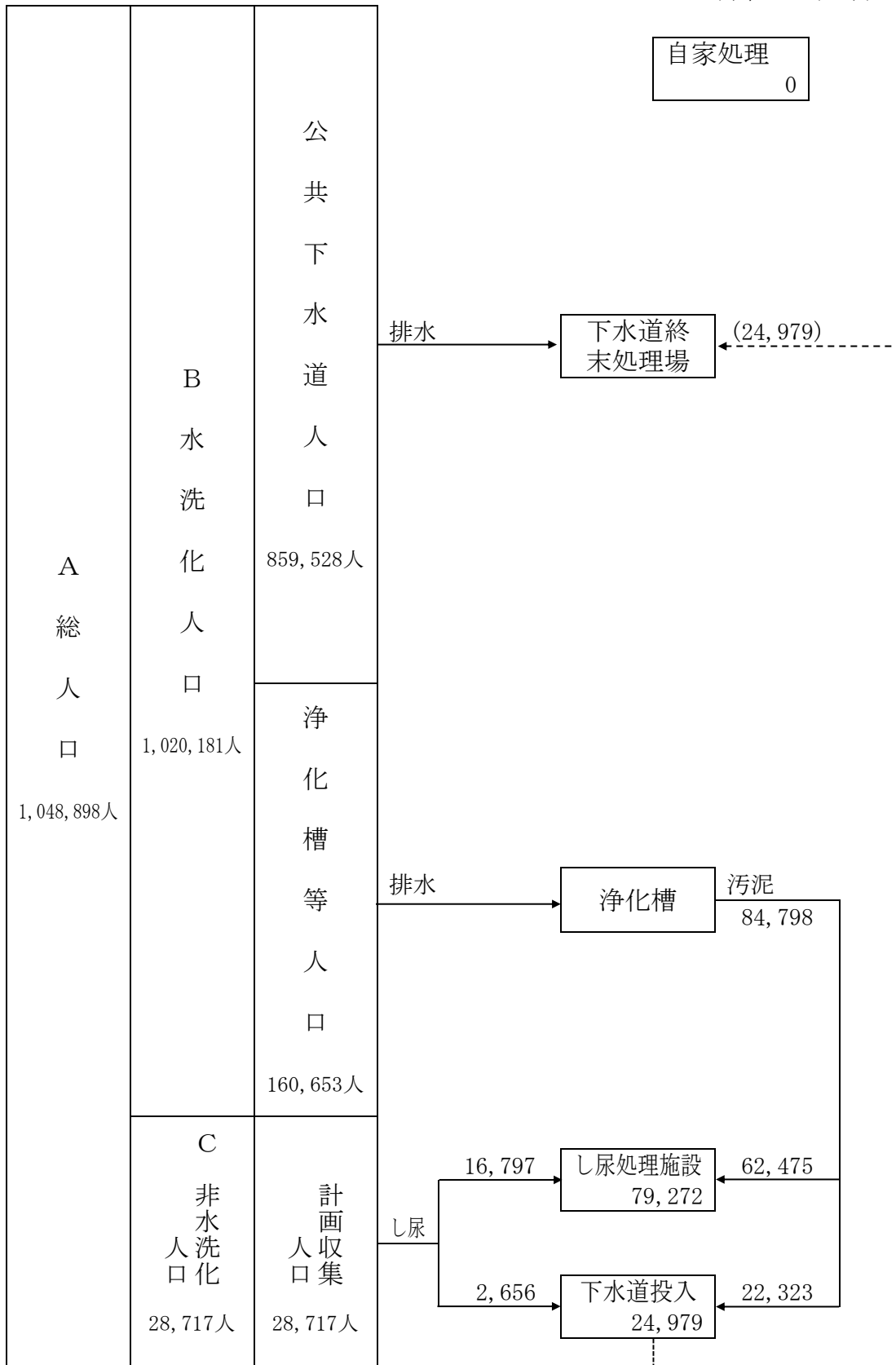


図 2-13 し尿処理フローチャート(2年度)

(3) し尿処理施設整備状況

県内におけるし尿処理施設の整備状況は、表 2-14 のとおり 7 施設となっており、処理能力は県内全体で 1 日当たり 467kL であり、委託業者や許可業者等が収集した 1 日当たり平均収集量 286kL に対して十分な処理能力が確保されている。

処理方式については、高負荷脱窒素方式 2 施設、消化・活性汚泥方式 3 施設、固液分離方式 2 施設となっている。

処理能力については、高負荷脱窒素方式が 85kL/日、消化・活性汚泥方式が 242kL/日などとなっている。

表 2-14 し尿処理施設整備状況

(4 年 4 月 1 日現在)

広域圏	市 町 村 ・ 一 部 事 務 組 合	名 称	処理方式	能 力 (kL/日)
富 山	富山市	つばき園	固液分離 (浄化槽汚泥専用)	90
	富山地区広域圏事務組合 〔富山市、滑川市、舟橋村、上市町、立山町〕	衛生センター し尿処理棟	標準脱窒素	60
		衛生センター 汚泥処理棟	固液分離 希釈放流	50
高 岡	高岡市	し尿処理施設	好気性 消化処理	66
	氷見市	クリーン センター	直接脱水型 脱窒素	30
砺 波	砺波地方衛生施設組合 〔高岡市、砺波市、小矢部市、南砺市〕	クリーンシス テムとなみ	直接脱水型 硝化脱窒素	55
	射水市	衛生センター	低希釈二段 活性汚泥	116
計		7 施設		467

(4) 浄化槽

ア. 浄化槽の設置基数

生活水準の向上に伴い、水洗化の要請が高まり、特に下水道の整備が遅れている地域では、急速に浄化槽が普及したため、放流水による公共用水域の汚濁防止対策に十分な配慮が必要となった。

このため、浄化槽の設置、保守点検、清掃及び製造についての規制並びに関係業者の責任と業務の明確化及び地位の確立を図り、生活環境の保全と公衆衛生の向上を推進することを目的として、浄化槽法が制定され、60年10月1日から施行されている。

県内における浄化槽設置数の推移は図 2-14 のとおりであり、平成7年度の115,678基をピークに減少し、令和2年度は39,162基となっている。

また、平成12年6月に浄化槽法が改正され、13年4月以降に浄化槽を新設する場合は、原則として合併処理浄化槽を設置することが義務付けられ、し尿のみを処理する単独処理浄化槽については新設が禁止された。環境負荷の低い合併処理浄化槽への転換を促し、法定検査の受検率の向上、浄化槽管理の強化を図るため、令和元年6月に浄化槽法が改正（2年4月施行）され、そのまま放置すれば生活環境の保全等に重大な支障が生ずるおそれがある特定既存単独処理浄化槽に対する措置等が新たに規定された。

県内における単独処理浄化槽・合併処理浄化槽の構成割合の推移は図 2-15 のとおりであり、平成7年度に5.0%であった合併処理浄化槽の割合が令和2年度には32.4%に達している。

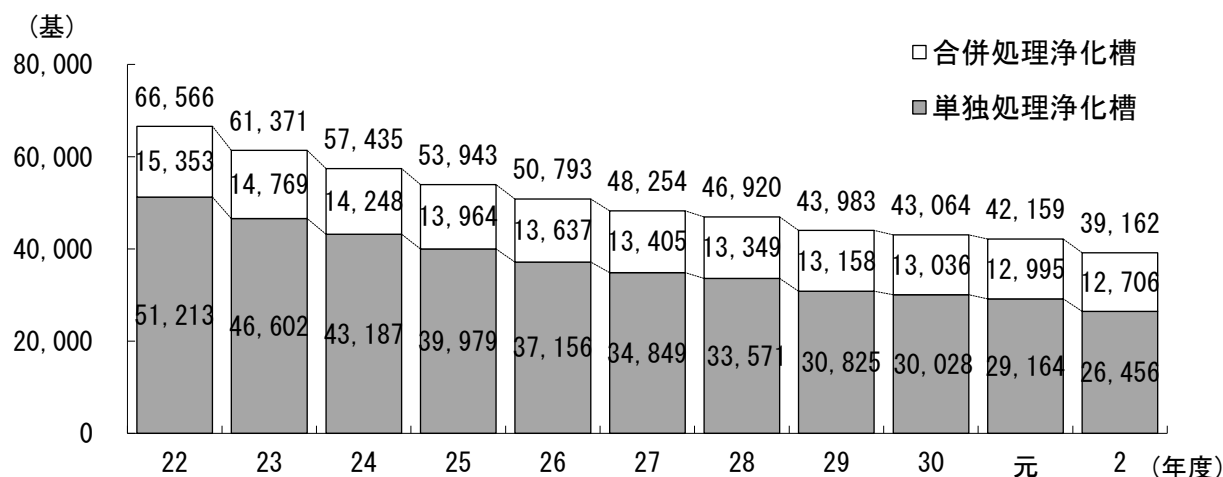


図 2-14 浄化槽設置数の推移

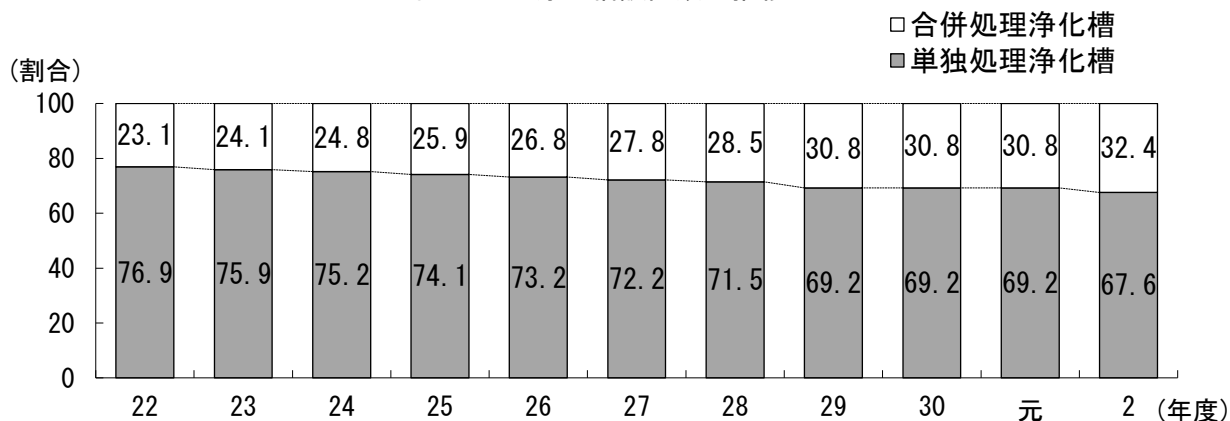
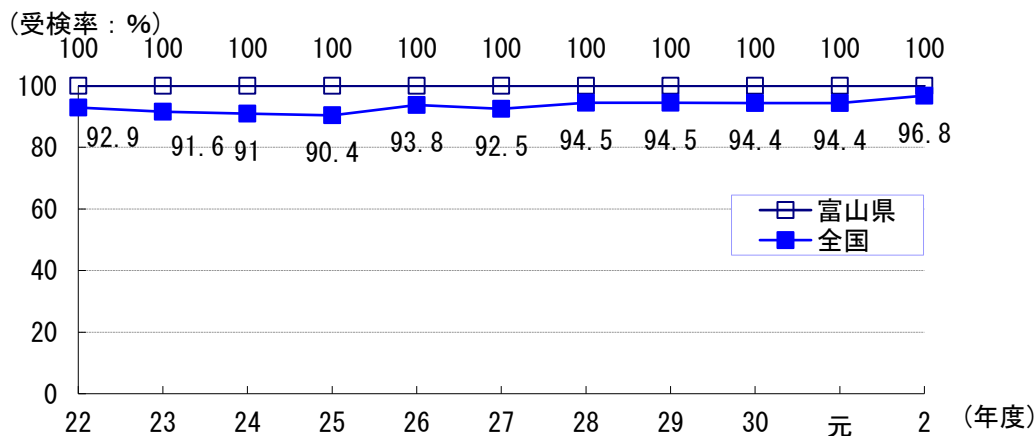


図 2-15 単独処理浄化槽・合併処理浄化槽の構成割合の推移

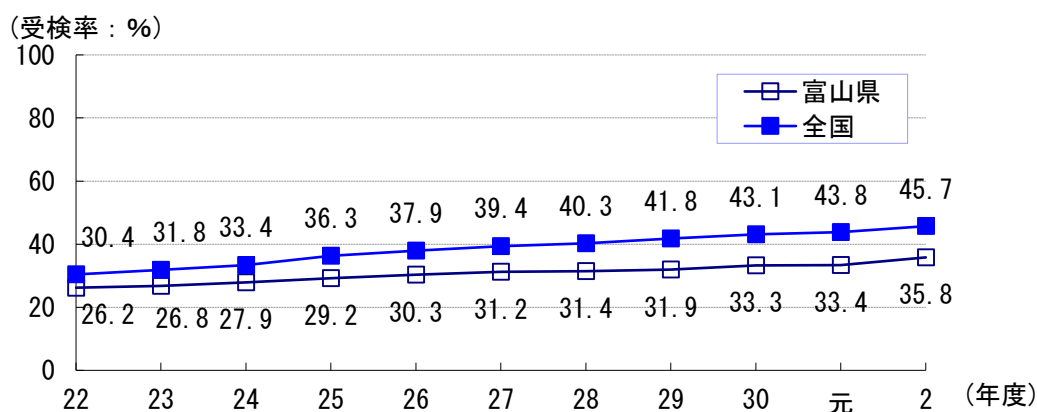
イ. 法定検査の受検の状況

浄化槽法で定められている法定検査受検率の推移は図 2-16 のとおりであり、7 条検査については、平成 18 年度以降、県内受検率は 100%を維持しているが、11 条検査については、全国平均を下回っている。

① 7 条検査受検率の推移



② 11 条検査受検率の推移



③ 市町村別の 11 条検査受検率（令和 2 年度）

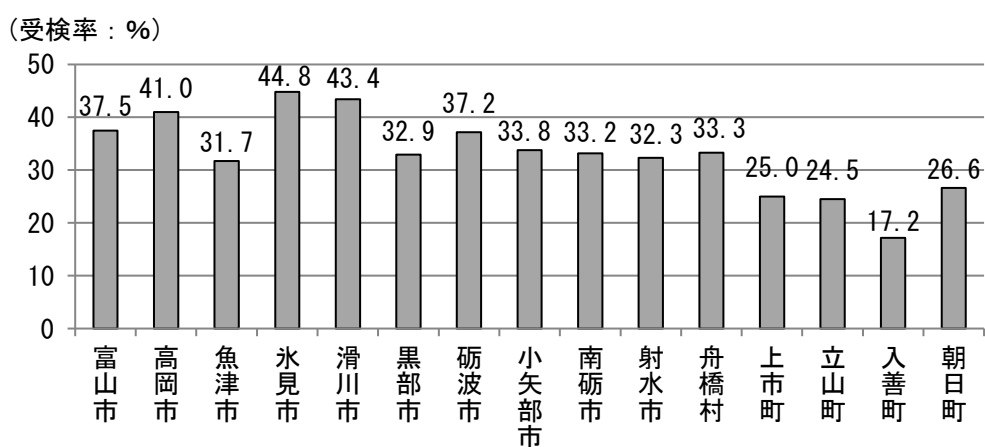
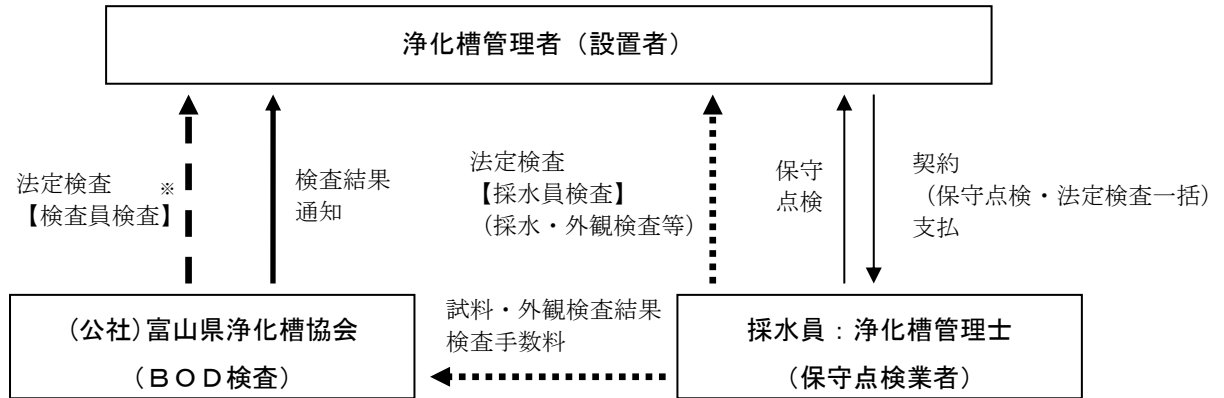


図 2-16 浄化槽法定検査受検率の推移等

ウ. 法定検査（11条検査）の受検率向上の取組み

11条検査については、低迷する受検率の向上のため、平成20年度に採水員検査などの簡易検査を導入するとともに、21年度からは国の基金も活用し、未受検者への案内・リーフレットの送付、戸別訪問による受検依頼等の啓発事業を展開してきたところである。

その結果、19年度までは15%に満たなかった受検率が、令和2年度には35.8%まで向上するなど一定の成果が得られたものの、依然として全国平均の45.7%を下回っている。



※ 採水員検査を受検している場合も、5年に1回は検査員検査を受けなければならない。

図 2-17 採水員検査制度のイメージ

毎年1回 法定検査を受けましょう!

あなたの浄化槽からの放流水はきれいですか?法定検査を受けて身近な環境をより良くしましょう。

浄化槽をお使いの方には、浄化槽法に基づく「法定検査」「保守点検」「清掃」の3つの義務があります。

法定検査
年1回、浄化槽が適正に維持管理され、その機能が十分に発揮されているかどうかを確認する検査です。車にたとえると「車検」にあたります。
(公社)富山県浄化槽協会へ依頼してください。検査員が直接伺い検査を行います。
※浄化槽を設置するときに補助金を受けた方は、その時に受検を約束しています。

- 定期検査 年1回(11条検査)
毎年1回受けていただく検査です。この検査では、維持管理状況とBOD検査などの水質検査で適合判定を行います。
法定検査の依頼手続を、保守点検業者に委託することができます。
- 初めての検査(7条検査)
新たに浄化槽を設置して、使用開始後3～8か月以内に1回だけ受けなければならない最初の検査です。この検査では、主に設置状況と水質の検査を行います。

保守点検
浄化槽が正しく運転され、その機能を維持するために点検・調整または修理する作業です。
富山県・富山市へ登録している保守点検業者へ委託してください。

清掃
浄化槽内の汚れたものが多く溜まると悪臭などの原因となるため、定期的に「キョーム車」で引抜き・洗浄する作業です。
市町村の許可を受けた清掃業者へ委託してください。

種類	大きさ	～10人様	11～20人様	21～100人様	101～300人様	301人様～
第7条検査		10,000円	11,000円	12,000円	15,000円	・・・
第11条検査		6,000円	7,000円	8,000円	11,000円	・・・

よくあるご質問

Q 保守点検業者と契約しているのに、法定検査も受けなくてもはいけませんか?
A すべての浄化槽は、この法定検査を受けなければならないと、浄化槽法に規定されています。法定検査は、浄化槽の設置や維持管理が適正に行われ、浄化槽の機能がきちんと確保されているかを確認するためのものであり、たとえ浄化槽保守点検業者と委託契約していても、その目的が異なりますから、指定検査機関による法定検査を受けなければならない。

Q 法定検査を受けなければ罰則はありますか?
A 法定検査を受けていない浄化槽の設置者に対して、県知事は、指導及び勧告、勧告、命令ができます。正当な理由がなく、この「命令」に違反した場合は、30万円以下の過料に処せられます。

浄化槽に関するお問い合わせ及び届出書などの提出窓口は

- 富山県高岡厚生センター 射水支所 TEL:076-55-3555
- 富山県高岡厚生センター 氷見支所 TEL:076-74-1750
- 高岡市 地域安全課 TEL:076-20-1352
- 富山県高岡厚生センター 小矢部支所 TEL:076-52-1000
- 富山県高岡厚生センター TEL:076-52-3511
- 富山県新川厚生センター 野島 TEL:076-62-1225
- 富山県新川厚生センター 魚津支所 TEL:076-24-0359
- 富山県中野厚生センター TEL:076-42-1234
- 富山県生活環境文化部 環境政策課 TEL:076-444-3140
- 富山県保体所 生活衛生課 TEL:076-428-1154

管理者が変更になったら
浄化槽の管理者(設置者や所有者)が変更になったら、30日以内に「浄化槽管理権変更届出書」をお住いの上記の行政窓口へ提出してください。

浄化槽の使用を休止したとき
転居や空き家等で浄化槽を使用しなくなったら、「浄化槽使用休止届出書」をお住いの上記の行政窓口へ提出してください。その際の法定検査・保守点検・清掃の義務を免除することができます。その際に、休止届の提出のほかに、清掃(全ての汚泥の撤去と水張り)が必要です。再開する場合は、30日以内に「浄化槽使用再開届出書」をお住いの上記の行政窓口へ提出してください。

浄化槽を廃止したとき
浄化槽を下水道に接続したり取り壊し等で廃止した日から30日以内に「廃止届出書」をお住いの上記の行政窓口へ提出してください。

詳しくは、富山県浄化槽協会または保守点検業者へお問い合わせください。様式は当協会のホームページからもダウンロードできます。

富山県環境政策課 〒930-8501 富山市新曲輪1-7 TEL (076) 444-3140

富山県指定点検機関 **公益社団法人 富山県浄化槽協会** 〒930-0083 富山市総曲輪2-1-3 富山商工会議所ビル別館2階 浄化槽相談窓口 ☎0120-192-101

(SDGs)の取り組み 詳しくはHP ▶ 富山県浄化槽協会 検索

図 2-18 法定検査の受検を呼びかけるリーフレット

平成 26 年度には、業者が実施する「保守点検」及び「清掃」と、指定検査機関が実施する「法定検査」の契約窓口や支払を一本化し、法定検査受検率の向上に資する「浄化槽一括契約制度」について、(公社)富山県浄化槽協会と連携して検討を行った。

検討にあたっては、全国の先進事例について調査するとともに、(公社)富山県浄化槽協会が設置したワーキンググループにおいて意見交換を行い、地域の実情に応じた望ましい制度の導入方法等について「浄化槽一括契約制度の導入に向けて」として取りまとめ、市町村や業界団体に対して説明会を開催し、制度の普及を図った。

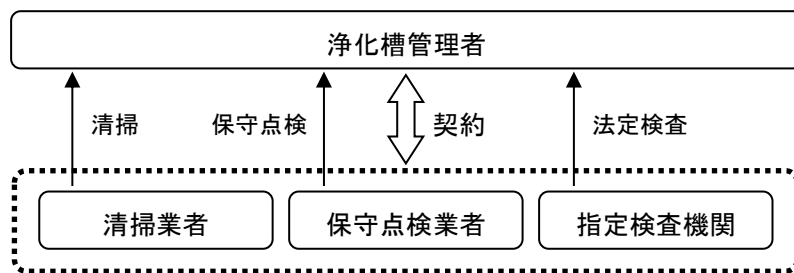


図 2-19 一括契約制度のイメージ

エ. クラウド型浄化槽台帳システムの導入

浄化槽の設置に関する情報や維持管理の実施状況について正確に把握を行うことで、単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換の指導や 11 条検査の受検の指導等を通じた良好な放流水質の確保が可能となることから、令和元年度の浄化槽法改正により都道府県において浄化槽台帳を作成することとされた。

富山県では、それ以前から浄化槽管理システムにより浄化槽情報を整備してきたが、関係機関との情報共有の作業が煩雑であったこと、法改正により台帳に記載すべきとされた事項の一部に対応していなかったことなどから、令和 3 年度に新たにクラウド型の浄化槽台帳システムを導入した。

3. 一般廃棄物処理事業の状況

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する条例

廃棄物の処理及び清掃に関する条例は、15市町村全てで制定されている。

令和3年度におけるごみの手数料のうち、一般家庭の可燃ごみについては、有料としているのが10市町で、残りの5市町村では無料となっている。また、事務所等から排出される事業系のごみについては、2市が収集運搬及び処分の手数料を定めており、直接搬入ごみについては、15市町村が手数料を定めている。

し尿の手数料については、一般家庭から手数料を徴収している。なお、6市町がし尿処理場受入手数料を負担している。

(2) 一般廃棄物処理業者

市町村、一部事務組合で法に基づいて委託又は許可した件数は、表2-15のとおり805件で、このうち、ごみの許可が478件と最も多くなっている。

一般廃棄物処理業者数及びその従業員数は、表2-16のとおり246業者、4,380人となっている。

表2-15 許可、委託件数

(3年3月31日現在)

区 分		件 数	
ごみ	委託 (廃棄物処理法第6条の2)	218	
	許可 (廃棄物処理法第7条)	478	
し尿	委託 (廃棄物処理法第6条の2)	18	
	許可	し尿収集運搬業 (廃棄物処理法第7条)	49
		浄化槽清掃業 (浄化槽法第35条)	42
計		805	

表2-16 一般廃棄物処理業者数及び従業員数

(3年3月31日現在)

業 者 数				従 業 員 数 (人) ※			
総 数	ごみ専業	し尿専業	兼 業	総 数	収集運搬	中間処理	最終処分
246	218	21	7	4,380	4,034	366	0

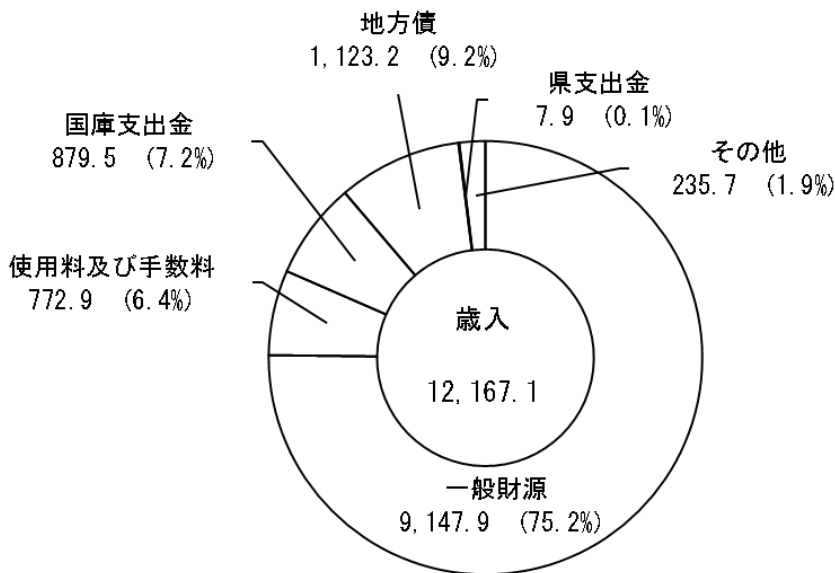
※従業員数について、同一人が兼務している場合、収集運搬、中間処理、最終処分のそれぞれに重複して計上しているが、総数については従業員数の実数であるため、合計は合わない。

(3) 事業経費

2年度における廃棄物処理事業費の状況について、市町村の廃棄物処理事業経費は、図2-20のとおりごみ関係が110億2千8百万円(90.6%)、し尿関係が11億3千9百万円(9.4%)の合わせて121億6千7百万円となっている。

①歳入

(単位：百万円)



②歳出

(単位：百万円)

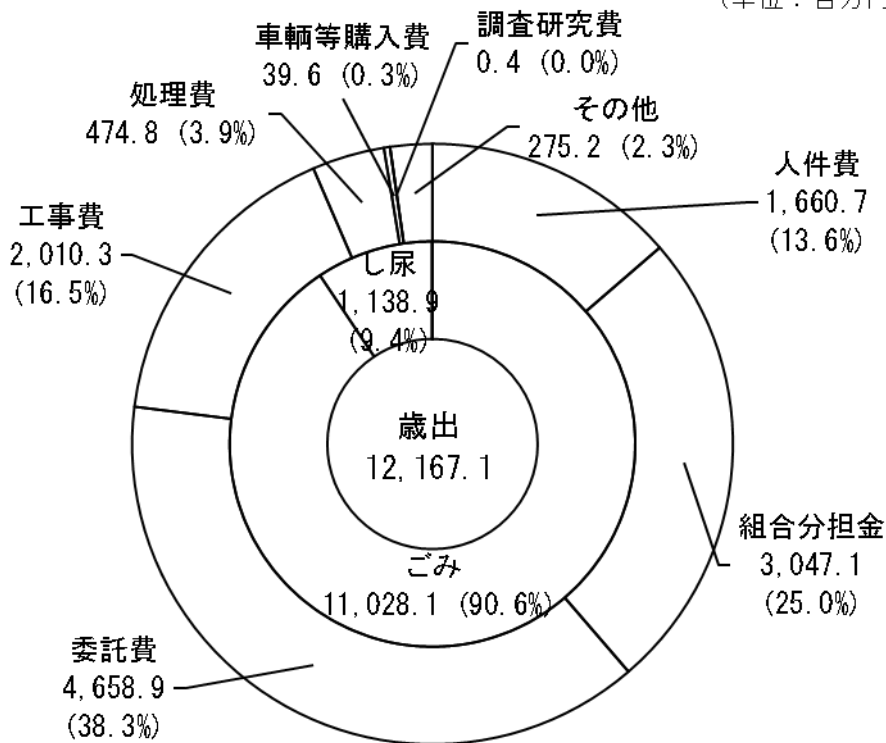
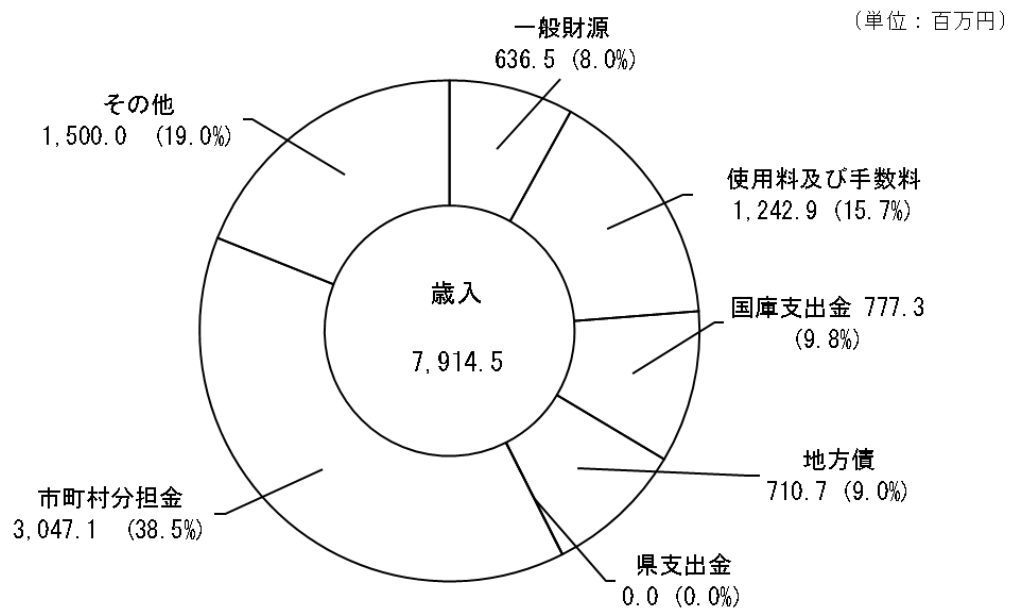


図2-20 2年度 廃棄物処理事業経費 (市町村分)

また、一部事務組合の廃棄物処理事業経費は、図2-21のとおりごみ関係が75億9百万円(94.9%)、し尿関係が4億5百万円(5.1%)の合わせて79億1千5百万円となっている。

①歳入



②歳出

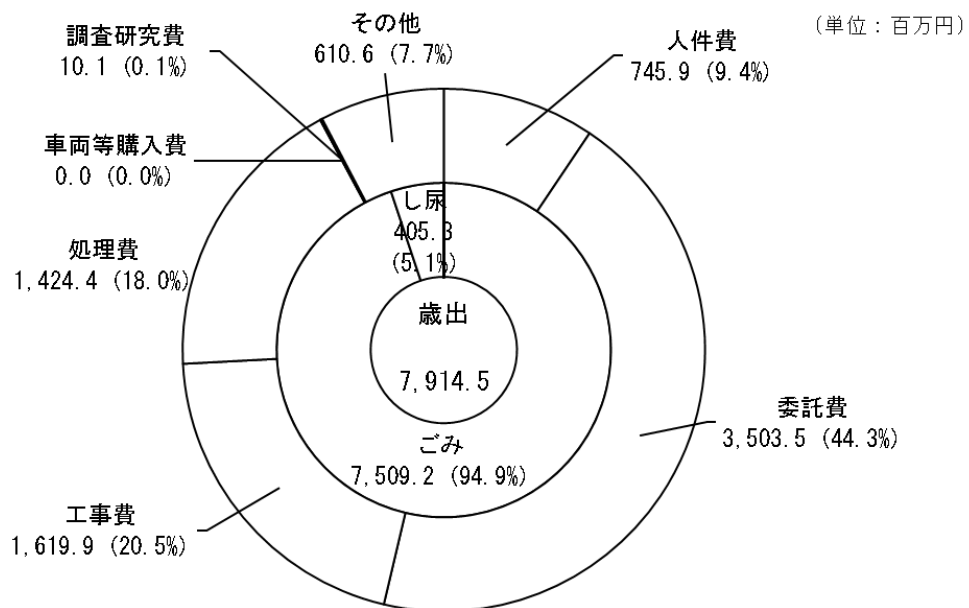


図2-21 2年度 廃棄物処理事業経費 (一部事務組合分)

廃棄物処理事業経費（市町村分）の推移は、表2-17のとおりである。

表2-17 廃棄物処理事業経費（市町村分）の推移

① 歳入

（単位：百万円）

年度	歳入額	内 訳					
		一般財源	使用料及び手数料	国庫支出金	地方債	県支出金	その他
28	9,407	7,958	918	87	217	12	215
29	10,126	8,383	864	170	409	10	290
30	10,100	8,411	863	138	443	13	231
元	10,791	8,790	807	389	597	5	203
2	12,167	9,148	773	879	1,123	8	236

② 歳出

（単位：百万円）

年度	歳出額	内 訳							
		人件費	組合分担金	委託費	工事費	処理費	車両等購入費	調査研究費	その他
28	9,407	2,044	2,325	4,095	248	490	40	13	153
29	10,126	1,958	2,662	4,243	595	445	36	0	187
30	10,100	1,893	2,726	4,238	575	466	35	1	166
元	10,791	1,753	2,817	4,496	1,017	508	39	0	161
2	12,167	1,661	3,047	4,659	2,010	475	40	0	275

廃棄物処理事業経費（一部事務組合分）の推移は、表2-18のとおりである。

表2-18 廃棄物処理事業経費（一部事務組合分）の推移

① 歳入

（単位：百万円）

年度	歳入額	内 訳						
		一般財源	使用料及 び手数料	国庫 支出金	地方債	県 支出金	市町村分 担金	その他
28	6,049	623	1,309	2	58	0	2,325	1,733
29	7,122	589	1,320	136	503	0	2,662	1,914
30	7,127	546	1,307	157	573	0	2,726	1,818
元	6,044	451	1,322	16	13	0	2,817	1,425
2	7,914	637	1,243	777	711	0	3,047	1,500

② 歳出

（単位：百万円）

年度	歳出額	内 訳						
		人件費	委託費	工事費	処理費	車両等 購入費	調査 研究費	その他
28	6,049	1,000	2,751	107	1,390	0	106	694
29	7,122	947	3,243	769	1,500	0	11	653
30	7,127	907	3,141	874	1,510	0	23	673
元	6,044	837	2,973	104	1,502	0	12	617
2	7,914	746	3,504	1,620	1,424	0	10	611

(4) 年間1人当たりのごみ処理経費

2年度のごみ処理費及びごみ処理施設の維持管理費を年間1人当たりで算出すると、10,897円で、全国平均(12,429円)を下回っている。

28年度からのごみ処理経費の推移は、図2-2のとおりで増加傾向にある。

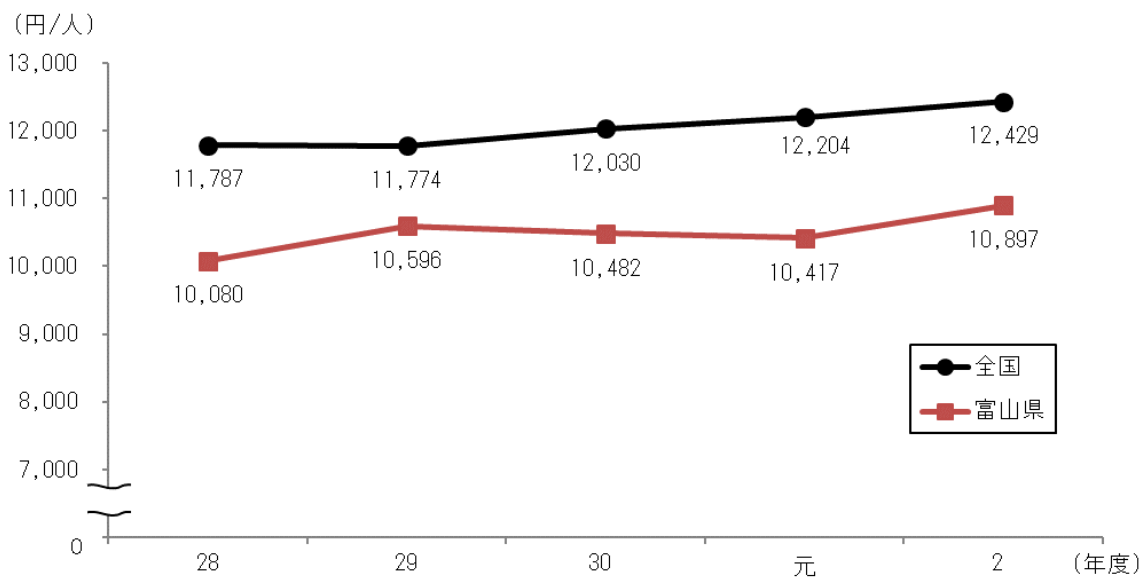


図2-22 年間1人当たりのごみ処理経費の推移(ごみ処理費+施設の維持管理費)

Ⅲ 産業廃棄物等の現状及び対策

1. 産業廃棄物に関する状況

(1) 産業廃棄物の排出量等

産業廃棄物の排出量等の推移は、表3-1及び図3-1のとおりである。排出量は、実態調査を実施した昭和55年度から平成6年度にかけては漸次増加し、近年は少しずつ減少する傾向にある。また、最終処分量についても、減量化及び再生利用が進んだ結果、近年は徐々に減少してきている。

表3-1 産業廃棄物排出量等の推移

(単位 千t/年)

年度	排出量等	排出量	(減量化・再生 利用率：%)		最終処分量(%)
			減量化量(%)	再生利用量(%)	
55(実態調査)		2,675	1,728(65)	357(13)	590(22)
59(")		3,111	1,637(53)	453(14)	1,021(33)
元(")		4,445	3,157(71)	577(13)	711(16)
6(")		5,293	3,295(62)	1,334(25)	664(13)
11(")		4,704	2,929(62)	1,409(30)	366(8)
20(")		5,225	3,075(59)	1,932(37)	219(4)
25(")		4,733	2,927(62)	1,617(34)	189(4)
26(推 計)		4,739	2,935(62)	1,590(34)	213(4)
27(")		4,578	2,817(62)	1,534(34)	226(5)
28(")		4,559	2,734(60)	1,608(35)	216(5)
29(")		4,388	2,635(60)	1,556(35)	197(4)
30(実態調査)※		4,182	2,561(61)	1,474(35)	146(3)
元(推 計)		4,077	2,371(58)	1,530(38)	175(4)
2(推 計)		3,770	2,102(56)	1,497(40)	169(4)

※ 30年度は、総務省の経済センサスー活動調査に基づく総事業所数(51,785事業所)から、業種特性、規模別特性等を考慮のうえ3,675事業所を抽出し、アンケート調査を行った。

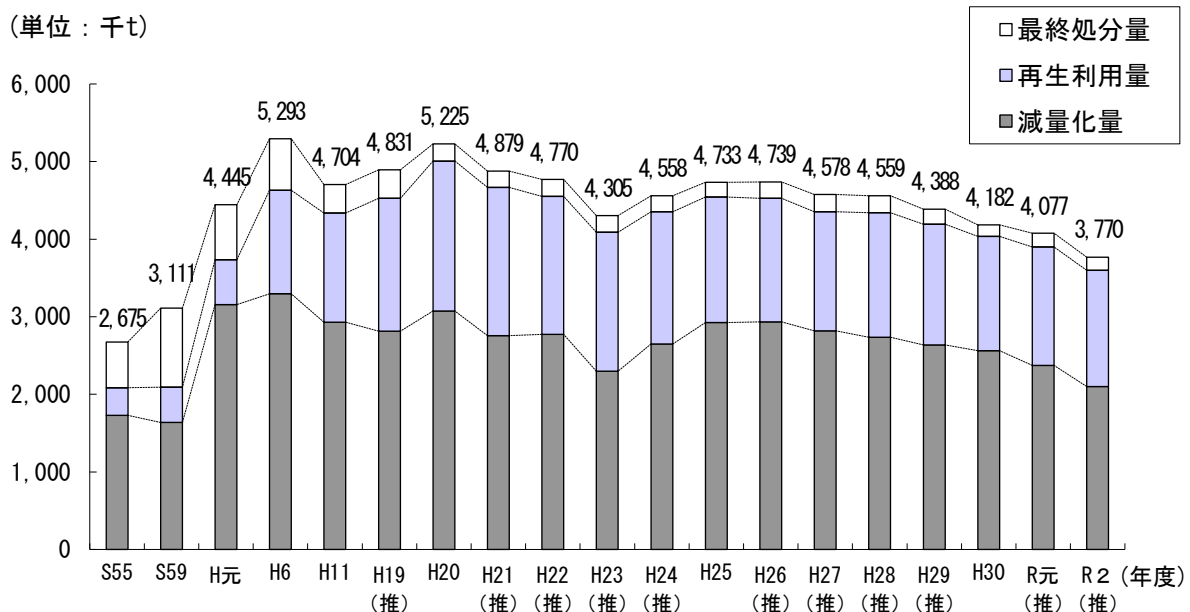


図3-1 産業廃棄物排出量等の推移

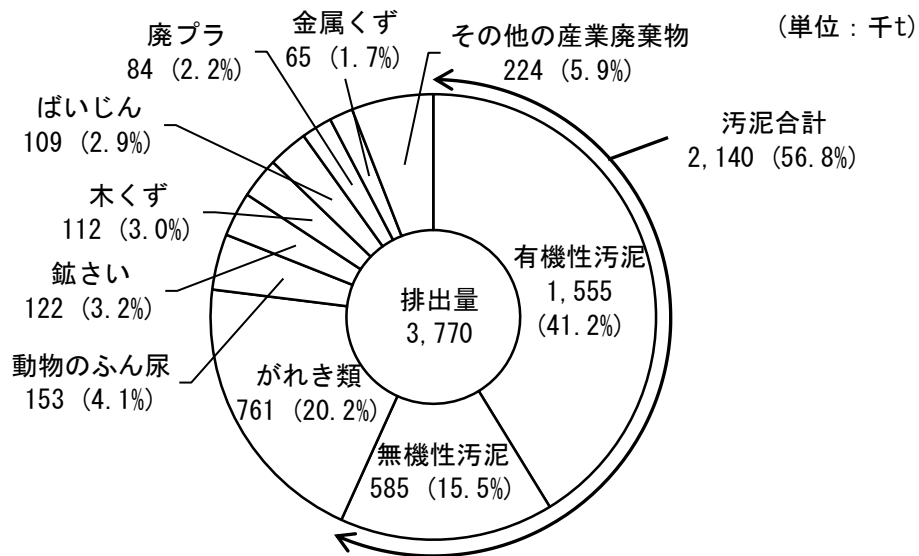
令和2年度において排出された産業廃棄物の量は377万トンであり、種類別にみると、**図3-2**のとおり、有機性汚泥が155万5千トン(構成比41.2%)と最も多く、次いでがれき類が76万1千トン(同20.2%)、無機性汚泥が58万5千トン(同15.5%)の順となっており、この3種類で全体の77%を占めている。

なお、有害産業廃棄物や引火性廃油等の特別管理産業廃棄物の排出量は5万5千トンとなっている。

また、業種別にみると、**図3-2**のとおり製造業が169万4千トン(構成比44.9%)と最も多く、次いで電気・水道業等が94万5千トン(同25.1%)、建設業が90万5千トン(同24.0%)の順となっており、この3種類で全体の94%を占めている。

一方、地域別にみると、**図3-3**のとおり、高岡・射水地域が219万トン(構成比58.1%)と最も多く、次いで富山地域が96万2千トン(同25.5%)、新川地域が40万9千トン(同10.8%)、砺波地域が20万9千トン(同5.5%)の順であり、高岡・射水地域と富山地域の両地域で全体の84%を占めている。

<種類別>



<業種別>

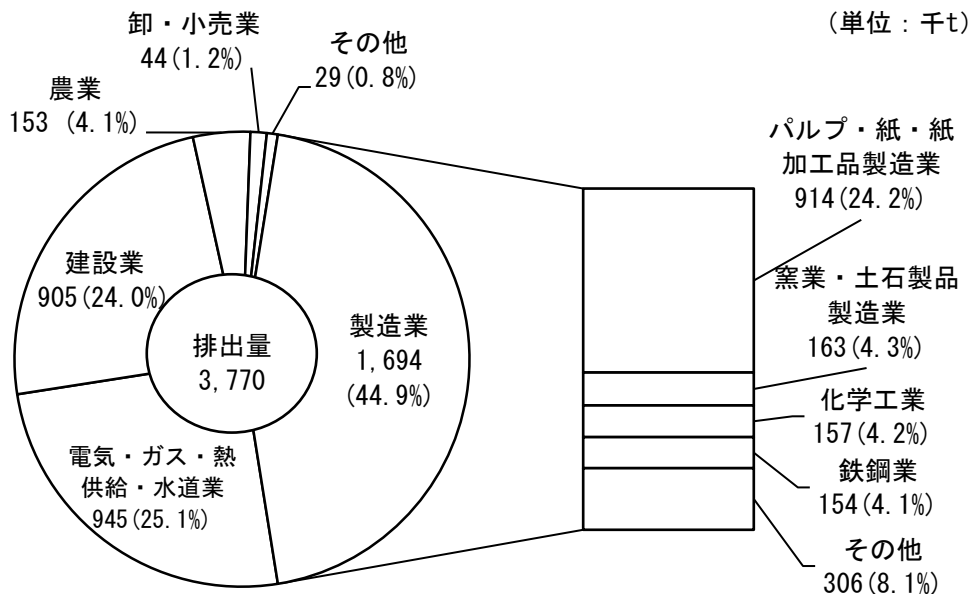


図3-2 種類別、業種別排出量(2年度)

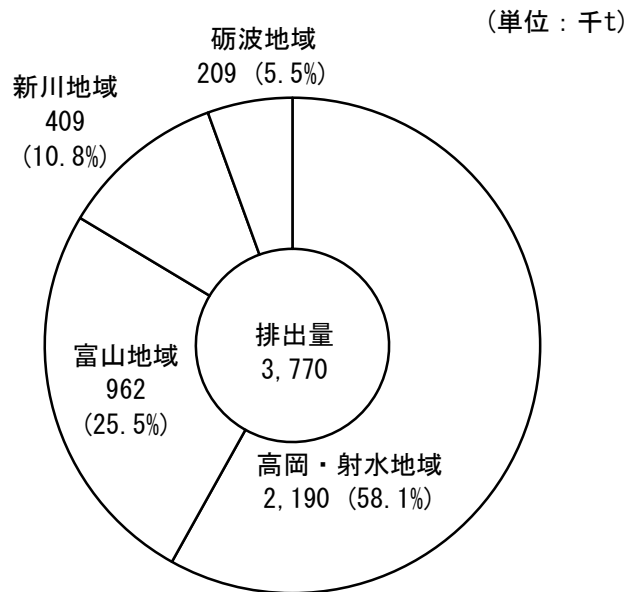


図3-3 地域別排出量(2年度)

(2) 産業廃棄物の処理処分状況

2年度における産業廃棄物の処理処分状況は、図3-4のとおり、排出量377万トンのうち、直接最終処分されたものは5万5千トン(構成比1.5%)で、脱水や焼却、中和等の中間処理されたものは352万5千トン(同93.5%)、直接再生利用されたものは18万9千トン(同5.0%)となっている。中間処理されたものは、142万2千トンに減量され、このうち11万4千トンは最終処分され、130万8千トンは再生利用されている。

最終的には、16万9千トン(同4.5%)が最終処分され、149万7千トン(同39.7%)が再生利用され、残りの210万2千トン(同55.8%)が減量化された量であり、減量化・再生利用率は95.5%となっている。

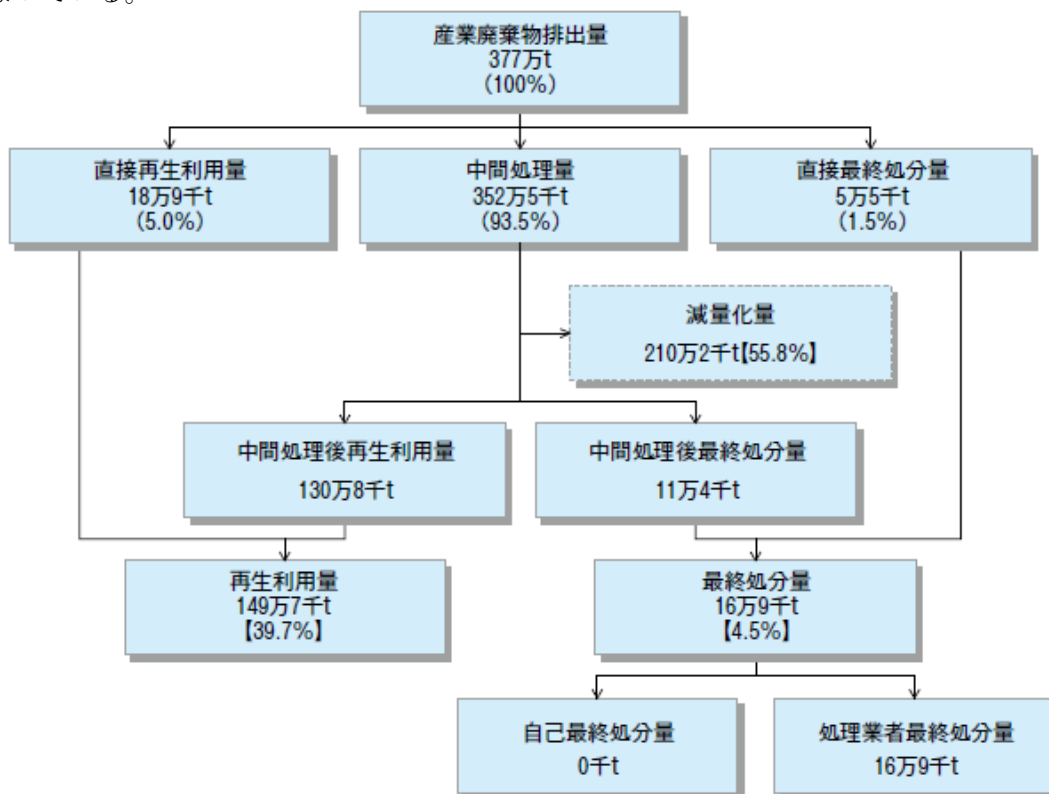


図3-4 産業廃棄物の処理処分状況(2年度)

(3) 多量排出事業者の状況

産業廃棄物の年間発生量が1,000トン以上又は特別管理産業廃棄物の年間発生量が50トン以上の事業場を設置している事業者は、廃棄物処理法に基づき、産業廃棄物の処理に関する計画を毎年度知事又は富山市長に提出することが義務づけられている。

3年度は、表3-2のとおり延べ246事業者から、産業廃棄物処理計画書又は特別管理産業廃棄物処理計画書が提出された。

県及び富山市では、提出された処理計画書及びその実施状況報告書をホームページで公表している。

表3-2 多量排出事業者の処理計画書の提出状況(3年度)

(単位：事業者)

業 種	産業廃棄物処理計画書	特別管理産業廃棄物処理計画書	合 計
製 造 業	62 (22)	52 (23)	114 (45)
建 設 業	100 (35)	2 (1)	102 (36)
電気・ガス・水道業	21 (5)	1 (0)	22 (5)
その他の業種	1 (1)	7 (4)	8 (5)
合 計	184 (63)	62 (28)	246 (91)

注1 ()内は、富山市に提出されたもので、内数である。

注2 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の両方の計画書を提出した事業者数は31(うち、富山市14)である。

(4) 県外産業廃棄物の搬入状況

富山県産業廃棄物適正処理指導要綱及び富山市産業廃棄物適正処理指導要綱に基づき、年間100トン以上産業廃棄物を県外から搬入しようとするときは、県外産業廃棄物搬入協議書をあらかじめ知事又は富山市長に提出するよう求めている。(特別管理産業廃棄物及び埋立処分を行うために搬入するときは量に関わらず協議が必要となる。)

なお元年度から、県外産業廃棄物(埋立処分する産業廃棄物又はPCB廃棄物以外の特別管理産業廃棄物)を優良産業廃棄物処理業者に処分委託する場合、100トン未満の搬入計画量であれば事前協議の対象外とするよう見直している。

3年度における協議件数は、県191件、富山市873件であった。

表3-3 県外産業廃棄物の搬入協議の状況(3年度)

(単位：件)

協 議 先	産 業 廃 棄 物 の 搬 入	特別管理産業廃棄物の搬入
富山県(富山市を除く)	177*	16*
富山市	736	137

※ 産業廃棄物、特別管理産業廃棄物同時の協議があったものについては、それぞれに計上している。

(5) PCB廃棄物の保管及び処理状況

ア. PCB廃棄物の保管状況

PCB特措法では、事業者及びPCB廃棄物を処分する者に毎年度知事又は富山市長に保管・使用状況等の届出の提出が義務づけられており、3年3月31日における届出状況は表3-4のとおりである。

表3-4 PCB特別措置法に基づく保管状況等届出状況

(3年3月31日現在)

		保 管 中		使 用 中	
事業所数		483	(174)	269	(108)
数 量					
①	変圧器(トランス) [台]	566	(161)	717	(261)
②	コンデンサー(3kg以上) [台]	405	(152)	96	(65)
③	コンデンサー(3kg未満) [台]	173	(27)	287	(239)
④	柱状変圧器(柱状トランス) [台]	18	(0)	0	(0)
⑤	安定器 [台]	12,728	(9,049)	635	(179)
⑥	その他PCBを含む油 [kg]	462,478	(442,426)	/	
⑦	感圧複写紙 [kg]	1,032	(0)		
⑧	ウエス [kg]	6,131	(1,974)		
⑨	汚泥 [kg]	23,833	(1,690)		
⑩	その他電気機械器具 [台]	434	(121)		
⑪	その他 [kg]	116,829	(52,041)		

注1 ()内は、富山市所管分のみの数値で、内数である。

注2 保管中及び使用中の事業所数は重複している事業所があるため、届出事業所数は799事業所である。

注3 「その他PCBを含む油」のうち、容量で届出されたものは1L=1kgとして重量に換算し集計した。

注4 平成28年のPCB特別措置法の改正により廃棄物の種類が変更になり、「高圧トランス」、「低圧トランス」が「変圧器(トランス)」に、「高圧コンデンサ」が「コンデンサー(3kg以上)」に、「低圧コンデンサ」が「コンデンサー(3kg未満)」に、「PCB」、「PCBを含む油」が「その他PCBを含む油」になった。

イ. PCB廃棄物の処理状況

県内の高濃度PCB廃棄物については、中間貯蔵・環境安全事業株(JESCO)北海道事業所(北海道室蘭市)で処理されており、令和3年度までの処理状況は表3-5のとおりである。

表3-5 高濃度PCB廃棄物の処理状況

区分	年度											3年度末 残台数 (保管+使用)
	20~24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	合計	
トランス(台)	201	35	37	17	27	56	50	26	24	25	498	0
コンデンサー(台)	2,059	2,191	656	189	183	212	50	63	72	153	5,828	90
安定器(台)	0	0	7,207	8,254	2,326	5,255	2,634	3,545	6,113	6,845	43,828	13,613

このほか、変圧器、コンデンサーなどの低濃度PCB廃棄物は、環境大臣の無害化処理認定を受けた施設で処理が進められている。

2. 産業廃棄物処理業の許可状況

(1) 産業廃棄物処理業の許可

廃棄物処理法に基づく過去5年間の産業廃棄物処理業の許可の状況は、表3-6のとおりであり、許可業者の数は概ね増加傾向にある。

表3-6 産業廃棄物処理業の許可の推移

(単位：件)

区分 年度	産業廃棄物					特別管理産業廃棄物				
	収集及び運搬	中間処理	最終処分	中間処理及び最終処分	計	収集及び運搬	中間処理	最終処分	中間処理及び最終処分	計
29	1,602	135	4	2	1,743	217	6	0	0	223
	108	72	2	2	184	58	5	0	0	63
30	1,656	134	3	3	1,796	221	6	0	0	227
	110	72	2	2	186	52	5	0	0	57
元	1,725	132	3	4	1,864	231	6	0	0	237
	107	72	2	2	183	48	5	0	0	53
2	1,769	132	3	4	1,908	236	6	0	0	242
	103	70	2	2	177	47	5	0	0	52
3	1,810	133	3	4	1,950	243	6	0	0	249
	112	69	2	2	185	48	2	0	1	51

※1 各年度の上段は富山県の許可件数、下段は富山市の許可件数である。

(2) 優良産業廃棄物処理業者の認定制度

廃棄物処理法の改正（平成23年4月1日施行）により、①遵法性、②事業の透明性、③環境配慮の取組み、④電子マニフェストの利用及び⑤財務体質の健全性の5つの基準を満たす業者を都道府県や政令市が認定する「優良産業廃棄物処理業者認定制度」が創設された。

認定された業者は、通常5年の許可の有効期間を7年に延長するとともに、許可証には優良マークが記載され、排出事業者が委託業者を選定する際に参考となる。

令和4年3月31日現在の認定業者は、収集・運搬業者が110事業者、処分業者が22事業者で、このうち県内業者は21事業者である。

3. 産業廃棄物処理施設の設置状況

廃棄物処理法に基づく過去5年間の処理施設数の推移は、表3-7のとおりである。

また、3年度末における産業廃棄物処理施設の設置状況は、表3-8のとおりで、県下全域の処理施設数は426施設となっている。これを種類別にみると、木くず又はがれき類の破碎施設が218施設で(構成比51.2%)で最も多く、次いで汚泥の脱水施設の74施設(同17.4%)、廃プラスチック類の破碎施設の53施設(同12.4%)の順となっている。

表3-7 産業廃棄物処理施設数の推移

年度		29	30	元	2	3
施設数	富山県	275	269	263	262	257
	富山市	195	179	190	165	169

注 上段は富山県の許可施設数、下段は富山市の許可施設数である。

表3-8 産業廃棄物処理施設の設置状況

(4年3月31日現在)

施設区分	処理能力	施設数	施設区分	処理能力	施設数
汚泥の脱水施設	10m ³ /日超える	60	木くず又はがれき類の破碎施設	5 t/日超える	130
		14			88
汚泥の乾燥施設	10m ³ /日(天日乾燥施設にあっては100m ³ /日)超える	4	有害物質等のコンクリート固型化施設	すべて	1
		1			1
汚泥の焼却施設	5m ³ /日超える 200kg/時間以上 火格子面積2m ² 以上	5	シアン化合物の分解施設	すべて	0
		5			3
廃油の油水分離施設	10 m ³ /日超える	3	廃PCB等の分解施設	すべて	0
		3			0
廃油の焼却施設	1 m ³ /日超える 200kg/時間以上 火格子面積2m ² 以上	1	産業廃棄物の焼却施設(汚泥、廃油、廃プラスチック類以外の施設)	200kg/時間以上 火格子面積2m ² 以上	6
		5			6
廃酸又は廃アルカリの中和施設	50 m ³ /日超える	1	最終処分場	安定型	7
		2			2
廃プラスチック類の破碎施設	5 t/日超える	28		管理型	9
		25			6
廃プラスチック類の焼却施設	100kg/日超える 火格子面積2m ² 以上	2	合 計		257
		8			169

注 上段は富山県の許可施設数、下段は富山市の許可施設数である。

排出事業者及び処理業者が設置する最終処分場の3年3月31日現在における残存容量は約801万m³であり、2年度の最終処分量から推定すると残余年数は約21.0年である。なお、残余年数の推移は、表3-9のとおりである。

また、3年度末における産業廃棄物最終処分場の立地状況は、図3-5のとおりである。

表3-9 産業廃棄物最終処分場の残余年数の推移

(単位：年)

年 度	28	29	30	元	2
富山県	32.0	25.4	22.8	21.0	21.0
全 国	16.7	16.3	17.4	21.4	-

- 管理型最終処分場 処理業者設置
- 管理型最終処分場 自社設置
- 安定型最終処分場 処理業者設置
- 安定型最終処分場 自社設置

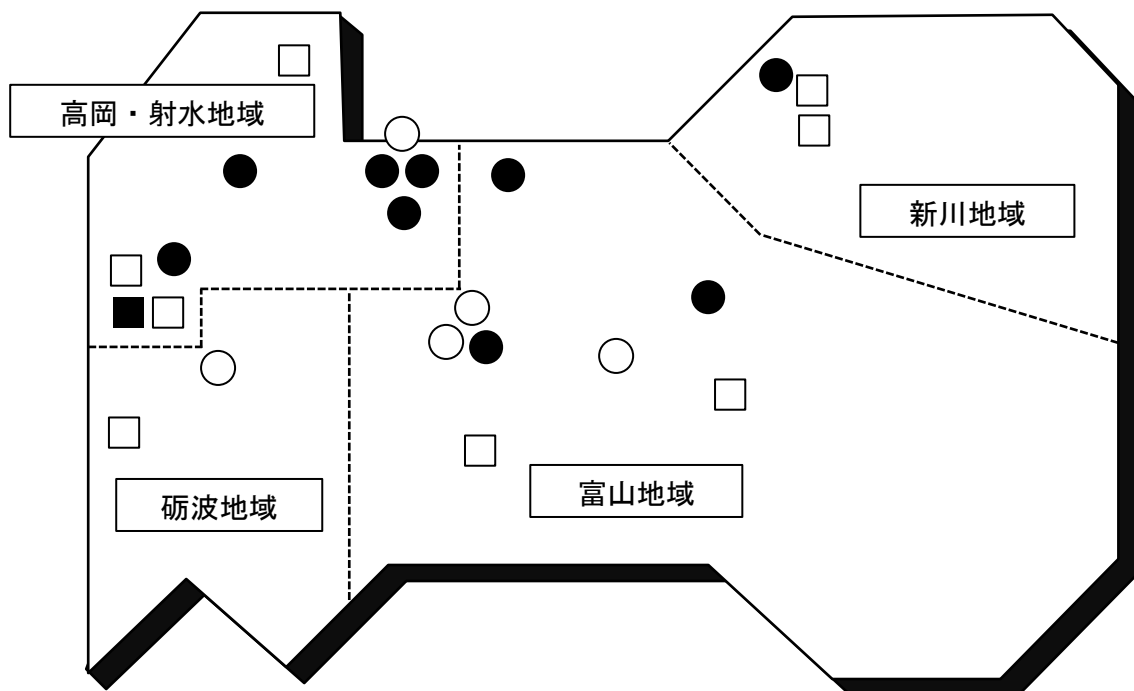


図3-5 産業廃棄物最終処分場の立地状況

4. 産業廃棄物等対策

(1) 監視・指導

産業廃棄物の処理業者及び排出事業者に対して、必要に応じて市町村とも連携して立入調査を行っている。3年度には、延べ54事業所の立入調査を行い、そのうち13事業所に対して改善の指導を行った。監視・指導状況は表3-10、指導件数の推移は表3-11のとおりで、中間処理業者に対する施設の維持管理や保管基準に関する指導が多い。

また3年度は、処理業者等に対する行政処分はなかった。行政処分件数の推移は表3-12のとおりである。

表 3-10 産業廃棄物の監視・指導状況（3年度）

(単位：件)

区 分	産業廃棄物処理業者			排 出 事業者	合 計	
	収集及び運搬	中間処理	最終処分			
立入調査数	46	5	32	9	8	54
指導件数	11	3	5	3	2	13

表 3-11 指導件数の推移

(単位：件)

区 分	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
排出事業者	4	4	1	5	0	2
処理業者	21	20	6	5	6	11
計	25	24	7	10	6	13

表 3-12 行政処分件数の推移

(単位：件)

区 分	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
許可の取消	0	0	0	3	1	0
不 許 可	0	0	0	3	0	0
事 業 停 止	0	0	0	1	0	0
措 置 命 令	0	0	0	0	0	0
改 善 命 令	0	0	0	0	0	0

(2) 不法投棄等防止対策

ア. 不法投棄等の現状

3年度に県及び市町村が把握した不法投棄件数（不法投棄量が100kg以上のもの）は72件で、このうち家庭ごみが25件を占めた。なお、大規模な不法投棄は見られなかった。

このうち、県の産業廃棄物不法投棄監視員による延べ119回のパトロールでは、8件の不法投棄等、不適正処理事案を発見した。

このほか、表3-13のとおり、3年中に産業廃棄物の不適正処理事件として富山県警察に検挙された7件については、不法投棄0件、野外焼却6件、その他1件で、検挙件数の推移は表3-14のとおりである。

表3-13 違反形態別検挙の状況（3年）

違反形態	検挙件数	検挙人員
不法投棄	0	0
野外焼却	6	8
その他	1	1
合計	7	9

表3-14 産業廃棄物事犯の検挙件数の推移

年	28	29	30	元	2	3
検挙件数	12	7	12	13	12	7

イ. 不法投棄の監視と適正処理の啓発

廃棄物処理法では、産業廃棄物の適正処理対策として、収集運搬業者、処分業者とそれぞれ書面で委託契約を締結するとともに、すべての産業廃棄物にマニフェストを使用することが義務づけられている。こうした仕組みについて、(一社)富山県産業資源循環協会と連携し、各種講習会などを通じて啓発に努めている。

一方、不法投棄については、その未然防止・早期発見が重要であることから、ポスター・パンフレットの配布や講習会の開催など、県民・事業者への意識の啓発を図るとともに、国や県、市町村、関係団体の計21団体で構成する「富山県廃棄物不法処理防止連絡協議会」を年2回開催し、情報交換を行っている。

また、協議会において重点監視区域を設定し、県の産業廃棄物不法投棄監視員や市町村の職員等が定期的にパトロールを行うとともに、通常業務において不法投棄の監視に協力する「とやま不法投棄監視パートナー」を募集し、登録を実施したほか、市町村による不法投棄廃棄物の撤去や監視カメラの購入に対して財政上の支援を行っている。

さらに、石川県や岐阜県などと連携して、県境周辺での監視パトロールや産業廃棄物運搬車両の路上検査を実施している。

ウ. 野外焼却の監視等

近隣住民からの煙による苦情や火災につながる事例が発生するなど、県内で問題になっている野外焼却を未然に防止するため、3～4月と9月を重点監視期間に設定し、県、市町村、(一社)富山県産業資源循環協会が連携して野外焼却の監視パトロールを実施し、県民への広報活動を展開している。

3年度には、238回のパトロールを実施し、73件の指導を行うとともに、ホームページや広報紙、回覧板等への野外焼却禁止の記事掲載やちらしの配布などの広報活動を行った。

(3) 有害使用済機器の適正処理の推進

有害使用済機器の保管又は処分を業として行う事業者は、廃棄物処理法に基づき、都道府県知事への届出等が義務づけられている。県では、これら有害使用済機器を取り扱う事業者に対して、必要に応じて立入検査等を行っており、適正処理の指導を図っている。

(4) 産業廃棄物の排出抑制・減量化対策

県では、循環型社会づくりの取組みの一環として、「とやま廃棄物プラン」に基づき、産業廃棄物の排出抑制・減量化を推進している。

「プラスチック資源循環法」の施行（令和4年4月1日）に伴い、3年度からは焼却・埋立処分されている廃プラスチック類の調査を実施し、廃プラスチックを原料とした製品を試作するなど、再資源化に向けた検討を行っている。

<最終処分量>

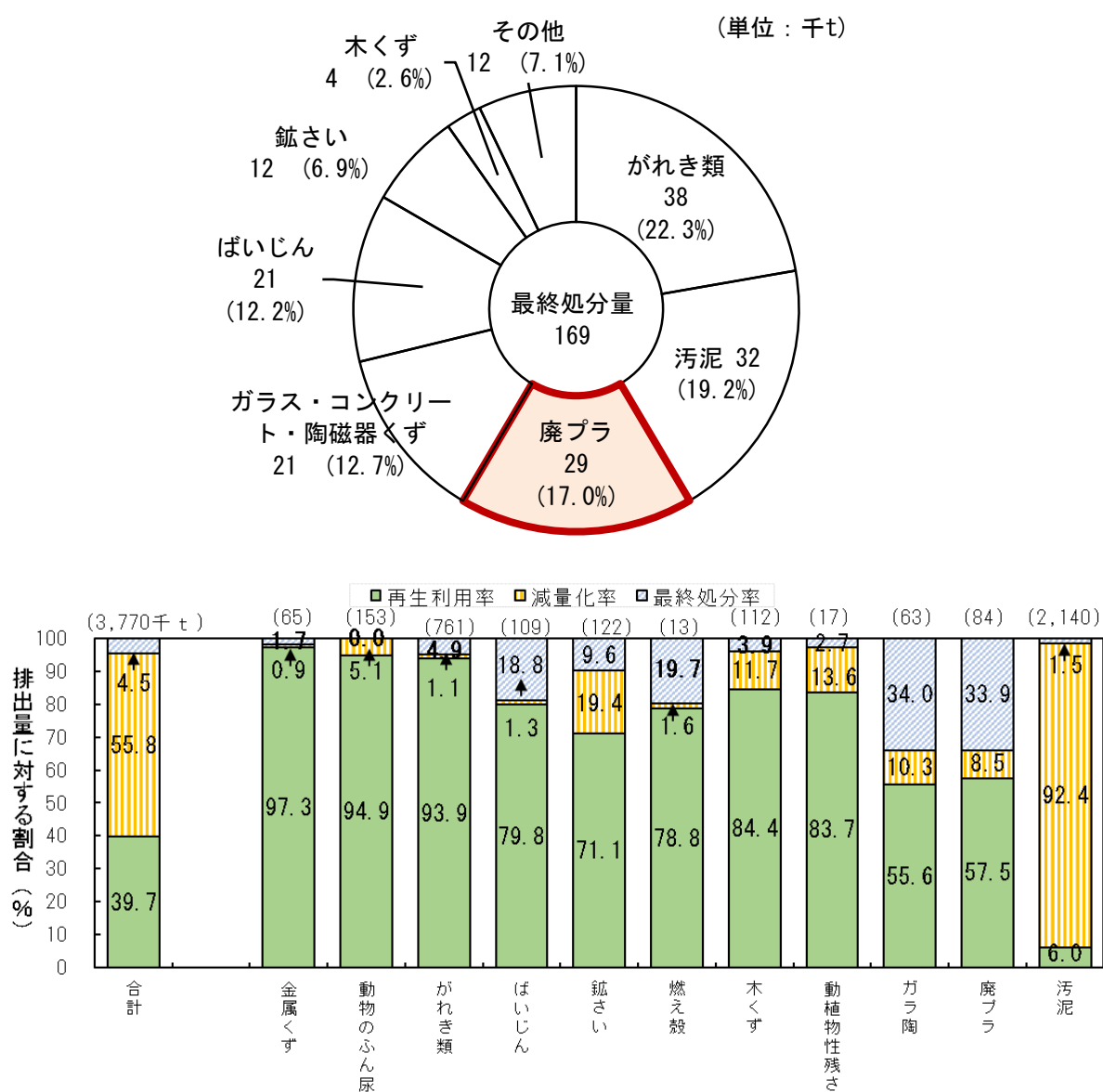


図 3-6 埋立処分量の多い産業廃棄物と産業廃棄物ごとの処分方法（2年度）

IV リサイクル等の状況

1. リサイクル推進事業

(1) リサイクル認定事業

廃棄物を利用したリサイクル製品や廃棄物の減量化・リサイクル等に積極的に取り組む店舗・事業所を認定し、その取組みの拡大を通じて循環型社会の構築を図るため、平成 14 年 7 月に「富山県リサイクル認定制度」を創設した。また、令和元年 7 月には資源回収を促進するため、民間事業者等による資源物の回収拠点をエコ・ステーションとして認定する制度を新設した。

この制度では、表 4-1 のとおり 3 つの認定区分を設け、それぞれ事業者から認定申請の公募を行い、学識者、製造者、商工業者、消費者等からなる「富山県リサイクル認定検討会」で書類審査や現地調査等を行い、これまで表 4-2 のとおり認定した。

また、認定制度や認定製品などを紹介するため、パンフレットやホームページ等により普及を図った。

さらに、「公共工事における富山県認定リサイクル製品利用方針」や「グリーン購入調達方針」に基づき、公共工事や物品の購入等を行う場合において、認定リサイクル製品の性能、品質、数量、価格等を考慮して、優先的な調達に努めている。

表 4-1 認定区分

リサイクル製品	県内で製造加工されるリサイクル製品であって、原則として県内で発生する廃棄物を原材料とするもの
エコ事業所	廃棄物の発生抑制、循環利用、環境に配慮した事業活動に積極的に取り組む事業所
エコ・ステーション	資源物の回収に取り組む拠点（ただし、とやまエコ・ストア制度実施要綱第 2 条に規定する登録を受けた小売店舗が設置したものを除く。）

表 4-2 認定状況

(4 年 3 月 31 日現在)

区分	リサイクル製品	エコ事業所	エコ・ステーション
元年度	15	5	66 (65)
2 年度	18	7	7
3 年度	18	3	2
認定数	51	15	75 (74)

注 () は廃止されたものを除いた現在の認定数



図 4-1 富山県リサイクル認定シンボルマークとパンフレット等

(2) とやまエコ・ストア制度

買い物の機会を通じ、県民のエコライフの定着・拡大を図るため、平成20年4月から県下全域でレジ袋無料配布廃止の取組みを進めている。この取組みにより、マイバッグの持参が定着するとともに、取組みを開始した20年度から令和3年度末までのレジ袋削減枚数が20億枚を超えるなど大きな成果が得られている。

平成25年度には、県民団体からの更なる環境配慮行動の要請を受け、県民のエコライフの取組みをさらに一步進めるため、レジ袋無料配布廃止に加えて、資源物の店頭回収や低炭素化の取組みなどに県民の皆さんと協働で取り組む小売店舗を登録する「とやまエコ・ストア制度」を創設し、県民総参加のエコ活動を推進している。

令和3年度は、スーパー等におけるプラスチックトレイの使用削減に向け、ばら売りや袋販売などのトレイを使用しない「ノートレイ」への転換や、原料に紙やバイオマスプラスチックなどが含まれたものやリサイクルトレイなどの「エコトレイ」への転換等の取組みについて、とやまエコ・ストア制度登録基準の重点項目に追加した。

また、スーパー等の事業者を対象にエコトレイの特徴についての解説や実物に触れながら学ぶ「ノートレイ・エコトレイ体験会」を実施したほか、消費者を対象とした普及啓発として、トレイの削減・転換に係るアンケート形式の応募キャンペーンを実施した。

現在、登録店は69社1,061店舗・6商店街（4年11月現在）であり、県民との協働による環境に配慮した取組みが実施されている。

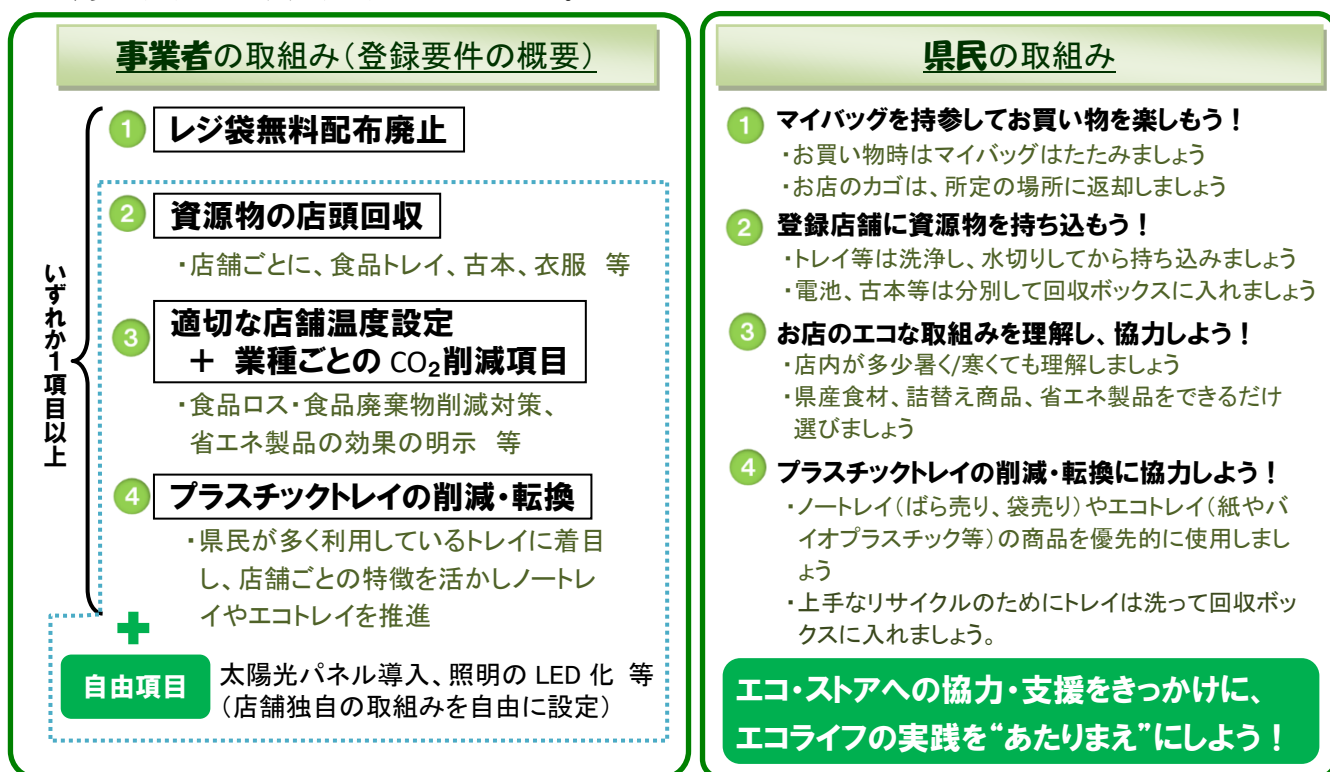


図 4-2 とやまエコ・ストア制度の概要



図 4-3 ノートレイ・エコトレイ体験会



図 4-4 情報誌へのキャンペーン広告の掲載

表4-3 登録店の3年度の取組み実績

区分	効果※	備考
ごみ排出削減量	1,799 [t]	・県内のごみ総排出量 (420,962 t (R1)) の0.4%分に相当
資源物回収量	3,248 [t]	・県内のリサイクル量 (109,240 t (R1)) の3.0%分に相当
最終処分削減量	622 [t]	・最終処分量 (37,103 t (R1)) の1.7%分に相当
CO ₂ 削減量	35,483 [t-CO ₂]	・県内の約7,300世帯分の年間CO ₂ 排出量に相当
原油削減量	12,031 [kL]	・県民1人当たり年間11.8 [L]の原油削減量に相当

※レジ袋削減量、資源物回収量、店舗空調の緩和温度等から推計

(3) プラスチック資源循環の促進

製品の設計から廃棄物の処理に至るまでの各段階において、あらゆる主体におけるプラスチックの資源循環 (3R+Renewable) の取組みを促進するための法律「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律 (プラスチック資源循環法)」が4年4月1日に施行された。こうした動きを踏まえ、本県におけるプラスチック資源循環を促進するため、バイオマスプラスチック等の利用への支援、焼却・埋立処分されている廃プラスチック類の調査を行うとともに、ペットボトルのキャップを再生したごみ袋や廃プラスチックを原料とした植木鉢の試作を実施した。



2. 各種リサイクル法

(1) 容器包装リサイクル法

びんや缶などの容器包装廃棄物については、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(容器包装リサイクル法)に基づき、平成9年4月1日から市町村による分別収集が行われ、容器包装の製造・利用事業者が一定の費用負担を行うことによりリサイクルされている。

県では、令和元年8月に、容器包装リサイクル法に基づく「第9期富山県分別収集促進計画」を策定し、市町村別の容器包装廃棄物の排出見込量や分別収集の促進のための施策を示すとともに、市町村等においても「容器包装廃棄物分別収集計画」を策定している。当該計画に基づき、県内では全域(10市町、1一部事務組合)で、ガラスびん(無色、茶色、その他)、ペットボトル、その他紙製容器包装、その他プラスチック製容器包装、スチール缶、アルミ缶、紙パック及び段ボールの分別収集が実施されている。

県内の分別収集量の推移は表4-4のとおりであり、3年度においては約2万トンの容器包装廃棄物が収集されている。

表4-4 容器包装リサイクル法に基づく分別収集量の推移

(単位：t)

年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
無色ガラス	2,038.4	2,170.0	2,108.2	2,028.2	1,944.3	1,804.7	1,834.8	1,747.0
茶色ガラス	2,385.3	2,414.8	2,303.0	2,148.2	2,095.5	1,943.9	1,846.4	1,786.8
その他ガラス	910.2	902.8	932.6	887.7	876.9	911.7	945.3	927.2
ペットボトル	1,493.6	1,477.9	1,442.4	1,354.1	1,418.4	1,351.3	1,426.6	1,429.5
その他紙製 容器包装	2,051.6	2,056.1	1,964.7	1,896.3	1,851.6	2,203.3	2,066.4	1,593.3
その他プラスチック 製容器包装	5,086.9	5,136.3	5,067.1	5,153.9	5,235.1	5,248.5	5,486.5	5,500.5
スチール缶	696.6	508.5	447.8	423.2	383.1	340.8	323.8	288.4
アルミ缶	1,120.9	1,106.7	1,106.8	1,072.8	993.6	900.5	882.1	797.2
紙パック	131.5	126.2	127.2	113.4	111.6	106.5	109.9	94.3
段ボール	6,629.2	6,341.8	6,727.9	6,378.5	6,234.4	6,082.2	5,909.5	5,756.6
合計	22,544.2	22,241.0	22,268.2	21,456.3	21,144.5	20,893.3	20,831.4	19,920.6

注 その他プラスチック製容器包装は、白色トレイを含めた量である。

(2)家電リサイクル法

平成13年4月1日に「特定家庭用機器再商品化法」(家電リサイクル法)が施行され、従来、粗大ごみ等として扱われていたエアコン、テレビ(ブラウン管式、液晶・プラズマ式(液晶・プラズマ式は21年4月に追加))、冷蔵庫・冷凍庫(電気冷凍庫は16年4月に追加)、洗濯機・衣類乾燥機(衣類乾燥機は21年4月に追加)の4品目については、消費者が費用を負担し、販売店等を通じてメーカーに引き渡されリサイクルされている。また、16年4月には冷蔵庫・冷凍庫の断熱材フロン回収・破壊等が義務付けられた。

概ね、県内においては、販売店等から県内4箇所の指定引取場所を通じてメーカーに引き渡されている。

廃家電品の引取状況は表4-5のとおりで、近年は増加傾向で推移していたが、令和3年度は前年度より減少した。

また、市町村の調査による廃家電品の不法投棄状況は表4-6のとおりであり、市町村が回収する等の措置を行った。

表4-5 家電リサイクル法に基づく廃家電品の引取り台数

(単位：台)

品 目	エアコン	テレビ	冷蔵庫・冷凍庫	洗濯機	合 計
26年度	19,788	31,969	26,033	25,477	103,267
27年度	19,707	32,902	26,009	25,451	104,069
28年度	21,445	26,037	26,294	27,828	101,604
29年度	24,132	24,885	25,684	29,420	104,121
30年度	31,809	30,331	29,829	32,967	124,936
元年度	33,398	33,338	32,023	36,373	135,132
2年度	33,652	36,735	30,233	36,198	136,818
3年度	30,476	36,302	29,375	35,289	131,442

表4-6 廃家電品の不法投棄状況

(単位：台)

品 目	エアコン	テレビ	冷蔵庫・冷凍庫	洗濯機	合 計
26年度	14	214	48	29	305
27年度	5	231	61	33	330
28年度	10	152	46	21	229
29年度	6	118	60	26	210
30年度	11	160	83	24	278
元年度	13	129	37	22	201
2年度	9	114	37	18	178

(3) 小型家電リサイクル法

家電リサイクル法の対象とならない使用済小型家電等（電子レンジ、掃除機、AV機器などの小型家電・電気電子機器）は、各市町村で、不燃物として回収・処理されてきた。しかし、これらには、鉄やアルミニウムのほか、金やレアメタルなどの希少金属が含まれており、使用済みとなった小型家電等をリサイクルすることによって、資源として有効に活用することができるとともに、ごみの減量化や天然資源の消費の抑制等も図ることができる。

そこで県では、22年10月から全国に先駆けて、市町村と連携しながら使用済小型家電等を資源物として拠点回収し、民間のリサイクル業者を活用してリサイクルを行う仕組みとして、市町村に使用済小型家電等の常設回収ステーションの設置に係る費用（建屋、分別器具、表示類など）について補助を行ってきた。

本県の取組みが評価され、25年4月からは使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）が施行され、富山県など一部の自治体で行われていた取組みが、全国的な取組みとして拡大されることとなった。

県内では、図4-5のとおり各市町で回収が行われ、表4-7のとおり、回収量は近年増加傾向で推移していたが、令和3年度は前年度より減少した。

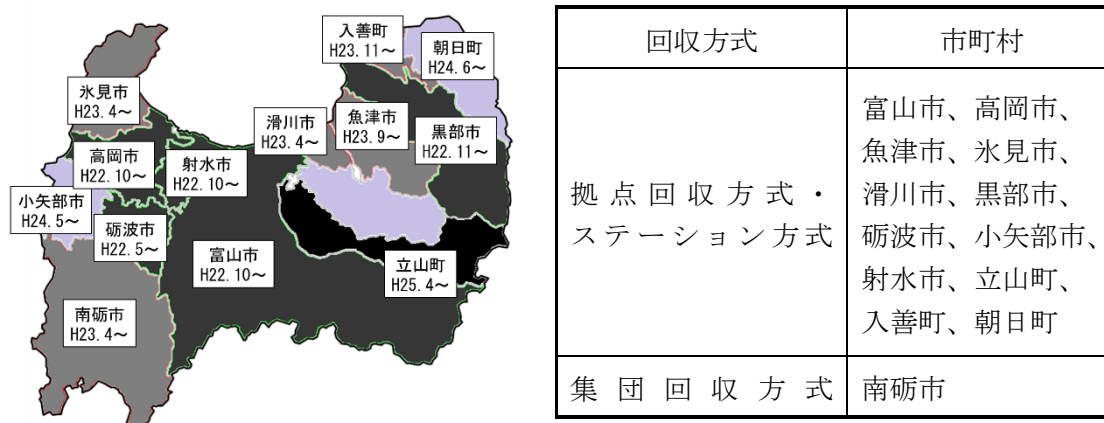


図4-5 使用済小型家電等のリサイクルの実施状況（開始時期、回収方式）

表4-7 使用済小型家電等の回収量

年度	26	27	28	29	30	元	2	3
実施市町村数	15	15	15	15	15	14	13	13
回収量(トン)	566	622	616	737	756	791	833	739
年間1人当たりの回収量(kg)	0.52	0.58	0.57	0.69	0.71	0.75	0.81	0.71

また、平成30年12月からは、県内全ての家電量販店の店頭において、使用済小型家電等の回収が行われている。

(4)建設リサイクル法

特定の建設資材について、その分別解体等及び再資源化等を促進することを目的として「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）が14年5月30日から完全施行されている。適正な分別解体等及び再資源化等の実施を確保するため、発注者による工事の事前届出や元請業者から発注者への事後報告、現場における標識の掲示などが義務付けられている。（特定建設資材：コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリートの4品目）

県では、建設リサイクル法に基づき、14年3月に「建設リサイクル法の実施に関する富山県の指針」を作成し、同年4月に公表している。

なお、建設リサイクル法関連事務に関する県の事務分担は、解体業者の登録及び分別解体等に関する事務は土木部（管理課、建設技術企画課及び建築住宅課（実際の届出窓口は土木センター））、再資源化等に関する事務は生活環境文化部（環境政策課）が担当している。

県内における対象建設工事に係る届出件数、立入検査件数の推移は表4-8、表4-9のとおりで、令和3年度は2,458件の届出があり、9件の再資源化施設への立入検査を実施した。

表4-8 対象建設工事に係る届出件数

年度	26	27	28	29	30	元	2	3
件数	2,248	2,203	2,593	2,521	2,744	2,513	2,130	2,458

表4-9 立入検査（再資源化施設及び解体工事現場）実施状況

年度	26	27	28	29	30	元	2	3
件数	16	16	16	16	15	14	8	9



図4-6 立入検査の状況

(5) 食品リサイクル法

「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」(食品リサイクル法)が平成13年5月1日に施行され、食品関連事業者(製造、流通、外食、旅館、結婚式場等)は食品廃棄物の発生抑制と再生利用の推進に努めることとなっている。

食品循環資源の再生利用等を総合的かつ計画的に推進するため、令和元年7月に新たに策定された基本方針において、食品関連事業者の目標として令和6年度までの再生利用等実施率が、食品製造業95%、食品卸売業75%、食品小売業60%、外食産業50%とされた。

国が定めた目標の達成を目指して、食品関連事業者は国が示す判断基準に基づく取組みを進めることとされており、国は必要に応じて助言、指導を行うとともに、食品廃棄物の発生量が年間100トン以上の事業者(食品廃棄物等多量排出事業者)に対しては、毎年度、食品廃棄物等の発生量、再生利用等の取組状況等について、主務大臣に報告することを義務づけるとともに、その取組みが不十分な場合に勧告、命令を行うこととしている。

(6) 自動車リサイクル法

使用済自動車は、有用金属・部品を含み資源として価値が高いものであるため、従来は解体業者や破砕業者において売買を通じて流通し、リサイクル・処理が行われてきたが、産業廃棄物最終処分場の逼迫により使用済自動車から生じるシュレッダーダストを低減する必要性が高まっていた。

また、最終処分費の高騰、鉄スクラップ価格の低迷により、有価で流通してきた従来のリサイクルシステムは機能不全に陥るおそれがあり、不法投棄・不適正処理の懸念も生じていた。

このため、自動車製造業者を中心とした関係者に適切な役割分担を義務づけることにより使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るため、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」(自動車リサイクル法)が平成17年1月1日から本格施行された。

令和3年度末における県内の登録・許可事業者数は表4-10のとおりである。

表4-10 自動車リサイクル法の登録・許可事業者数

(4年3月31日現在)

区分	引取業	フロン類回収業	解体業	破砕業
登録・許可事業者数	345	90	32	10
	192	47	15	3

(注) 上段は富山県の登録・許可事業者数、下段は富山市の登録・許可事業者数である。

(7) パソコンのリサイクル

「資源の有効な利用の促進に関する法律」(資源有効利用促進法)において、製造等事業者が自主回収及び再資源化の取組みを促進すべき商品(指定再資源化商品)として、平成13年4月から事業者が排出するパソコンについて、15年10月から家庭が排出するパソコンについて、製造等事業者によりリサイクルされている。また、小型家電リサイクル法に基づき、一部の家電量販店や市町村等でもパソコンの回収が行われている。

3. 富山市エコタウン事業

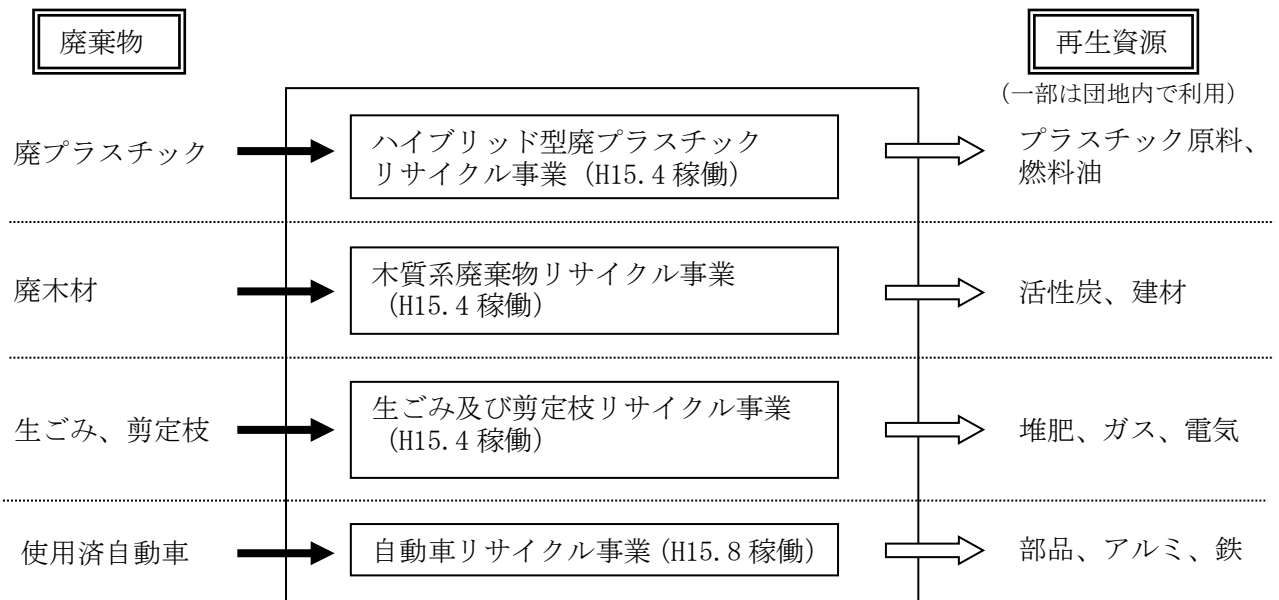
環境調和型のまちづくりを目的とした富山市エコタウン事業については、県と富山市が共同でエコタウンプランを作成し、14年5月17日に国の承認を受けた。これは全国で16番目、北陸では初となるものである。

その後、国等の支援を受け、各事業者において施設整備が進められ、現在までに第1期の4事業のほか、第2期の難処理繊維及び混合廃プラスチックリサイクル施設、廃食用油リサイクル施設、廃棄物エネルギーセンターが稼働している。

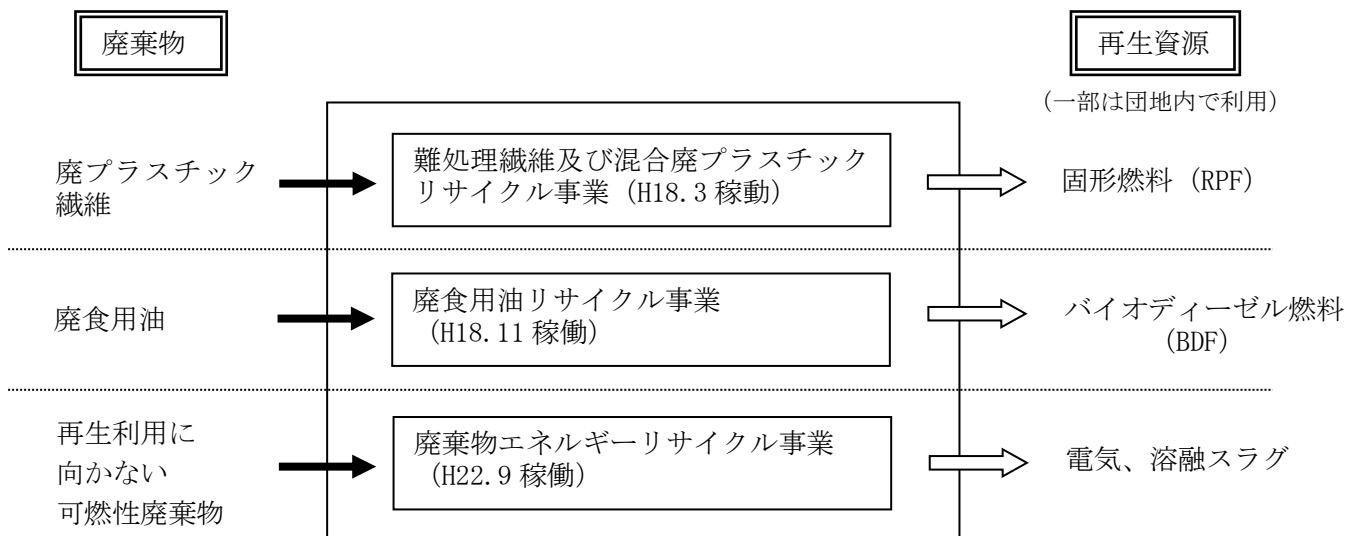
県では、循環型社会の形成に向けた拠点の一つとして、適切な運営に向けて必要な協力を行っていくこととしている。

富山市エコタウン事業の概要は次のとおりである。

(1) 第1期事業



(2) 第2期事業



4. 市町村のごみ減量化、再生利用推進事業

(1) 環境教育、啓発活動

市町村におけるごみ減量化、再生利用への主な取組みとして、富山市では副読本（小学生むけ）やパンフレットを作成しているほか、表 4-11 のとおり、環境フェア等のイベントや出前講座等を開催している。

表 4-11 イベントや出前講座等の開催状況（令和 3 年度）

市町村	名 称
富山市	3R 推進スクール、出前講座
高岡市	フードドライブ、出前講座、早朝パトロール
氷見市	フードドライブ、出前講座
滑川市	滑川市環境フェア 2021、出前講座
黒部市	アクアパークフェスティバル等でのパネル展示、出前講座
小矢部市	フードドライブ
南砺市	出前講座
射水市	環境とくらしフェア、出前講座、親子リサイクル体験教室
入善町	にゅうぜん商工フェア～まつりんぴっく 2021～
朝日町	出前講座

(2) 住民等への助成制度

集団回収に対する報奨金制度は表 4-12 のとおり 14 市町で導入している。

また、住民に対する生ごみリサイクルの補助制度について、表 4-13 のとおりであり、生ごみ堆肥化容器は 9 市町村で、電気生ごみ処理機は 10 市町村で補助が実施されている。

表 4-12 集団回収に対する報償金制度の実施状況

（4 年 4 月 1 日現在）

	紙	布	金属	びん	紙パック
実施市町村数	14	7	8	2	9

表 4-13 住民に対する生ごみリサイクルの補助制度状況

（4 年 4 月 1 日現在）

	生ごみ堆肥化容器	電気生ごみ処理機
実施市町村数	9	10
限度額(円)	3,000～30,000	10,000～50,000
補助率	1/3～1/2	1/3～1/2

(3) 資源ごみ回収常設ステーションの設置

市町村における資源ごみ回収常設ステーションは、表 4-14 のとおり 13 市町で、計 42 施設が設置されている。

なお、県では、平成 20、21 年度に、市町村による資源ごみ回収常設ステーションの設置に対し助成を行った。

表 4-14 市町村における資源ごみ回収常設ステーションの設置状況
(令和 4 年 4 月 1 日現在)

設 置 市 町 村	施 設 設 置 数
富 山 市	8
高 岡 市	1
魚 津 市	6
滑 川 市	5
黒 部 市	3
小 矢 部 市	1
南 砺 市	1
射 水 市	2
舟 橋 村	1
上 市 町	1
立 山 町	4
入 善 町	6
朝 日 町	3
計	42 施設

富山県内の河川のマイクロプラスチック調査

マイクロプラスチック（直径5mm以下の小さなプラスチック片）は、有害物質の吸着や生物の誤食などによる海洋汚染や海洋生態系への影響が懸念されています。令和元年6月のG20大阪サミットで主要議題として議論されるなど、国際的な問題となっています。県内の海岸にも確認されていますが、県内における流出・漂流の実態は十分に分かっていません。

そこで、県内のマイクロプラスチックの流出・漂流の実態や、プラスチックの成分や分布の実態を把握し、マイクロプラスチックの削減の啓発につなげるため、県内河川において調査を行っています。

今までに行った調査では、県内全域の河川でマイクロプラスチックが確認されており、秋季よりも春季の方が多い傾向にあることなどが分かりました。採取されたマイクロプラスチックの形状は、農用地で使用される被覆肥料の殻が多く、破片状や繊維状、シート状のものが確認されています。

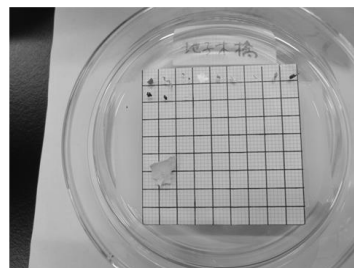
マイクロプラスチックの削減には、発生源となる大きなプラスチックごみの削減が必要です。使い捨てプラスチックを使わないようにしたり、ごみを外に放置せず適正な管理を行うなど環境中にごみを出さないようにする取り組みをお願いします。



試料の採取



試料の前処理



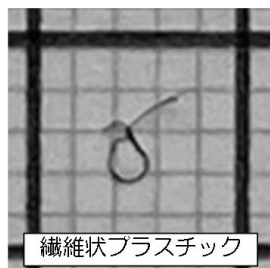
プラスチック候補粒子



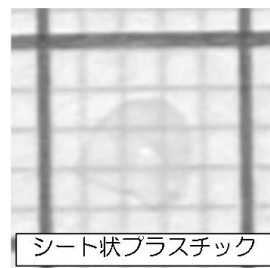
被覆肥料の殻



破片状プラスチック



繊維状プラスチック



シート状プラスチック

採取されたマイクロプラスチック

V 県土美化の推進

1. 県土美化推進事業の概要

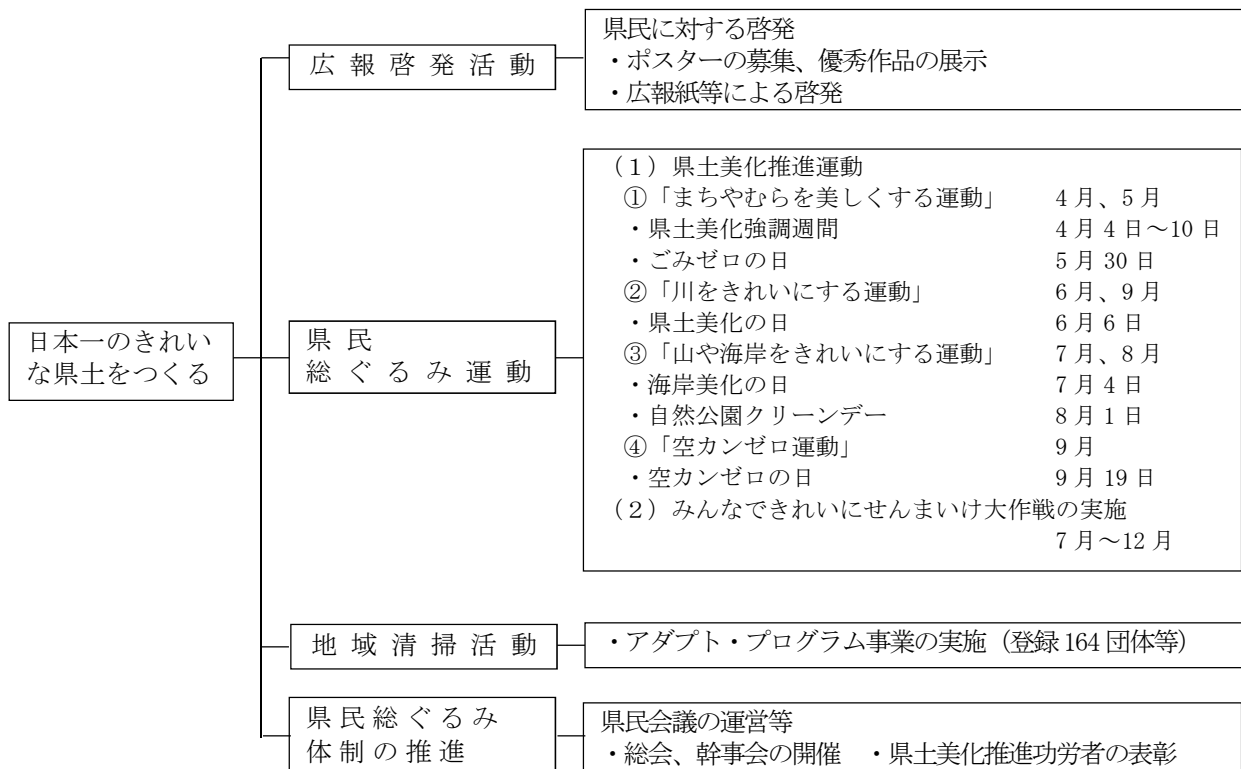
(1) 県土美化推進運動

生活水準の向上や余暇の増大等に伴って、県民の環境に対する要望も多様化しており、清らかな水辺や豊かな緑、美しい町並みや歴史的雰囲気落ち着いたたたずまいなど、私たちの生活にうるおいとやすらぎをもたらす快適な環境を創造していくことが求められている。

このため、県では公害の防止や自然環境の保全に加えて、ごみのない美しい県土をめざした県土美化運動の推進、「とやまの名水」の選定、花と緑の美しいふるさとづくりの計画策定など、快適な環境づくりをめざした施策を推進している。

県土美化推進運動は、自治会をはじめ、女性・青年団体などの84団体で構成される県土美化推進県民会議を中心に、「日本一のきれいな県土」の実現をめざして、県民総ぐるみの運動として展開されている。

この運動は、図5-1のとおり「まちやむらを美しくする運動」などの美化運動を通じて、ポスターの掲示などの広報啓発活動を行うとともに、公園、道路、河川、海岸等の清掃美化活動を行うなど各種の事業を実施している。



【推進標語】 「すすめよう ごみのない美しいまちづくり」

図5-1 県土美化推進運動の概要（3年度）



令和3年度 富山県県土美化推進功労者の表彰式 令和3年4月22日 富山県民会館

(2) アダプト・プログラム実施状況

平成 13 年度に海岸や公園等において、地域住民等が主体となった継続的な活動が期待できる「アダプト・プログラム制度」※を導入し、15 年度からはその制度を拡充させ、行政と地域住民等との協働体制づくりを推進支援している。

※アダプト・プログラム

アダプト (adopt) とは、英語で養子縁組するという意味で、市民が公共スペースを里親のように愛情を持って面倒を見る (清掃・美化活動を行う) ことから命名されたもの。

市民と自治体がお互いの役割分担について協議・合意し、継続的に美化活動を進めることをアダプト・プログラムという。

表 5-1 アダプト・プログラム制度の登録団体数

市町村名	29 年度	30 年度	元年度	2 年度	3 年度
高岡市	53	52	49	46	46
魚津市	7	7	6	6	5
滑川市	7	7	7	7	7
黒部市	3	3	3	3	3
小矢部市	7	7	7	7	7
南砺市	64	57	51	37	36
射水市	60	60	57	58	60
合計	201 団体等	193 団体等	180 団体等	164 団体等	164 団体等

(3) みんなできれいにせんまいけ大作戦等

海岸漂着物のほとんどは県内河川の流れて海に流出し、海岸に漂着したものであり、美しい海岸を守っていくためには、海岸を有する地域だけでなく、上流から下流に渡る広範な地域での活動が必要である。

そこで、上流・下流の地域の住民が一体となって取り組む海岸清掃キャンペーン「みんなできれいにせんまいけ大作戦」を、県内全市町村で表 5-2 のとおり展開している。令和 3 年度は 15 市町村で約 20,200 人の参加があった。

このほか、表 5-3 のとおり県内各地で、地域住民、企業、各種団体等が連携して、清掃美化活動が進められている。

表 5-2 みんなできれいにせんまいけ大作戦の活動概要

年度	事業名	参加者（人）
3 年度	みんなできれいに せんまいけ大作戦 (7 月 1 日～12 月 31 日)	約 20,200
2 年度		約 13,200
元年度	みんなできれいに せんまいけ大作戦 (6 月 1 日～9 月 30 日)	約 34,000
30 年度		約 31,000
29 年度		約 31,000
28 年度		約 27,000
27 年度		約 37,000
26 年度		約 40,000
25 年度		約 41,000
24 年度		約 42,900
23 年度		約 45,000
22 年度		約 43,000
21 年度		とやま ふる里 海岸 クリーンアップ キャンペーン
20 年度	約 36,600	
19 年度	約 36,000	

表 5-3 市町村が実施した県土美化推進運動の活動概要（3年度）

市町村	活動名	実施時期	主な地域・場所	参加者数(人)	小計
富山市	街角クリーン活動	4月～11月の最終開庁日	市役所本庁舎、行政サービスセンター周辺	1,086	約4,586
	川をきれいにする日	6月6日	松川、いたち川、白岩川、下条川、井田川	約3,000	
	海岸をきれいにする日	7月4日	富山市沿岸一帯(打出～水橋～朝日町)	約500	
	ふるさと富山美化大作戦	8月22日	市内全域	中止	
	呉羽丘陵等をきれいにする日	10月9日	呉羽山、城山周辺	中止	
高岡市	海岸特別清掃日	7月3日	雨晴海岸・松太枝浜一帯	約1,000	約36,000
	市環境美化協定団体、美市連構成団体等による美化活動	4月～翌年3月	市内美化重点地区、公共・行政施設周辺等	約35,000	
魚津市	鴨川一斉清掃	7月25日	鴨川流域、河川敷	300	360
	魚津市職員ボランティア清掃	7月31日	ミラージュランド海岸付近	60	
氷見市	2021氷見クリーン大作戦	8月1日	漁業文化交流センターから松田江浜・島尾海岸まで	600	8,900
	氷見市一斉清掃	7月4日	市内全域	8,300	
滑川市	海岸清掃(ばいこやこ村)	4月24日、7月17日、7月24日、9月18日、11月21日	滑川海浜公園、ほたるいかミュージアム周辺	約210	約4,370
	環境美化のための清掃ボランティア活動(滑川市、滑川工場倶楽部)	5月26日、10月1日	市内事業所周辺及び公園、海岸等	約3,400	
	ビーチクリーンアップ活動(滑川高校)	5月31日、9月21日	高月海岸周辺	約90	
	荒俣壮年会・青年会	6月6日	荒俣海岸	約30	
	クリーン作戦(早月中学校)	7月3日	市民交流プラザ、ほたるいかミュージアム周辺	約290	
	東部小学校クリーン作戦(東部小学校)	7月18日	高塚海浜公園、早月川河口付近	約300	
	笠木町内会	7月25日	笠木海岸	約50	
黒部市	生地海岸清掃・河川清掃(生地環境衛生委員会)	5月9日、7月25日、10月24日	生地海岸・生地地区河川	約2,400	約2,860
	石田浜海岸清掃・河川清掃(石田環境衛生協議会)	6月27日、8月7日	石田浜・黒瀬川	約360	
	荒俣海岸清掃・河川清掃(村椿環境衛生組合)	7月4日	荒俣海岸	約100	
砺波市	第17回砺波市民ごみゼロ運動	4月4日	旧砺波市17地区及び種田地区	約2,700	約5,740
		5月30日	種田地区以外の旧庄川町地区	約3,000	
	庄川河川敷清掃活動	4月15日	庄川河川敷	約40	
小矢部市	春の一斉清掃	4月4日、翌年3月27日	市内全域	約400	約400
南砺市	春の清掃活動	4月1日～5月30日	市内一円	610	2,698
	チャレンジ!ごみゼロウォーキング	5月30日～6月6日	市内一円	171	
	山や川をきれいにする運動	6月12日～7月11日	市内一円	70	
	なんどの里山をきれいにする運動	7月11日～9月20日	市内一円	915	
	まちやむらをきれいにする運動	10月3日～10月31日	市内一円	832	
射水市	秋の清掃活動	11月1日～12月12日	市内一円	100	約2,520
	みんなできれいにせんまいけ大作戦	7月4日	海岸(足洗・海老江・六渡寺)	1,020	
	小杉地区クリーン作戦	5月23日、7月25日	小杉地区	約1,000	
舟橋村	舟橋村クリーンデー	8月8日	村内全域	500	500
上市町	河川観察	5月～12月	町内用水の廃棄物集積地点	16	2,528
	空き缶ゼロ運動	4月～11月	町内全域	2,512	
立山町	みんなできれいにせんまいけ作戦(立山町環境保健衛生協会利田支部)	7月	常願寺川公園及び河川敷	中止	-
	環境巡視パトロール	5月	新川地区	中止	
	環境巡視パトロール	11月	役場周辺	中止	
入善町	クリーン入善7125大作戦(町民対象)	7月1日～7月31日	町内全域	約4,800	約5,900
	クリーン入善7125大作戦(事業所対象)		事業所周辺	約500	
	第2弾クリーン入善7125大作戦(事業所対象)	10月1日～10月31日	事業所周辺	約600	
朝日町	町民総ぐるみ清掃月間	7月	町内全域	2,970	2,970
合計(15市町村)				80,332人	

(4) 海岸漂着物対策の推進

ア. 海岸漂着物対策

海岸漂着物対策については、海岸漂着物処理推進法や「富山県海岸漂着物対策推進地域計画」(23年3月策定、令和3年3月改定)に基づき、沿岸市町等と連携しながら漂着物の回収・処理などに取り組んでいる。

しかし、一部の海岸では依然として多くの漂着物が押し寄せており、本県ではこうした漂着物の大半が内陸部より河川を通じて流出・漂着したものと考えられている。

このことから、県では、河口域に位置する海岸の漂着物の状況や、河川敷や浅瀬におけるごみの散乱・滞留状況、川を流れるごみの調査を実施するとともに、これらの結果や発生抑制に関する内容を掲載した啓発リーフレットや小学生向け学習用副読本、「ごみマップ」を作成し、広く配布している。

また、小矢部川流域をモデルとして、富山県海岸漂着物対策推進協議会小矢部川流域部会(流域の経済団体、農業・漁業団体、消費者・女性団体、行政機関で構成)を設置し、海岸漂着物の状況について共通認識を図るとともに、地域に応じた具体的な発生抑制対策の検討を行い、平成26年度にアクションプラン(小矢部川流域における上流下流が連携した海岸漂着物の発生抑制対策について)として取りまとめ、取組みを継続している。

さらに、「富山県海岸漂着物対策推進地域計画」に基づき、令和3年度からは日常的に海域を利用する漁業者等及び漁業関係団体と連携した漂流ごみ等の回収・処理を開始するなど、県内での海洋ごみの円滑な回収・処理を推進している。また、マイクロプラスチックを含む海洋プラスチックごみ対策、海洋ごみ問題に関する正しい理解促進など一層推進するため、学びの場づくりに取り組んでいる。



小矢部川河口域の海岸の状況
(射水市六渡寺海岸)



オイルフェンスによる
川を流れるごみの調査
(小矢部川支流河川)



「小矢部川流域のごみマップ」
(平成26年3月発行)



「用水や川に刈草を流さないで」
(26年5月発行)



「いつまでもきれいな海を守るために」
(29年9月発行)

(<https://www.pref.toyama.jp/1705/kurashi/kankyoushizen/kankyou/kj00014049.html> で公開)

図 5-2 富山県の海岸漂着物対策

イ. 水の恵みと海岸清掃体験バスツアーの開催

海岸に流れ着くごみの多くが生活の中で発生したものであり、上流から下流へ川の流れて通じて海に流出しているという実態を知ってもらうとともに、海岸漂着物対策として一人ひとりができることを考えることにより、ごみの発生抑制につなげることを目的として、平成24年度から「水の恵みと海岸清掃体験バスツアー」を開催している。

令和3年度は、親子等84人が参加した。



河川上流部の見学



海岸清掃の実施

図 5-3 水の恵みと海岸清掃体験バスツアーの様子

ウ. ごみ拾いSNSアプリ「ピリカ」の活用による清掃活動の促進

ごみ拾いの様子を誰でも気軽に世界中に発信できるごみ拾いSNSアプリ「ピリカ」を活用し、投稿を呼びかけることにより、自主的な清掃活動の促進を図っている。

3年度は、県内各地で行われたイベントや出前県庁等で「ピリカ」の利用を呼びかけるとともに、「ピリカ」により投稿された県内の清掃活動が見える化したWEBサイト「みんなできれいにせんまいけ！とやま」の周知を図り、参加者数増加や清掃活動の活性化・ネットワーク化を図った。



ごみ拾いSNSアプリ「ピリカ」



WEBサイト「みんなできれいにせんまいけ！とやま」

図 5-4 ごみ拾いSNSアプリ「ピリカ」を活用した県内の清掃活動の見える化

エ. スポーツごみ拾い（スポ GOMI）の普及

幅広い県民に海岸等の清掃活動に参加してもらえるよう、清掃活動にスポーツを掛け合わせ、チーム競技としての楽しさを加えた「スポ GOMI」の普及を図っている。

3年度は、（一社）ソーシャルスポーツイニシアチブの協力のもと、スポ GOMI 大会を開催する団体（ばいにゃこ村、富山銀行、県立富山北部高等学校）を支援した。



スポ GOMI in 滑川



スポ GOMI in とやま



スポ GOMI in 岩瀬浜

図 5-5 スポ GOMI 大会の様子

オ. 街なかの散乱ごみ住民参加型調査 in 砺波

富山県内の海岸に漂着するごみの約 8 割は県内河川等を通じて海に流出したものと考えられている。

3年度は、海岸漂着物の発生源となる、街なかの散乱ごみに関する住民参加型調査を実施し、その結果を踏まえて県民に海岸漂着物の発生抑制対策や清掃活動の実践を働きかけた。



住民による散乱ごみの調査



集めたごみの分類結果の共有

図 5-6 街なかの散乱ごみ住民参加型調査 in 砺波の様子

とやま海ごみボランティア部を設立！

富山県内の海岸では、依然としてほぼ全域で海岸漂着物が確認されており、その約8割は県内河川を通じて海に流出したものと考えられています。海岸漂着物対策を推進するためには、沿岸部だけでなく上流域を含む県内全域でのボランティアによる清掃活動や県民の海岸漂着物の問題への理解の促進が重要です。

このため、県では、海岸漂着物の原因となるごみの発生抑制や、日常的な清掃活動・ごみ拾いなどにみんなで取り組むことを目的として、県内の企業やグループ、ボランティア団体等が参加する「とやま海ごみボランティア部」を令和4年7月3日に設立しました。

各メンバーがそれぞれ活動を行っているほか、メンバーがワンチームとなった清掃活動の実施、海岸漂着物の現況や清掃活動の方法等を学び、メンバー同士の情報交換を行う講座「学びの場」を開催しています。



海岸清掃 in 岩瀬浜



学びの場

美しい富山湾を未来へつなぐ活動を一緒にしませんか？

とやま海ごみボランティア部への皆さんの入部をお待ちしております。

入部方法やこれまでの活動についてはとやま海ごみボランティア部のウェブサイトに掲載していますので、ぜひご覧ください。

<https://www.pref.toyama.jp/1705/kurashi/kankyoushizen/kankyou/toyamaumigomiboranthiabu.html>



【 資 料 編 】

目 次

表-1	計画処理区域の状況	66
表-2	一般廃棄物処理計画の策定状況	66
表-3	ごみ処理状況の推移	67
図-1	総人口とごみ総排出量の推移	67
表-4	資源化量及びリサイクル率の推移	68
表-5	ごみの収集状況（令和2年度）	69
表-6	市町村別1人1日当たりのごみ排出量及びリサイクル率の状況（令和2年度）	70
表-7	ごみの収集形態別収集量（令和2年度）	71
表-8	ごみ処理の状況（令和2年度）	73
表-9	浄化槽設置数の推移	75
表-10	浄化槽構造別設置数	76
表-11	し尿処理状況の推移	77
表-12	し尿収集処理状況（令和2年度）	79
表-13	し尿の収集形態別収集量（令和2年度）	81
表-14	し尿処理状況（令和2年度）	83
図-2～16	し尿・浄化槽汚泥処理量の推移（市町村別）	85
表-15	条例の制定状況及び手数料	89
表-16	廃棄物処理事業経費（令和2年度）	92
表-17	リサイクル認定一覧（令和3年度認定分）	93
表-18	市町村別分別収集量（令和3年度）	95
表-19	富山県分別収集促進計画に基づく分別収集見込量及び実績量	96
表-20	ごみの減量化、再生利用の取組み状況（令和3年度）	97
表-21	集団回収に対する報償金制度の実施状況	98
表-22	住民に対する生ごみリサイクルの補助制度状況	98
表-23	水銀廃棄物及びリチウムイオン電池の収集状況	99
表-24	高齢者世帯等のごみ出し支援状況	99
表-25	資源ごみ回収常設ステーションの設置状況（1）～（3）	100

表-1 計画処理区域の状況

(令和2年10月1日現在)

市町村	人口(人)	世帯数(世帯)	市町村	人口(人)	世帯数(世帯)
富山市	414,354	173,566	南砺市	49,696	17,516
高岡市	169,198	66,148	射水市	92,401	34,099
魚津市	41,331	16,870	舟橋村	3,267	1,047
氷見市	46,420	17,028	上市町	19,889	7,821
滑川市	33,185	12,938	立山町	25,555	9,832
黒部市	40,864	15,362	入善町	24,176	9,148
砺波市	47,875	17,140	朝日町	11,585	4,680
小矢部市	29,102	9,855	合計	1,048,898	413,050

表-2 一般廃棄物処理計画の策定状況

市町村	策定年度	市町村	策定年度
富山市	平成28年度 (令和3年度見直し)	南砺市	※
高岡市	平成29年度	射水市	平成28年度 (令和3年度改訂)
魚津市	平成27年度 (令和2年度改定)	舟橋村	平成29年度
氷見市	平成29年度	上市町	令和2年度
滑川市	令和3年度	立山町	令和4年度
黒部市	令和2年度	入善町	平成28年度
砺波市	※	朝日町	平成25年度 (令和4年度改定)
小矢部市	平成29年度		

※ 砺波広域圏事務組合において計画を策定(平成25年度)

表-3 ごみ処理

年度	総人口 (人)	総排出量 (t/年)	ごみ処理		
			計画収集量+ 直接搬入量	集団回収量	民間事業者 による回収量
26	1,086,315	420,711	381,566	31,562	7,583
27	1,079,555	418,400	380,201	29,999	8,200
28	1,075,225	416,892	380,356	27,451	9,085
29	1,070,287	421,043	381,313	26,392	13,338
30	1,064,456	420,443	380,750	25,250	14,443
元	1,057,439	420,962	381,510	23,302	16,150
2	1,048,898	412,391	379,067	18,637	14,687

注 県内の状況を反映させるため、民間事業者が回収した量を含めている。

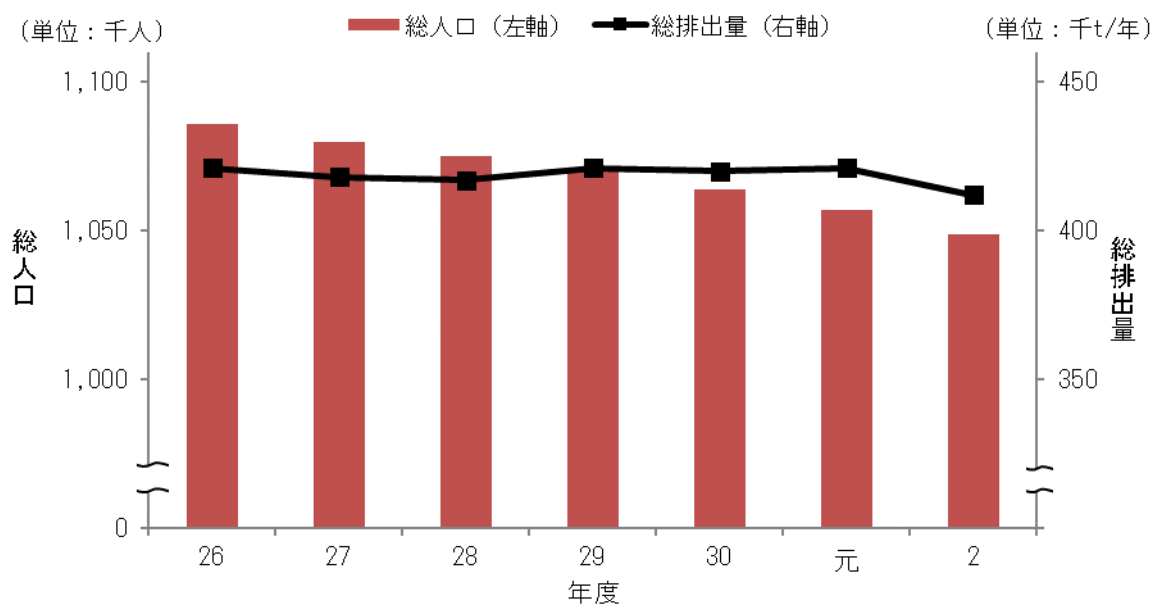


図-1 総人口とごみ総排出量の推移

状 況 の 推 移

焼却量 (t/年)	資源化量 (t/年)	リサイクル率 (%)	埋立量 (t/年)
311,371	106,615	25.3	33,764
307,566	105,373	25.2	35,305
305,605	106,608	25.6	34,688
304,804	111,776	26.5	38,273
300,373	112,312	26.7	38,290
305,191	109,240	26.0	37,103
300,523	105,382	25.6	39,041

表-4 資源化量及びリサイクル率の推移

年度	26	27	28	29	30	元	2
直接資源化量 + 中間処理後再資源化量 (t)	67,470	67,174	70,072	72,046	72,619	69,788	72,058
集団回収量(t)	31,562	29,999	27,451	26,392	25,250	23,302	18,637
民間事業者による 回収量	7,583	8,200	9,085	13,338	14,443	16,150	14,687
計 (t)	106,615	105,373	106,608	111,776	112,312	109,240	105,382
リサイクル率(%)	25.3	25.2	25.6	26.5	26.7	26.0	25.6

表-5 ごみの収集状況（令和2年度）

市町村名	可燃ごみ 収集回数 (回/週)	不燃ごみ (粗大ごみ) 収集回数 (回/月)	資源ごみ					
			古紙	紙製容器包装	缶	ビン	ペットボトル	容器包装プラ
			収集回数 (回/月)	収集回数 (回/月)	収集回数 (回/月)	収集回数 (回/月)	収集回数 (回/月)	収集回数 (回/月)
富山市	2	2	1	1	2	2	富山、婦中地域：なし 山田地域：1 大山、八尾、細入地域：2 大沢野地域：4	4
高岡市	2	2	2	2	2	2	2	2
魚津市	2	4	なし	2	1	1	2	2
氷見市	2	2	1	1	1	1	なし	2
滑川市	2	1	1	2	2	2	2	2
黒部市	2	4	2	2	2	2	2	2
砺波市	2	1	なし	1	1	1	1	2
小矢部市	2	1	なし	1	1	1	1	1
南砺市	2	2	なし	1	1	1	1	2
射水市	2	2	なし	2	2	2	2	2
舟橋村	3	2	1	1	2	2	1	4
上市町	2	2	2	2	2	2	なし	4
立山町	2	1回/2月	なし	4	1	1	1	4
入善町	3	4	なし	1	1	1	1	1
朝日町	3	不燃3 粗大1	なし	4~11月：2回 12~3月：1回	4~11月：2回 12~3月：1回	4~11月：2回 12~3月：1回	なし	4~11月：2回 12~3月：1回

表-6 市町村別1人1日当たりのごみ排出量及びリサイクル率の状況(令和2年度)

区分 市町村別	人 口 (人)	排出量(t/年)			1人1日当たり排出量 (g/人・日)			再生利用量(t/年)			リサイクル率 (%)	最終処分量 (t/年)
		生活系	事業系		生活系	事業系		資源化量	集団回収量			
富山市	414,354	157,846	107,835	50,011	1,044	713	331	35,227	25,225	10,002	22.3	14,351
高岡市	169,198	59,117	35,811	23,306	957	580	377	12,153	9,250	2,903	20.6	6,425
魚津市	41,331	15,950	10,925	5,025	1,057	724	333	3,661	3,438	223	23.0	1,633
氷見市	46,420	17,721	10,611	7,110	1,046	626	420	4,539	3,829	710	25.6	2,037
滑川市	33,185	14,704	10,505	4,199	1,214	867	347	4,227	3,983	244	28.7	1,172
黒部市	40,864	15,252	11,246	4,006	1,023	754	269	2,925	2,767	158	19.2	1,078
砺波市	47,875	18,408	11,150	7,258	1,053	638	415	6,055	5,477	578	32.9	1,942
小矢部市	29,102	10,143	7,126	3,017	955	671	284	1,885	1,612	273	18.6	1,602
南砺市	49,696	16,099	11,175	4,924	888	616	271	4,825	4,124	701	30.0	1,728
射水市	92,401	36,233	21,654	14,579	1,074	642	432	7,921	6,242	1,679	21.9	3,294
舟橋村	3,267	1,087	870	217	912	730	182	138	138	0	12.7	104
上市町	19,889	8,104	5,888	2,216	1,116	811	305	1,338	1,326	12	16.5	920
立山町	25,555	11,010	7,306	3,704	1,180	783	397	2,483	1,764	719	22.6	1,075
入善町	24,176	10,909	8,995	1,914	1,236	1,019	217	2,224	1,834	390	20.4	1,144
朝日町	11,585	5,121	4,183	938	1,211	989	222	1,094	1,049	45	21.4	536
県全体	1,048,898	※ 412,391	※ 279,967	132,424	1,039	693	346	※ 105,382	72,058	18,637	※ 25.6	39,041

※県全体の数値は、民間事業者による再生利用量(14,687t/年)を含めて集計したものである。

表-7 ごみの収集

市町村名	可燃ごみ				不燃ごみ				資源ごみ			
	直営	委託	許可	計	直営	委託	許可	計	直営	委託	許可	計
富山市	40,611	42,175	35,266	118,052	3,069	2,637	0	5,706	2,680	5,119	0	7,799
高岡市	10,308	16,311	15,211	41,830	82	360	0	442	829	5,018	0	5,847
魚津市	0	6,892	3,139	10,031	0	1,754	516	2,270	0	1,682	0	1,682
氷見市	33	7,265	4,249	11,547	0	427	590	1,017	0	1,402	0	1,402
滑川市	0	7,156	2,280	9,436	0	407	0	407	0	1,264	0	1,264
黒部市	0	9,256	0	9,256	0	2,359	0	2,359	0	1,180	0	1,180
砺波市	0	7,459	3,552	11,011	0	118	0	118	0	431	0	431
小矢部市	0	4,446	2,299	6,745	0	279	0	279	0	399	0	399
南砺市	0	7,463	2,739	10,202	0	292	0	292	0	532	7	539
射水市	0	16,036	0	16,036	0	1,451	0	1,451	0	936	0	936
舟橋村	0	664	103	767	0	35	0	35	0	97	0	97
上市町	0	4,473	1,968	6,441	0	266	71	337	0	1,073	31	1,104
立山町	0	5,824	2,536	8,360	0	40	0	40	607	0	0	607
入善町	0	5,412	719	6,131	0	855	152	1,007	0	953	0	953
朝日町	0	2,559	227	2,786	0	426	47	473	0	396	0	396
合計	50,952	143,391	74,288	268,631	3,151	11,706	1,376	16,233	4,116	20,482	38	24,636

形態別収集量（令和2年度）

（単位：t/年）

粗大ごみ				その他				収集総量				直接搬入 ごみ	自家 処理量
直営	委託	許可	計	直営	委託	許可	計	直営	委託	許可	計		
0	0	0	0	828	5	0	833	47,188	49,936	35,266	132,390	15,454	0
0	0	0	0	0	0	0	0	11,219	21,689	15,211	48,119	8,095	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	10,328	3,655	13,983	1,744	0
0	0	0	0	0	0	0	0	33	9,094	4,839	13,966	3,045	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	8,827	2,280	11,107	3,353	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	12,795	0	12,795	2,299	0
0	0	0	0	0	16	0	16	0	8,024	3,552	11,576	6,254	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,124	2,299	7,423	2,447	0
0	0	0	0	0	7	0	7	0	8,294	2,746	11,040	4,358	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	18,423	0	18,423	16,131	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	796	103	899	188	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,812	2,070	7,882	210	0
0	0	0	0	28	0	0	28	635	5,864	2,536	9,035	1,256	0
0	442	47	489	0	0	0	0	0	7,662	918	8,580	1,939	0
0	228	34	262	0	0	0	0	0	3,609	308	3,917	1,159	0
0	670	81	751	856	28	0	884	59,075	176,277	75,783	311,135	67,932	0

表-8 ごみ処理の

市 町 村 一 部 事 務 組 合	処理量(直接焼却量+焼却以外の中間処理量+直接最終処分量+直接資源化量)													
	合計	直 接 焼 却 量	焼却以外の中間処理量(粗大ごみ処理施設+資源化等を行う施設+ごみ燃料化施設+その他の施設)						直接最終 処分量	直接資源化量(紙類+金属類+ガラス類+ペットボトル+プラスチック類+布類+その他)				
			合計	粗大ごみ 処理施設	資源化等 を行う施設 ※2	ご み 燃 料 化 施 設	そ の 他 の 施 設	合計		紙類	金属類	ガラス類	ペット ボトル	
														(t)
富山地区広域圏	184,214	147,487	29,256	6,542	10,261	12,448	5	828	6,643	3,052	51	122	596	
富山市	150,285	121,273	23,865	5,706	8,831	9,323	5	828	4,319	1,386	0	0	484	
滑川市	14,459	10,271	3,161	407	550	2,204	0	0	1,027	766	0	0	79	
舟橋村	1,087	968	39	8	31	0	0	0	80	58	0	0	2	
上市町	8,092	6,538	837	274	480	83	0	0	717	715	0	0	0	
立山町	10,291	8,437	1,354	147	369	838	0	0	500	127	51	122	31	
高岡地区広域圏	83,095	64,447	15,710	0	11,025	4,685	0	1,414	1,524	296	260	124	0	
高岡市	56,214	45,030	10,371	0	6,618	3,753	0	813	0	0	0	0	0	
氷見市	17,011	11,935	3,527	0	2,699	828	0	186	1,363	296	240	0	0	
小矢部市	9,870	7,482	1,812	0	1,708	104	0	415	161	0	20	124	0	
新川広域圏	46,416	31,262	10,943	6,842	911	3,190	0	0	4,211	2,661	249	521	243	
魚津市	15,727	10,188	3,857	2,349	673	835	0	0	1,682	1,089	85	189	95	
黒部市	15,094	10,041	3,873	2,555	168	1,150	0	0	1,180	802	77	148	63	
入善町	10,519	7,697	1,869	1,165	70	634	0	0	953	493	68	135	60	
朝日町	5,076	3,336	1,344	773	0	571	0	0	396	277	19	49	25	
砺波広域圏	33,227	21,901	10,374	1,931	7,192	1,251	0	177	775	292	8	336	25	
砺波市	17,829	11,222	6,270	1,356	4,159	755	0	55	282	157	5	120	0	
南砺市	15,398	10,679	4,104	575	3,033	496	0	122	493	135	3	216	25	
射水市	34,554	26,778	7,697	2,103	5,439	155	0	79	0	0	0	0	0	
合 計	381,506	291,875	73,980	17,418	34,828	21,729	5	2,498	13,153	6,301	568	1,103	864	

※1 一部事務組合の数値は、構成市町村について合計したものであり、一部事務組合の事業実績と一致しない場合がある。

※2 「資源化等を行う施設」には、ごみ堆肥化施設、飼料化施設、メタン化施設及びその他の資源化等を行う施設が含まれる。

状 況 （ 令 和 2 年 度 ）

			焼却処理量(直接焼却量+焼却施設 以外の中間処理施設からの搬入量)					最終処分量(直接最終処分量+焼却残渣量+焼却施設以外の 中間処理施設からの残渣量)								
			合計 (t)	直 接 焼却量 (t)	焼却処理以外の中間 処理施設からの搬入量			合計 (t)	直接最終 処分量 (t)	焼 却 残渣量 (t)	焼却以外の中間処理施設からの残渣量					
プラスチック類 (白色/含む) (t)	布類 (t)	その他 (t)			粗大ごみ 処理施設 (t)	資源化 等を行 う施設 ※2 (t)	ご み 燃料化 施 設 (t)				合計 (t)	粗大ごみ 処理施設 (t)	資源化 等を行 う施設 ※2 (t)	ご み 燃料化 施 設 (t)	その他 の 施 設 (t)	
			2,723	11				86	150,230	147,487						2,732
2,449	0	0	123,719	121,273	2,441	5	0	14,351	828	13,523	0	0	0	0	0	
135	11	36	10,445	10,271	174	0	0	1,172	0	1,082	90	90	0	0	0	
20	0	0	968	968	0	0	0	104	0	96	8	8	0	0	0	
0	0	0	6,655	6,538	117	0	0	920	0	855	65	61	4	0	0	
119	0	50	8,443	8,437	0	6	0	1,075	0	1,075	0	0	0	0	0	
0	0	838	65,564	64,447	0	1,117	203	10,064	1,414	7,736	914	0	894	20	0	
0	0	0	45,997	45,030	0	967	203	6,425	813	5,461	151	0	151	0	0	
0	0	821	12,085	11,935	0	150	0	2,037	186	1,440	411	0	411	0	0	
0	0	17	7,482	7,482	0	0	0	1,602	415	835	352	0	332	20	0	
390	0	147	33,908	31,262	2,646	0	0	4,391	0	3,294	1,097	1,097	0	0	0	
161	0	63	11,742	10,188	1,554	0	0	1,633	0	1,087	546	546	0	0	0	
90	0	0	10,041	10,041	0	0	0	1,078	0	1,078	0	0	0	0	0	
123	0	74	8,278	7,697	581	0	0	1,144	0	773	371	371	0	0	0	
16	0	10	3,847	3,336	511	0	0	536	0	356	180	180	0	0	0	
114	0	0	22,922	21,901	958	63	0	3,670	177	2,924	569	569	0	0	0	
0	0	0	11,880	11,222	642	16	0	1,942	55	1,468	419	419	0	0	0	
114	0	0	11,042	10,679	316	47	0	1,728	122	1,456	150	150	0	0	0	
0	0	0	27,899	26,778	1,121	0	0	3,294	79	2,862	353	353	0	0	0	
3,227	11	1,071	300,523	291,875	7,457	1,191	203	39,041	2,498	33,447	3,096	2,178	898	20	0	

表-9 浄化槽設置数の推移

① 浄化槽設置状況

(単位：基)

管轄	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
新川	11,724	11,239	10,797	10,111	9,584	9,095	7,418	7,196	6,680	6,410	6,149	6,004	5,681	5,526	5,329	5,244
魚津	4,551	4,289	4,121	3,940	3,812	3,578	3,235	2,973	2,869	2,704	2,537	2,432	2,210	2,122	2,050	1,994
中部	11,379	11,194	11,012	10,514	10,207	9,699	8,645	7,774	7,234	6,730	6,184	5,957	5,716	5,470	5,335	5,171
射水	7,665	7,269	6,980	6,653	6,456	4,270	4,052	3,859	3,453	2,804	2,681	2,604	2,504	2,477	2,455	2,414
氷見	3,923	3,830	3,782	3,779	3,681	3,676	3,494	3,371	3,443	3,422	3,417	3,402	3,392	3,446	3,434	3,440
砺波	10,430	10,291	8,477	8,364	8,181	8,194	7,998	7,488	7,161	6,892	6,633	6,496	5,572	5,455	5,338	5,192
小矢部	3,789	3,990	3,757	3,725	3,716	3,609	3,683	3,594	3,543	3,485	3,432	3,383	3,341	3,288	3,230	3,169
高岡市	11,610	10,712	10,331	9,913	9,188	8,387	8,077	7,618	7,344	6,985	6,738	6,639	6,044	5,950	5,855	5,722
富山市	22,872	21,279	20,281	19,919	19,421	16,058	14,769	13,562	12,216	11,361	10,483	10,003	9,523	9,330	9,133	6,957
合計	87,943	84,083	79,538	76,918	74,246	66,566	61,371	57,435	53,943	50,793	48,254	46,920	43,983	43,064	42,159	39,303

② 浄化槽設置整備事業の状況

(単位：基)

市町名	S63~H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	計
富山市	1,676	26	21	23	21	23	23	13	7	13	10	8	13	8	13	12	10	11	1,931
高岡市	854	50	57	39	36	28	18	20	22	5	7	11	8	6	6	6	4	5	1,182
魚津市	589	18	15	7	11	13	13	6	5	11	2	1	2	1	1	2	1	0	698
氷見市	655	83	63	73	94	77	94	69	61	96	75	49	35	29	20	24	28	25	1,650
滑川市	825	49	41	48	31	13	11	8	4	8	5	5	2	2	2	28	13	19	1,114
黒部市	384	26	15	12	14	18	14	16	9	5	5	8	5	7	7	8	2	4	559
砺波市	426	64	76	60	46	48	61	53	46	46	24	27	33	17	11	24	24	29	1,115
小矢部市	420	31	34	21	36	31	30	18	22	31	28	29	21	24	25	24	21	14	860
南砺市	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9
射水市	57	6	-	-	-	-	2	1	-	-	-	-	1	2	2	2	-	2	75
上市町	15	1	2	1	2	-	1	2	1	1	-	1	2	-	1	1	1	1	33
立山町	20	6	5	10	4	4	4	8	4	4	4	3	3	4	2	3	-	-	88
入善町	489	21	9	9	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	538
朝日町	454	31	25	31	27	18	12	15	17	11	7	9	5	6	1	5	5	5	684
計	6,873	412	363	334	330	273	283	229	198	231	167	151	130	106	91	140	109	116	10,536

※ 富山市は旧富山市、大沢野町、大山町、八尾町、婦中町のデータの合計である。

高岡市は旧高岡市、福岡町のデータの合計である。

砺波市は旧砺波市、庄川町のデータの合計である。

南砺市は旧城端町、平村、上平村、利賀村、井波町、井口村、福野町、福光町のデータの合計である。

射水市は旧新湊市、小杉町、大門町、大島町、下村のデータの合計である。

表-10 浄化槽構造別設置数

(令和3年3月31日現在)

区分		人槽	合計	設置数													
				5~10	11~20	21~50	51~100	101~200	201~300	301~500	501~1,000	1,001~2,000	2,001~3,000	3,001~4,000	4,001~5,000	5,001~10,000	10,001~
単独	新構造	分離接触ばっ気	17,681	15,974	1,584	112	9	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		分離ばっ気	1,790	1,703	70	15	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		散水ろ床	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	19,472	17,677	1,654	128	11	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	旧構造	腐敗型	1,637	1,339		246	31	12	7	1	1	0	0	0	0	0	0
		ばっ気型	5,347	4,974		360	9	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	6,984	6,313		606	40	14	9	1	1	0	0	0	0	0	0
		合計	26,456	23,990		2,388	51	16	9	1	1	0	0	0	0	0	0
合併	新構造	分離接触ばっ気	211	14	61	136	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		嫌気ろ床接触ばっ気	3,451	3,371	56	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		脱窒ろ床接触ばっ気	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		回転板接触	4		0	0	1	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0
		接触ばっ気	632		0	0	231	194	92	64	34	15	0	1	1	0	0
		散水ろ床	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		長時間ばっ気	33		0	0	1	5	2	15	8	0	1	1	0	0	0
		標準活性汚泥	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		接触ばっ気・ろ過	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		凝集分離	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	旧構造	接触ばっ気・活性炭	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		凝集分離・活性炭	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		硝化液循環	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		三次処理脱窒・脱磷	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他(大臣認定型)	8,351	7,393	332	483	73	37	16	12	3	2	0	0	0	0	0
		計	12,682	11,227	643	304	233	113	79	54	25	0	2	2	0	0	
		合計	12,706	11,227		948	237	120	86	57	26	0	2	3	0	0	
総計	39,162	35,217		3,336	288	136	95	58	27	0	2	3	0	0			

表-11 し尿処理

年 度	総 人 口 (人)	計画収集人口 (人)	水 洗 便 所			区 域 内 排 出 量 (kℓ/年)	計 し尿処理 施 設
			浄化槽基数	浄化槽等人口 (人)	下水道人口 (人)		
昭和60	1,123,980	537,383	76,453	319,035	167,969	400,703	333,302
61	1,125,398	525,635	82,048	333,669	174,375	397,535	335,763
62	1,126,006	515,379	87,297	348,031	182,728	388,507	331,975
63	1,125,623	493,140	93,390	370,091	195,317	402,003	343,606
平成元	1,124,417	472,389	98,733	379,490	210,201	394,789	339,431
2	1,124,897	455,808	102,817	394,120	223,657	380,138	330,183
3	1,124,575	438,726	105,885	397,673	243,094	384,043	335,769
4	1,124,197	392,984	108,286	417,860	274,619	375,682	330,498
5	1,124,048	365,941	111,343	434,917	291,518	383,627	326,296
6	1,126,062	345,313	113,454	440,474	315,455	356,932	318,705
7	1,128,148	309,508	115,678	453,919	346,306	347,920	314,117
8	1,127,948	285,270	113,417	440,569	373,093	341,582	304,109
9	1,128,715	258,516	114,144	443,220	409,895	332,556	298,996
10	1,128,633	227,871	111,442	425,022	460,179	319,475	288,095
11	1,128,527	199,982	110,547	414,456	501,123	296,424	269,610
12	1,127,442	179,259	108,469	406,957	531,458	286,199	261,153
13	1,126,170	165,744	105,016	380,278	573,037	285,070	251,618
14	1,124,476	143,628	100,498	375,922	600,714	259,246	237,877
15	1,121,743	125,147	98,174	356,439	637,480	251,631	230,298
16	1,120,505	108,605	92,670	339,171	671,478	233,164	213,690
17	1,117,411	95,562	87,943	303,902	717,253	218,799	201,048
18	1,113,837	88,829	84,093	294,983	729,455	210,973	194,316
19	1,111,308	75,846	79,538	298,579	736,393	197,636	180,526
20	1,105,276	63,473	76,918	277,594	763,830	186,387	170,775
21	1,099,285	76,297	74,246	246,919	775,897	172,164	158,629
22	1,096,406	67,388	66,566	234,946	793,949	159,105	117,246
23	1,094,479	60,323	61,371	227,332	806,728	150,714	115,077
24	1,098,716	49,989	57,435	226,230	822,415	141,517	107,443
25	1,091,948	46,273	53,943	215,924	829,751	135,965	102,077
26	1,086,315	42,937	50,793	204,419	838,959	128,048	95,423
27	1,079,555	41,289	48,254	194,581	843,685	125,742	94,376
28	1,075,225	39,365	46,920	186,404	849,456	119,406	89,538
29	1,070,287	36,615	43,983	179,647	854,025	114,265	85,874
30	1,064,456	33,346	43,064	172,706	858,404	110,439	83,947
令和元	1,057,439	31,788	42,159	167,130	858,521	106,224	80,044
2	1,048,898	28,717	39,162	160,653	859,528	104,251	79,272

状 況 の 推 移

画 処 理 内 訳 (kℓ / 年)				計画処理 区域内自 家処理量 (kℓ/年)	衛 生 処 理 率 (%)	日排出量 (kℓ/日)	1人1日排出量 (ℓ/人・日)	
下水道マン ホール投入	農地還元	その他	計				し 尿	浄 化 槽 汚 泥
14,352	205	-	347,859	52,844	91	1,098	1.34	0.76
15,556	12	-	351,331	46,204	92	1,089	1.33	0.80
15,711	-	-	347,686	40,821	93	1,064	1.33	0.78
24,062	-	-	367,668	34,335	94	1,101	1.43	0.80
24,131	-	-	363,562	31,227	94	1,082	1.43	0.84
24,606	-	-	354,789	25,349	95	1,041	1.42	0.81
26,059	-	-	361,828	22,215	96	1,049	1.47	0.86
25,164	-	-	355,662	20,020	97	1,029	1.57	0.85
25,699	-	-	351,955	16,990	97	1,051	1.65	0.81
25,229	-	-	343,934	12,998	98	978	1.64	0.84
24,207	-	-	338,324	9,596	98	953	1.77	0.82
24,461	-	2,819	331,389	10,193	98	936	1.79	0.89
23,248	-	-	322,244	10,312	99	911	1.85	0.91
22,209	-	-	310,304	9,171	99	875	1.95	0.94
19,426	-	-	289,036	7,388	99	812	1.95	0.96
19,511	1	-	280,665	5,534	99	784	1.96	1.01
18,164	-	-	269,782	15,288	99	781	1.93	1.17
17,986	-	-	255,863	3,383	99	710	2.04	1.09
19,322	-	-	249,620	2,011	99	688	2.11	1.18
18,062	-	-	231,752	1,412	99	639	2.17	1.18
16,994	-	-	218,042	757	99	599	2.28	1.25
16,080	-	-	210,396	577	99	578	2.33	1.25
16,561	-	-	197,087	549	99	540	2.32	1.21
15,126	-	-	185,901	486	99	511	2.48	1.26
13,272	-	-	171,901	263	99	472	1.91	1.32
41,665	-	-	158,911	194	99	436	1.91	1.31
35,544	-	-	150,621	93	99	413	1.97	1.29
33,998	-	-	141,441	76	99	388	2.16	1.23
33,888	-	-	135,965	0	100	373	2.19	1.26
32,526	-	-	127,949	0	100	351	1.97	1.30
31,366	-	-	125,742	0	100	344	1.85	1.37
29,868	-	-	119,406	0	100	327	1.81	1.37
28,391	-	-	114,265	0	100	313	1.82	1.37
26,492	-	-	110,439	0	100	303	1.86	1.39
26,180	-	-	106,224	0	100	290	1.82	1.39
24,979	-	-	104,251	0	100	286	1.86	1.45

表-12 し尿

市町村名	計画処理 区域人口	計画処理区域人口内訳(人)					
		水洗化人口			非水洗化人口		
		下水道人口	浄化槽等人口	計	計画収集人口	自家処理人口	計
富山市	414,354	370,478	40,653	411,131	3,223	0	3,223
高岡市	169,198	148,460	12,040	160,500	8,698	0	8,698
魚津市	41,331	27,623	11,493	39,116	2,215	0	2,215
氷見市	46,420	35,814	8,006	43,820	2,600	0	2,600
滑川市	33,185	24,248	7,914	32,162	1,023	0	1,023
黒部市	40,864	24,526	15,434	39,960	904	0	904
砺波市	47,875	30,722	15,014	45,736	2,139	0	2,139
小矢部市	29,102	18,425	9,761	28,186	916	0	916
南砺市	49,696	40,138	8,143	48,281	1,415	0	1,415
射水市	92,401	77,141	14,112	91,253	1,148	0	1,148
舟橋村	3,267	3,252	15	3,267	0	0	0
上市町	19,889	15,133	3,508	18,641	1,248	0	1,248
立山町	25,555	20,804	3,638	24,442	1,113	0	1,113
入善町	24,176	15,515	7,515	23,030	1,146	0	1,146
朝日町	11,585	7,249	3,407	10,656	929	0	929
合計	1,048,898	859,528	160,653	1,020,181	28,717	0	28,717

収 集 処 理 状 況 (令和2年度)

汲み取りし尿の処理体制					浄化槽汚泥の処理体制					し尿・浄化槽汚泥の処理方法			手 数 料			
収集・運搬			中間処理		収集・運搬			中間処理		処理方法			有無		算定方式	
直営	委託	許可	直営	組合	直営	委託	許可	直営	組合	処施設	下投入	前後投入	有	無	従量	定額
	○	○		○			○	○	○	○			○		○	
		○	○	○			○	○	○	○	○		○		○	
	○			○			○		○		○		○		○	
	○		○			○		○		○			○		○	
	○			○			○		○	○			○		○	
	○			○			○		○		○		○		○	
		○		○			○		○	○			○		○	
	○	○		○			○		○	○			○		○	
	○			○		○			○	○			○		○	
	○		○				○	○		○			○		○	
		○		○			○		○	○			○		○	
		○		○			○		○	○			○		○	
		○		○			○		○	○			○		○	
	○			○			○		○	○	○		○		○	
	○			○			○		○	○	○		○		○	
	10	7	3	13		3	12	4	13	13	5		15		15	

表-13 し尿の

市町村名	し尿 (kℓ/年)					浄化槽	
	収集形態別収集量				自家 処理量	収集形態	
	収集総量	直 営	委 託	許 可		収集総量	直 営
富山市	4,689	0	2,436	2,253	0	23,896	0
高岡市	2,351	0	0	2,351	0	9,995	0
魚津市	1,200	0	1,200	0	0	4,823	0
氷見市	1,985	0	1,985	0	0	6,652	0
滑川市	691	0	691	0	0	5,270	0
黒部市	626	0	626	0	0	7,698	0
砺波市	1,261	0	0	1,261	0	6,829	0
小矢部市	1,054	0	946	108	0	4,368	0
南砺市	1,030	0	1,030	0	0	1,904	0
射水市	1,112	0	1,112	0	0	6,555	0
舟橋村	6	0	0	6	0	9	0
上市町	903	0	0	903	0	1,694	0
立山町	865	0	0	865	0	2,669	0
入善町	850	0	850	0	0	1,313	0
朝日町	830	0	830	0	0	1,123	0
合 計	19,453	0	11,706	7,747	0	84,798	0

収 集 形 態 別 収 集 量 (令和2年度)

汚 泥 (kℓ/年)			計 (kℓ/年)				
別 収 集 量		自 家 処 理 量	収 集 形 態 別 収 集 量				自 家 処 理 量
委 託	許 可		収 集 総 量	直 営	委 託	許 可	
0	23,896	0	28,585	0	2,436	26,149	0
0	9,995	0	12,346	0	0	12,346	0
0	4,823	0	6,023	0	1,200	4,823	0
6,652	0	0	8,637	0	8,637	0	0
0	5,270	0	5,961	0	691	5,270	0
0	7,698	0	8,324	0	626	7,698	0
0	6,829	0	8,090	0	0	8,090	0
0	4,368	0	5,422	0	946	4,476	0
1,904	0	0	2,934	0	2,934	0	0
0	6,555	0	7,667	0	1,112	6,555	0
0	9	0	15	0	0	15	0
0	1,694	0	2,597	0	0	2,597	0
0	2,669	0	3,534	0	0	3,534	0
0	1,313	0	2,163	0	850	1,313	0
0	1,123	0	1,953	0	830	1,123	0
8,556	76,242	0	104,251	0	20,262	83,989	0

表-14 し尿処理

市 町 村 一 部 事 務 組 合	し 尿 (kℓ/年)			浄 化 槽	
	し尿処理施設	下水道投入	合 計	し尿処理施設	下水道投入
富 山 市	0	0	0	18,048	0
高 岡 市	2,048	0	2,048	0	8,489
氷 見 市	1,985	0	1,985	6,652	0
射 水 市	1,112	0	1,112	6,555	0
新 川 広 域 圏	850	2,656	3,506	1,123	13,834
魚 津 市	0	1,200	1,200	0	4,823
黒 部 市	0	626	626	0	7,698
入 善 町	850	0	850	0	1,313
朝 日 町	0	830	830	1,123	0
富山地区広域圏事務組合 (富山地区広域圏衛生センター)	7,154	0	7,154	15,490	0
富 山 市	4,689	0	4,689	5,848	0
滑 川 市	691	0	691	5,270	0
舟 橋 村	6	0	6	9	0
上 市 町	903	0	903	1,694	0
立 山 町	865	0	865	2,669	0
砺波地方衛生施設組合	3,648	0	3,648	14,607	0
高 岡 市	303	0	303	1,506	0
砺 波 市	1,261	0	1,261	6,829	0
小 矢 部 市	1,054	0	1,054	4,368	0
南 砺 市	1,030	0	1,030	1,904	0
合 計	16,797	2,656	19,453	62,475	22,323

※ 一部事務組合の数値は、構成市町村について合計したものであり、一部事務組合の事業実績と一致しない場合がある。

状 況(令和2年度)

汚 泥 (kℓ/年)		計 (kℓ/年)			
農地還元	合 計	し尿処理施設	下水道投入	農地還元	合 計
0	18,048	18,048	0	0	18,048
0	8,489	2,048	8,489	0	10,537
0	6,652	8,637	0	0	8,637
0	6,555	7,667	0	0	7,667
0	14,957	1,973	16,490	0	18,463
0	4,823	0	6,023	0	6,023
0	7,698	0	8,324	0	8,324
0	1,313	850	1,313	0	2,163
0	1,123	1,123	830	0	1,953
0	15,490	22,644	0	0	22,644
0	5,848	10,537	0	0	10,537
0	5,270	5,961	0	0	5,961
0	9	15	0	0	15
0	1,694	2,597	0	0	2,597
0	2,669	3,534	0	0	3,534
0	14,607	18,255	0	0	18,255
0	1,506	1,809	0	0	1,809
0	6,829	8,090	0	0	8,090
0	4,368	5,422	0	0	5,422
0	1,904	2,934	0	0	2,934
0	84,798	79,272	24,979	0	104,251

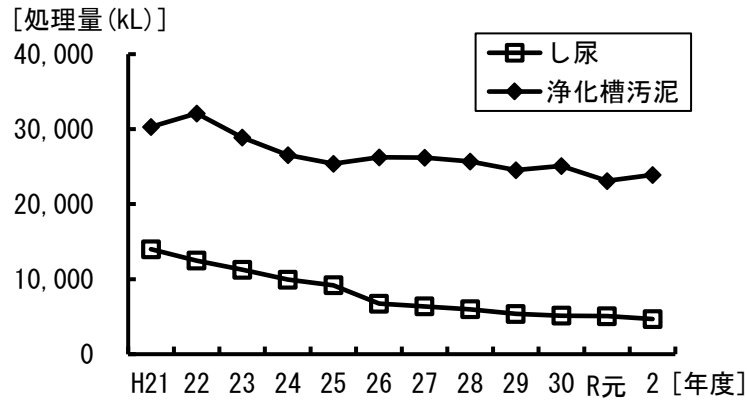


図-2 し尿・浄化槽汚泥処理量の推移（富山市）

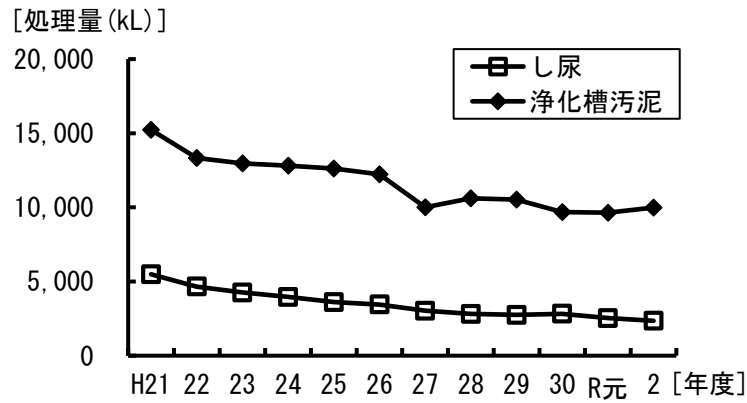


図-3 し尿・浄化槽汚泥処理量の推移（高岡市）

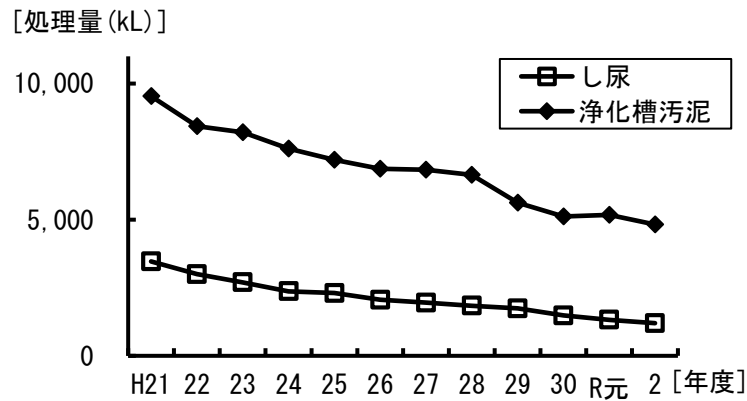


図-4 し尿・浄化槽汚泥処理量の推移（魚津市）

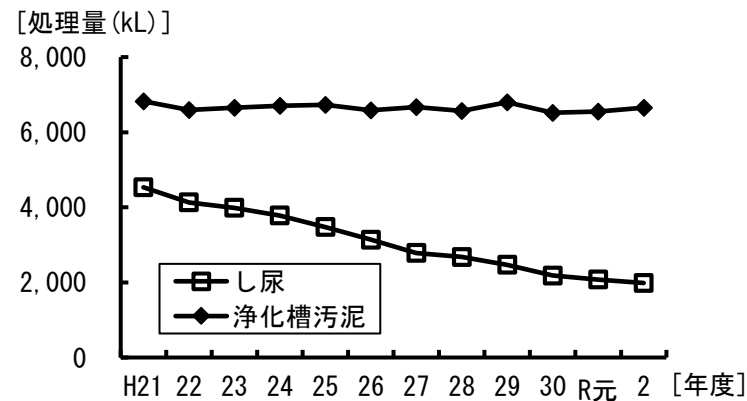


図-5 し尿・浄化槽汚泥処理量の推移（氷見市）

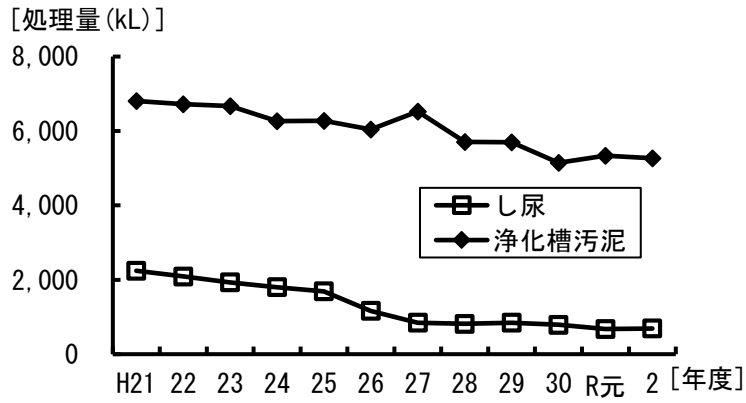


図-6 し尿・浄化槽汚泥処理量の推移（滑川市）

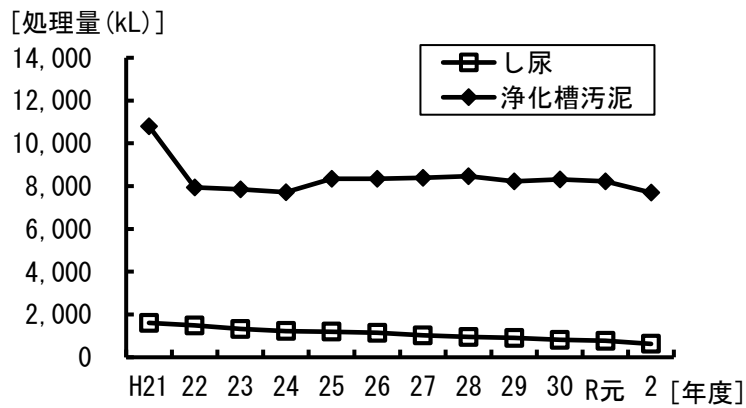


図-7 し尿・浄化槽汚泥処理量の推移（黒部市）

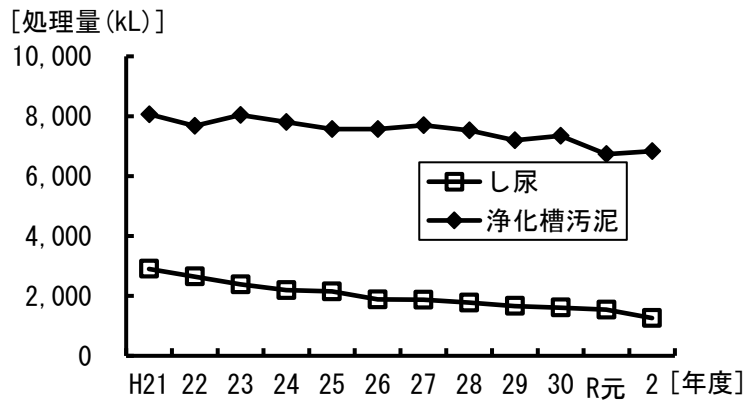


図-8 し尿・浄化槽汚泥処理量の推移（砺波市）

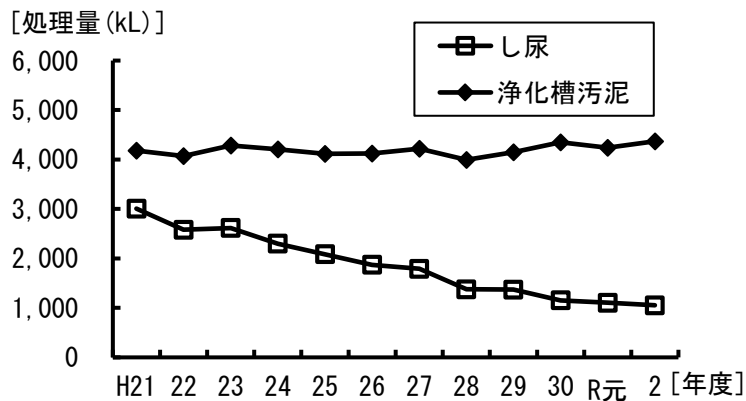


図-9 し尿・浄化槽汚泥処理量の推移（小矢部市）

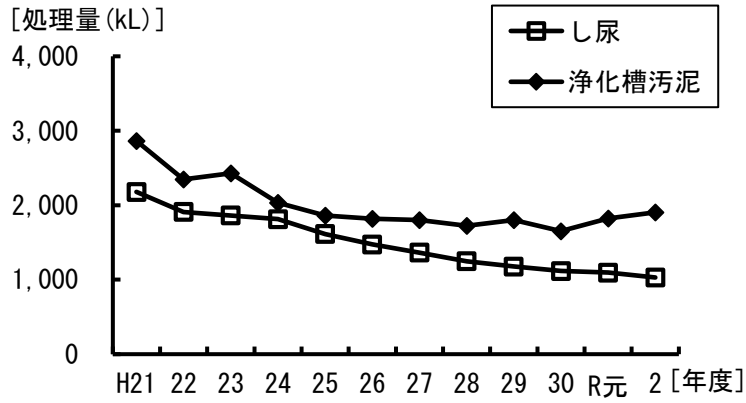


図-10 し尿・浄化槽汚泥処理量の推移（南砺市）

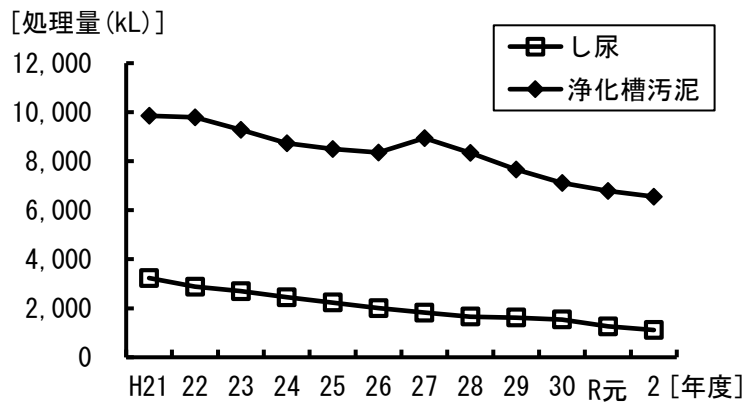


図-11 し尿・浄化槽汚泥処理量の推移（射水市）

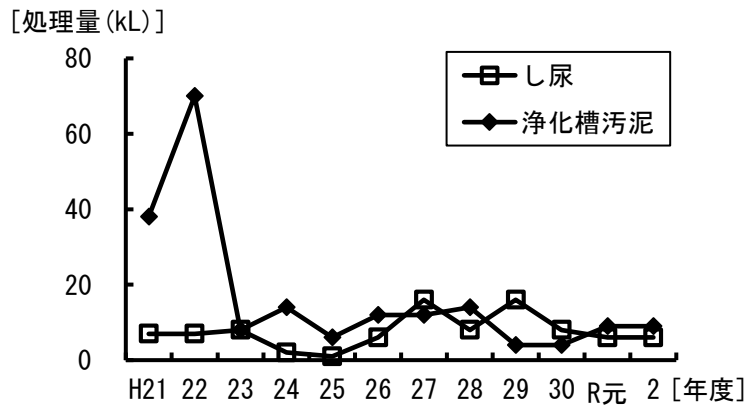


図-12 し尿・浄化槽汚泥処理量の推移（舟橋村）

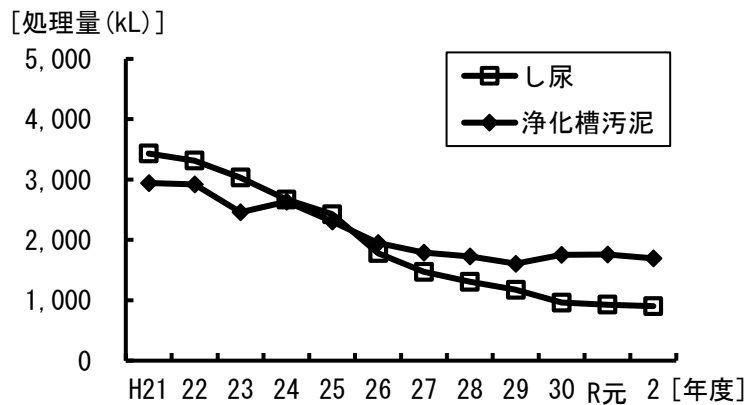


図-13 し尿・浄化槽汚泥処理量の推移（上市町）

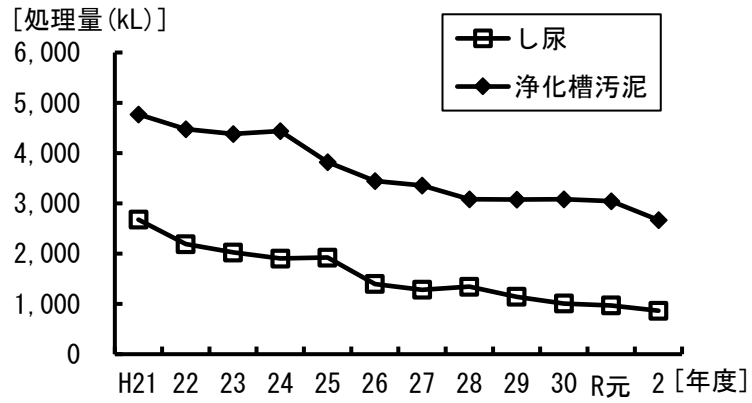


図-14 し尿・浄化槽汚泥処理量の推移 (立山町)

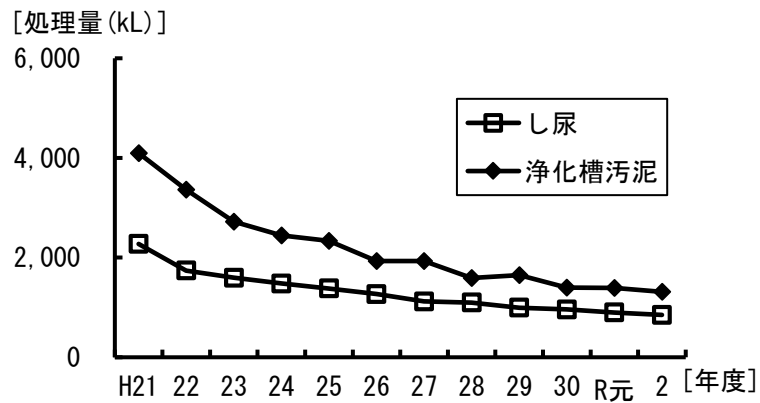


図-15 し尿・浄化槽汚泥処理量の推移 (入善町)

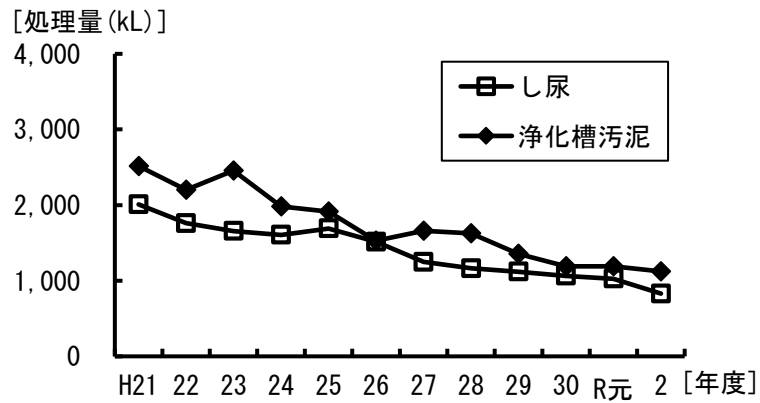


図-16 し尿・浄化槽汚泥処理量の推移 (朝日町)

表-15 条例の制定状況

市町村	条例		ご			
	制定 年月日	最近改正 年月日	収集運搬及び処分の手数料			
			一般家庭	可燃ごみ (事業系)	不燃・粗大ごみ (事業系)	動物死体等
富山市	17. 4. 1	31. 4. 1		※1		
高岡市	17. 11. 1	元. 12. 19	可 30円/450袋 可 20円/200〃 可 10円/100〃	150円/450袋	※1	収集処理 2,160円/体 持込処理 300円/体
魚津市	7. 3. 22	31. 3. 22	可不18円/450袋 可不13円/200〃 可不 8円/100〃 可不処理券20円/枚	※1		1,050円/体
氷見市	17. 3. 18	26. 3. 26	可 30円/450袋 可 20円/200〃 可 10円/100〃	※1		320円/体
滑川市	7. 3. 27	元. 10. 1		※1		
黒部市	18. 3. 31	27. 3. 19	可不18円/450袋 可不13円/200〃 可不 8円/100〃 可不処理券20円/枚	※1		1,000円/体
砺波市	16. 11. 1	26. 4. 1	可不30円/400袋 可不20円/200〃 可 10円/100〃 落葉等専用20円/400袋	※1		
小矢部市	47. 3. 30	29. 12. 26	可 大30円/袋 可 中20円/袋 可 小10円/袋 プラ 特大20円/袋 プラ 大15円/袋	※1		220円/体
南砺市	16. 11. 1	元. 10. 1	可 20円/450袋 可 15円/250〃 可 10円/120〃 プラ 10円/450〃	10kgまでごと に 140円	※1	
射水市	17. 11. 1	元. 9. 30	可 30円/450袋 可 20円/300〃 可 10円/150〃	※1		1,540円/体
舟橋村	9. 3. 14	26. 3. 28		※1		
上市町	8. 3. 30	元. 9. 20		※1		
立山町	5. 12. 22	元. 10. 1		※1		※1
入善町	7. 3. 30	元. 6. 19	可不18円/450袋 可不13円/200〃 可不 8円/100〃 可不処理券20円/枚	※1		
朝日町	7. 3. 20	元. 6. 20	可不18円/450袋 可不13円/200〃 可不 8円/100〃 可不処理券20円/枚	※1		

況 及 び 手 数 料

(令和4年4月1日現在)

み			し 尿				
持ち込み手数料			一般家庭 収集手数料	収集業者受取分		し尿処理場手数料	
焼 却	埋 立	不 燃 粗 大 ご み		一般家庭 負 担	市 町 村 担 負	一般家庭 負 担	市 町 村 担 負
10kgまでごとに 180円	1,000kgまでごとに 9,900円	10kgまでごとに 110円	※2	同 左			21円/180ℓ
1. 事業系 100kgまで 1,240円 20kg増すごとに 240円 2. 家庭系(※3) 10kgまでごとに 100円	1. 事業系 100kgまでごとに 900円 2. 家庭系 100kgまでごとに 350円	家庭系(※3) 10kgまでごとに 100円	100ℓまでごとに 815円	同 左			
1. 事業系 50kgまでごとに 400円 2. 家庭系 50kgまでごとに 200円	1. 事業系 100kgまでごとに 1,000円 2. 家庭系 100kgまでごとに 500円	同 左	180ℓまで 1,150円 18ℓ増すごとに 115円				31円/180ℓ
1. 事業系 50kgまで500円 10kg増すごとに100円 2. 家庭系 50kgまで250円 10kg増すごとに50円	同 左	同 左	18ℓまでごとに 115円	同 左	3円/18ℓ		
10kgまでごとに 180円		10kgまでごとに 110円	180ℓまでごとに 1,300円	同 左			21円/180ℓ
1. 事業系 50kgまでごとに 400円 2. 家庭系 50kgまでごとに 200円	1. 事業系 100kgまでごとに 600円 2. 家庭系 100kgまでごとに 300円	1. 事業系 100kgまでごとに 1,000円 2. 家庭系 100kgまでごとに 500円	1ℓまでごとに 6.6円	同 左	0.5円/ℓ		31円/180ℓ
可燃・不燃・粗大・小型農機具50kgまで350円 10kg増すごとに50円、マットレス1枚 1,000円 畳1枚 500円、タイヤ・バッテリー1本 300円、 ガレキ類100kgまで500円10kg増すごとに100円			10ℓまでごとに 63円				
1. 事業系 10kgまでごとに 150円 2. 家庭系 10kgまでごとに 70円	同 左	同 左	350ℓまで 2,170円 50ℓ増すごとに 310円	同 左			
50kgまで 350円 10kg増すごとに 50円	100kgまで 500円 10kg増すごとに 100円	50kgまで 350円 10kg増すごとに 50円	500ℓまで 3,150円 100ℓ増すごとに 630円	同 左			
1. 事業系 50kgまでごとに 620円 2. 家庭系 10kgまでごとに 120円	100kgまでご とに 820円	1. 事業系 100kgまでごとに 820円 2. 家庭系 10kgまでごとに 160円	1ℓまでごとに 6.7円				
10kgまでごとに 180円		10kgまでごとに 110円	180ℓまでごとに 1,080円	180ℓまでご とに 1,059円		180ℓまでご とに 21円	
10kgまでごとに 180円		10kgまでごとに 110円	180ℓまでごとに 1,100円	180ℓまでご とに 1,079円		180ℓまでご とに 21円	
10kgまでごとに 180円		10kgまでごとに 110円	18ℓまでごとに 100円				
1. 事業系 50kgまでごとに 400円 2. 家庭系 50kgまでごとに 200円	1. 事業系 100kgまでごとに 600円 2. 家庭系 100kgまでごとに 300円	1. 事業系 100kgまでごとに 1,000円 2. 家庭系 100kgまでごとに 500円	1ℓまでごとに 6.4円	同 左	2.29円/ℓ		31円/180ℓ
1. 事業系 50kgまでごとに 400円 2. 家庭系 50kgまでごとに 200円	1. 事業系 100kgまでごとに 600円 2. 家庭系 100kgまでごとに 300円	1. 事業系 100kgまでごとに 1,000円 2. 家庭系 100kgまでごとに 500円	18ℓまでごとに 118円	同 左	11円/18ℓ		31円/180ℓ

※1 許可業者が収集（有料）

※2 【富山地域】*

180ℓまで1,900円

180ℓを超える分については18ℓまでごとに190円加算

仮設トイレにあっては1便槽につき1,000円加算

【大沢野地域】及び【細入地域】*

100ℓまで800円

100ℓを超える分については100ℓまでごとに800円加算

仮設トイレにあっては、1便槽につき2,900円

【大山地域】

(有)松本衛生特殊工業所*

180ℓまで1,080円

180ℓを超える分については180ℓまでごとに1,080円加算

(有)西田環境保全センター

18ℓまで190円

18ℓを超える分については18ℓまでごとに190円加算

仮設トイレにあっては1便槽につき1,000円加算

※消費税込み

【八尾地域】及び【山田地域】*

100ℓまで950円

100ℓを超える分については100ℓまでごとに950円加算

仮設トイレにあっては、1便槽につき6,000円

【婦中地域】*

100ℓまで1,050円

100ℓを超える分については100ℓまでごとに1,050円加算

仮設トイレにあっては、1便槽につき1,000円加算

*上記の額に100分の110を乗じた額とし、10円未満は四捨五入

※3 特別な処理を要する物については、1個につき300円を加算。ただし、木質系の家具類、建具類及び畳については、1個につき100円を加算。

表-16 廃棄物処理事業経費(令和2年度)

(単位：千円)

市 町 村 一 部 事 務 組 合	廃 棄 物 処 理 事 業 決 算 額	項 目 別 経 費	
		ご む	し 尿
富 山 市	2,759,763	2,342,433	417,330
高 岡 市	1,583,046	1,539,903	43,143
魚 津 市	478,211	433,073	45,138
氷 見 市	584,104	483,452	100,652
滑 川 市	370,567	300,871	69,696
黒 部 市	506,632	452,614	54,018
砺 波 市	586,492	501,456	85,036
小 矢 部 市	356,635	290,808	65,827
南 砺 市	779,953	734,207	45,746
射 水 市	3,344,876	3,231,388	113,488
舟 橋 村	14,267	12,265	2,002
上 市 町	185,190	162,729	22,461
立 山 町	144,828	114,408	30,420
入 善 町	288,239	265,762	22,477
朝 日 町	184,254	162,739	21,515
市 町 村 計	12,167,057	11,028,108	1,138,949
富山地区広域圏事務組合	3,400,401	3,226,678	173,723
高岡地区広域圏事務組合	980,622	980,622	0
新川広域圏事務組合	815,514	774,957	40,557
砺波広域圏事務組合	2,526,906	2,526,906	0
砺波地方衛生施設組合	191,011	0	191,011
事 務 組 合 計	7,914,454	7,509,163	405,291
総 計	※ 17,034,412	※ 15,901,228	※ 1,133,184

※一部事務組合の経費には構成市町村からの分担金が計上されているので、総計欄は重複しないよう調整した額である。

表-17 リサイクル認定一覧（令和3年度認定分）

・リサイクル製品（18品目）

用途	品目名	製品名	事業者名
肥料・園芸資材	剪定枝・刈草等を利用した堆肥	メタちゃん有機	富山グリーンフードリサイクル株式会社
	ダム流木（流木、落ち葉等）を利用した緑化基盤材	エルファーム1号	株式会社かんでんエルファーム
	ダム流木（流木、落ち葉等）を利用した堆肥	①エルコンボ ②土づくりの素	株式会社かんでんエルファーム
土木資材	間伐材を利用した木製工事用看板	WOODくん（ウッドくん）	信興製函工業株式会社
	廃瓦を利用したセメント系舗装材	サーモスカラー	株式会社佐藤渡辺
	ばいじんを利用した土質改良固化材（石灰系）	テクノソイルCM	三久建設株式会社
	ばいじんを利用した土質改良固化材（セメント系）	エコソイル-αプラス	三久建設株式会社
	ばいじんを利用した土質改良固化材（セメント系）	エコソイル-αプラス（B-type）	三久建設株式会社
	廃ガラスを利用した再生軽量多用途資材	軽量ガラス発泡材	三陽陸運株式会社
	県産スギ間伐材を利用した木製品	①新川森林組合型工事用看板 大サイズ ②新川森林組合型工事用看板 小サイズ	新川森林組合
	熔融スラグを利用したインターロッキングブロック	インターロッキングブロック	石黒産業株式会社
	木くずを利用した木炭	アイオーティ木炭Ⅱ	アイオーティカーボン株式会社
フェロクロムスラグを利用したコンクリート二次製品	コンクリート積みブロック	八尾生コン株式会社	

	県産スギ間伐材を利用した木製品	婦負・立山山麓森林組合型工事用看板	立山山麓森林組合
	間伐材を利用した土木資材及び公園景観材	エコウッド富山屋外製品部材 (①ECO パネル、②木製工事用看板、③木製安全掲示板、④木製バリケード、⑤切株レンガ、⑥間伐材プランター、⑦県産材パネル型柵、⑧パーテーション・フェンス)	エコウッド富山株式会社
文具・日用品	再生プラスチックを利用した家庭用ゴミ袋	エコポリくん	吉沢工業株式会社
	建築廃材を再利用した木工雑貨	トレイ、コースター、まな板、カードスタンド、鍋敷きなど	家印株式会社
	フィッシュレザーを利用した革製品	Fish Leather Card Case	tototo

・エコ事業所 (3事業所)

No.	事業所名	事業所所在地
1	協和ファーマケミカル株式会社	高岡市長慶寺 530 番地
2	パナソニックエコシステムズベンテック株式会社 小矢部工場	小矢部市末友 3 番地
3	株式会社大塚製薬工場富山工場	射水市有磯 2 -27- 1

・エコ・ステーション (2拠点)

No.	名称	所在地	回収区分
1	PLANT-3 滑川店 エコひろば	滑川市上島 460 番 1	古紙 (新聞・雑誌、段ボール)
2	PLANT 黒部店 エコひろば	黒部市立野 175-1	古紙 (新聞・雑誌、段ボール)

表-18 市町村別分別収集量(令和3年度)

(単位：t)

市町村 一部事務組合	品目											合計
	無色ガラス	茶色ガラス	その他ガラス	ペットボトル	その他紙	その他プラ	トレイ	スチール缶	アルミ缶	紙パック	段ボール	
高岡市	309.88	296.70	142.46	274.00	345.24	1,198.77		60.08	148.78	17.55	1,003.22	3,796.68
魚津市	67.95	80.18	38.67	96.19	88.38	161.49		19.13	69.21	10.46	477.13	1,108.79
氷見市	67.06	114.80	21.35	153.83	73.01	340.17	39.12	18.03	32.80	20.07	252.61	1,132.85
黒部市	44.05	56.81	28.27	45.06	39.87	68.96	0.24	13.16	45.38	3.18	216.47	561.45
砺波市	51.94	47.94	16.55	18.64	64.86	183.26	1.07	6.00	10.76	1.82	94.61	497.45
小矢部市	48.58	51.83	21.10	32.38	42.64	179.96		5.94	14.11	5.98	66.20	468.72
南砺市	81.17	89.81	34.97	42.38	80.87	189.76	2.94	7.77	24.56	3.41	183.16	740.80
射水市	99.02	108.42	45.36	84.37	151.50	366.46		13.92	39.30	6.37	452.84	1,367.56
入善町	43.92	63.37	25.11	64.51	66.13	125.74		15.57	53.89	9.57	250.18	717.99
朝日町	18.46	26.57	10.65	24.68	24.06	15.76		6.53	13.36	0.00	80.72	220.79
富山地区広域圏事務組合	914.94	850.35	542.72	593.42	616.72	2,626.80		122.22	345.07	15.86	2,679.41	9,307.51
富山市	785.17	719.38	458.62	440.10	406.40	2,267.38		87.11	246.04	2.24	2,123.78	7,536.22
滑川市	61.22	56.16	35.78	72.63	57.20	128.43		16.67	47.10	9.47	209.25	693.91
舟橋村	4.83	4.44	2.83	2.09	4.77	18.59		1.29	3.65	0.00	0.00	42.49
上市町	39.23	36.18	23.15	45.70	57.86	102.70		5.19	14.62	2.78	205.30	532.71
立山町	24.49	34.19	22.34	32.90	90.49	109.70		11.96	33.66	1.37	141.08	502.18
合計	1,746.97	1,786.78	927.21	1,429.46	1,593.28	5,457.13	43.37	288.35	797.22	94.27	5,756.55	19,920.59

注 四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

注 富山地区広域圏事務組合の数値は、構成市町村について合計したものであり、事務組合の事業実績と一致しない場合がある。

表-19 富山県分別収集促進計画に基づく分別収集見込量及び実績量

(単位：t)

区 分	第7期 富山県分別収集促進計画			第8期 富山県分別収集促進計画			第9期 富山県分別収集促進計画			
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度		
特定分別基準適合物	無色ガラス	見込量	2,019.9	2,001.6	1,982.5	2,151.6	2,142.1	2,128.6	1,895.6	1,877.6
		実績量	2,038.4	2,170.0	2,108.2	2,028.2	1,944.3	1,804.7	1,834.8	1,747.0
		達成率	100.9%	108.4%	106.3%	94.3%	90.8%	84.8%	96.8%	93.0%
	茶色ガラス	見込量	2,385.2	2,375.5	2,365.1	2,355.0	2,345.5	2,333.5	2,043.4	2,023.6
		実績量	2,385.3	2,414.8	2,303.0	2,148.2	2,095.5	1,943.9	1,846.4	1,786.8
		達成率	100.0%	101.7%	97.4%	91.2%	89.3%	83.3%	90.4%	88.3%
	その他ガラス	見込量	905.0	918.7	927.5	915.9	913.8	908.5	863.3	856.2
		実績量	910.2	902.8	932.6	887.7	876.9	911.7	945.3	927.2
		達成率	100.6%	98.3%	100.5%	96.9%	96.0%	100.4%	109.5%	108.3%
	その他紙	見込量	2,485.1	2,496.5	2,505.2	2,047.6	2,046.2	2,042.9	1,827.9	1,817.9
		実績量	2,051.6	2,056.1	1,964.7	1,896.3	1,851.6	2,203.3	2,066.4	1,593.3
		達成率	82.6%	82.4%	78.4%	92.6%	90.5%	107.8%	113.0%	87.6%
	ペットボトル	見込量	1,511.9	1,511.2	1,512.3	1,496.8	1,487.8	1,483.5	1,415.2	1,411.2
		実績量	1,493.6	1,477.9	1,442.4	1,354.1	1,418.4	1,351.3	1,426.6	1,429.5
		達成率	98.8%	97.8%	95.4%	90.5%	95.3%	91.1%	100.8%	101.3%
	その他プラ	見込量	5,518.8	5,524.0	5,527.6	5,099.4	5,086.1	5,072.6	5,014.5	4,991.7
		実績量	5,086.9	5,136.3	5,107.6	5,153.9	5,235.1	5,248.5	5,486.5	5,500.5
		達成率	92.2%	93.0%	92.4%	101.1%	102.9%	103.5%	109.4%	110.2%
(うち 白色 トレイ)	見込量	60.7	62.2	62.6	38.8	32.6	30.5	43.6	41.8	
	実績量	46.7	41.5	40.5	45.2	40.7	32.9	38.3	43.4	
	達成率	76.9%	66.8%	64.6%	116.4%	124.9%	107.7%	87.9%	103.7%	
第2条第6項指定物	スチール缶	見込量	879.2	859.6	840.6	529.4	523.4	519.3	364.1	358.4
		実績量	696.6	508.5	447.8	423.2	383.1	340.8	323.8	288.4
		達成率	79.2%	59.2%	53.3%	79.9%	73.2%	65.6%	88.9%	80.5%
	アルミ缶	見込量	1,182.9	1,186.2	1,186.0	1,072.4	1,072.5	1,070.8	897.1	895.0
		実績量	1,120.9	1,106.7	1,106.8	1,072.8	993.6	900.5	882.1	797.2
		達成率	94.8%	93.3%	93.3%	100.0%	92.6%	84.1%	98.3%	89.1%
	紙パック	見込量	157.3	157.8	158.7	131.3	129.1	127.3	108.6	109.3
		実績量	131.5	126.2	127.2	113.4	111.6	106.5	109.9	94.3
		達成率	83.6%	80.0%	80.2%	86.4%	86.5%	83.7%	101.2%	86.2%
	段ボール	見込量	6,752.4	6,792.0	6,823.8	6,445.4	6,419.4	6,392.7	6,037.7	6,010.7
		実績量	6,629.2	6,341.8	6,727.9	6,378.5	6,234.4	6,082.2	5,909.5	5,756.6
		達成率	98.2%	93.4%	98.6%	99.0%	97.1%	95.1%	97.9%	95.8%
合計	見込量	23,858.4	23,885.3	23,891.9	22,283.6	22,198.5	22,110.2	20,467.4	20,351.6	
	実績量	22,544.3	22,241.0	22,268.2	21,456.3	21,144.5	20,893.3	20,831.4	19,920.6	
	達成率	94.5%	93.1%	93.2%	96.3%	95.3%	94.5%	101.8%	97.9%	

※ 「達成率」は、見込量（計画量）に対する実績量の割合を示す。

表-20 ごみの減量化、再生利用の取組み状況（令和3年度）

市町村名	ごみ処理 見学会の 開催	住 民 啓 発 活 動 等 の 内 容
富山市		小学生向け副読本作成、事業所向けごみ減量マニュアル、出前講座、3R推進スクール
高岡市	○	フードドライブちらし作成、フードドライブ、出前講座、集積場の早朝パトロール及び分別指導、市広報、ホームページ
魚津市		市広報、ケーブルテレビ放送
氷見市	○	フードドライブ、出前講座、市広報、ホームページ
滑川市	○	滑川市環境フェア 2021、出前講座
黒部市	○	アクアパークフェスティバル等でのパネル展示、ホームページ、ケーブルテレビでのごみの資源化PR、出前講座
砺波市	○	出前講座、ホームページ
小矢部市		フードドライブ、市広報、ケーブルテレビ等
南砺市		市広報、ケーブルテレビ、ホームページ、出前講座
射水市	○	いみず環境チャレンジ10、市広報、環境衛生だより、環境とくらしフェア、出前講座、親子リサイクル体験教室、小型家電・パソコン回収、学校給食牛乳パックのリサイクル
上市町		町広報、ホームページ等
入善町		にゅうぜん商工フェア～まつりんぴつく 2021～、クリーン入善7125大作戦、町広報、ホームページ
朝日町		町広報、ちらし、出前講座

表-21 集団回収に対する報償金制度の実施状況

(令和4年4月1日現在)

	対 象 品 目					実施団体の条件等
	紙	布	金 属	び ん	そ の 他	
富 山 市	○	○	○		紙パック、その他紙製容器包装	非営利団体
高 岡 市	○	○	○	○	紙パック、その他紙箱・包装紙	登録団体
魚 津 市	○				紙パック	登録団体
氷 見 市	○	○	○			非営利団体
滑 川 市	○		○		紙パック	非営利団体
黒 部 市	○	○			紙パック	登録団体
砺 波 市	○	○			紙パック	登録団体(年2回以上実施)
小 矢 部 市	○					登録団体
南 砺 市	○	○	○		紙パック、廃食用油、小型家電	登録団体(年2回以上実施)
射 水 市	○	○			紙パック	非営利団体
舟 橋 村						
上 市 町	○		○			登録団体、年2回以上実施
立 山 町	○		○	○	ペットボトル	登録団体、小中学校 PTA
入 善 町	○					登録団体
朝 日 町	○		○		紙パック	登録団体

表-22 住民に対する生ごみリサイクルの補助制度状況

(令和4年4月1日現在)

	生ごみ堆肥化容器		電気生ごみ処理機	
	限度額	補助率	限度額	補助率
富 山 市	-	-	-	-
高 岡 市	-	-	-	-
魚 津 市	-	-	-	-
氷 見 市	5,000	1/2	25,000	1/2
滑 川 市	3,000	1/2	20,000	1/2
黒 部 市	-	-	-	-
砺 波 市	3,000	1/3	10,000	1/3
小 矢 部 市	-	-	-	-
南 砺 市	5,000	1/2	50,000	1/2
射 水 市	-	-	15,000	1/3
舟 橋 村	3,000	1/3	20,000	1/3
上 市 町	3,000	1/3	50,000	1/2
立 山 町	30,000	1/2	30,000	1/2
入 善 町	20,000	1/3	20,000	1/3
朝 日 町	18,000	1/3	18,000	1/3

表-23 水銀廃棄物及びリチウムイオン電池の収集状況

(令和4年4月1日現在)

	水銀廃棄物		リチウムイオン電池	
	収集状況	詳細	収集状況	詳細
富山市	○	市内8か所の収集拠点で回収	-	販売店への持込みを案内
高岡市	○	有害ごみとして収集	-	販売店への持込みを案内
魚津市	○	市役所で回収	○	使用済小型家電等として収集、 電池のみの場合は販売店や処理業者を紹介
氷見市	○	年2回水銀ごみとして収集	-	販売店への持込みを案内
滑川市	○	不燃ごみとして収集	-	販売店への持込みを案内
黒部市	○	市役所で回収	○	使用済小型家電等として収集、 電池のみの場合は販売店や処理業者を紹介
砺波市	○	有害ごみとして収集	○	有害ごみとして収集
小矢部市	○	有害ごみとして収集	○	使用済小型家電又は有害ごみとして収集
南砺市	○	有害ごみとして収集	-	販売店への持込みを案内
射水市	○	有害ごみとして収集	○	市役所で回収 販売店への持込みを案内
舟橋村	-	専門業者への引取依頼を案内	-	販売店への持込みを案内
上市町	-	専門業者への引取依頼を案内	○	不燃ごみとして収集
立山町	-	専門業者への引取依頼を案内	-	回収協力店を検索するよう案内
入善町	-	専門業者への引取依頼を案内	○	使用済小型家電等として収集、 電池のみの場合は販売店や処理業者を紹介
朝日町	-	専門業者への引取依頼を案内	○	要件を満たす電池のみ役場で収集

表-24 高齢者世帯等のごみ出し支援状況

(令和4年4月1日現在)

	支援状況	支援内容
富山市	-	
高岡市	○	要件を満たす高齢者の申請により可燃ごみを戸別収集
魚津市	-	
氷見市	-	
滑川市	-	
黒部市	-	
砺波市	-	
小矢部市	-	
南砺市	-	
射水市	-	
舟橋村	-	
上市町	-	
立山町	-	
入善町	○	シルバー人材センターによる生活支援の作業に補助
朝日町	-	

表-25 資源ごみ回収常設ステーションの設置状況（1）

（令和4年4月1日現在）

設置市町村名	施設名称	受入日	受入時間	設置年月	回収品目										
					新聞	古紙	紙バック	段ボール	古布	空き缶	空きびん	ペットボトル	プラスチック (トレイ等)	小型家電 使用済	その他
富山市	資源物ステーション (栗山)	土・日曜日・祝日 (1/1~1/3を除く) ※小型廃家電に限り、 平日の9:00~15:00の 間も受入れ	9:00 ~ 15:00	H13.9	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
	資源物ステーション (岩瀬)	土・日曜日・祝日 (1/1~1/3を除く)	9:00 ~ 15:00	H13.9	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
	資源物ステーション (婦中)	土・日曜日・祝日 (1/1~1/3を除く)	9:00 ~ 15:00	H16.11	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
	資源物ステーション (古沢)	土・日曜日・祝日 (1/1~1/3を除く)	9:00 ~ 15:00	H19.2	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
	資源物ステーション (山室)	土・日曜日・祝日 (1/1~1/3を除く)	9:00 ~ 15:00	H19.3	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
	資源物ステーション (八尾)	土・日曜日・祝日 (1/1~1/3を除く)	9:00 ~ 15:00	H19.11	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
	資源物ステーション (水橋)	土・日曜日・祝日 (1/1~1/3を除く)	9:00 ~ 15:00	H20.10	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
	資源物ステーション (大庄)	土・日・祝日 (1/1~1/3を除く)	9:00 ~ 15:00	H20.10	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
高岡市	高岡市ストックヤード	毎週日曜日 (年末年始を除く)	10:00 ~ 15:00	R2.4	○	○	○	○		○	○	○		○	
魚津市	(株)ミナミ資源広場	毎日 (ゴールデンウィーク、お盆、年末年始を除く)	8:30~ 16:00 (土・日・祝日) 9:00~ 15:00	H14.4	○	○	○	○			○	○	○		○
	(株)魚津清掃公社 資源広場	毎日 (ゴールデンウィーク、お盆、年末年始を除く)	8:30~ 16:00 (土・日・祝日) 9:00~ 15:00	H15.4	○	○	○	○			○	○	○		○
	駅前資源広場	毎日 (ゴールデンウィーク、お盆、年末年始を除く)	8:30 ~ 16:00	H16.3	○		○	○			○	○	○		○
	大町資源広場	毎日 (祝日、ゴールデンウィーク、お盆、年末年始を除く)	8:30 ~ 16:00	H16.1	○		○	○			○	○	○		○
	経田資源広場	毎日 (祝日、ゴールデンウィーク、お盆、年末年始を除く)	8:30 ~ 16:00	H17.4	○		○	○			○	○	○		○
	加積資源広場	毎日 (ゴールデンウィーク、お盆、年末年始を除く)	8:30 ~ 16:00	H25.9	○		○	○			○	○	○		○

表-25 資源ごみ回収常設ステーションの設置状況（2）

（令和3年4月1日現在）

設置市町村名	施設名称	受入日	受入時間	設置年月	回収品目										
					新聞	古紙	紙パック	段ボール	古布	空き缶	空きびん	ペットボトル	プラスチック (トレイ等)	小型家電	使用済
滑川市	滑川市 ストックヤード	火～日曜日 (年末年始を除く)	9:00 ～ 17:00	H21.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	滑川市勤労者会館	水・日曜日 (年末年始を除く)	8:30 ～ 12:00	H16.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	滑川西地区コミュニ ティセンター	水・日曜日 (年末年始を除く)	8:30 ～ 12:00	H16.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	株式会社公生社	月～金曜日 (年末年始を除く)	8:30 ～ 17:00	H20.8										○	○
	北加積地区公民館 駐車場	火曜日 (年末年始を除く)	9:00 ～ 17:00	H21.6											○
黒部市	黒部市常設資源回収 所（新川リサイクル センター前）	毎日 (12/29～1/3を除く)	8:30～ 17:00 (土・日・ 祝日) 7:30～ 11:30	H20.4	○	○	○	○			○	○	○	○	○
	黒部市常設資源回収 所（前沢シルバー人 材センター前）	土・日・月曜日 (12/29～1/3を除く)	8:00 ～ 17:00	H21.3							○	○	○		
	浦山常設資源回収所	火～日曜日 (12/29～1/3を除 く)	7:30 ～ 18:00	H11.4	○						○	○	○		
小矢部市	小矢部市 環境センター	日曜日、祝日、年 末年始以外の日	9:00 ～ 16:00	H21.4			○				○	○	○	○	○
射水市	クリーンピア射水	毎日 (12/29～1/3を除く)	8:30 ～ 15:30	H17.11			○	○			○	○	○	○	○
	ミライクル館	火曜日を除く毎日 (12/28～1/5を除く)	8:30 ～ 15:30	H17.11			○	○			○	○	○	○	○
舟橋村	常願寺 スポーツパーク	毎日	7:00 ～ 21:00	H30.10	○	○		○							
上市町	資源物常設 ステーション	毎日 (5/3～5/5、12/31～ 1/3を除く)	8:00 ～ 17:00	H21.4	○	○	○	○			○	○	○		○

表-25 資源ごみ回収常設ステーションの設置状況（3）

（令和4年4月1日現在）

設置市町村名	施設名称	受入日	受入時間	設置年月	回収品目											
					新聞	古紙	紙パック	段ボール	古布	空き缶	空きびん	ペットボトル	プラスチック (トレイ等)	小型家電 使用済	その他	
立山町	古紙回収ステーション	毎日 (年末年始を除く)	9:00 ～ 16:00	H20.9	○	○		○								
	立山町元気交流ステーション	毎日	5:30 ～ 23:00	H25.9											○	
	立山町役場	月～金曜日 (祝日、年末年始を除く)	8:30 ～ 17:15	H25.9											○	
	立山町環境センター	月～金曜日 (祝日、年末年始を除く)	9:00 ～ 16:00	H3	○	○	○	○			○	○	○	○	○	
入善町	上原再生広場	毎日 (年末年始を除く)	7:00 ～ 19:00	H9.8	○	○	○	○			○	○	○	○		
	東部再生広場	毎日 (年末年始を除く)	7:00 ～ 19:00	H13.12			○	○			○	○	○	○		
	舟見再生広場	毎日 (年末年始を除く)	7:00 ～ 19:00	H14.10			○	○			○	○	○	○		
	西部再生広場	毎日 (年末年始を除く)	7:00 ～ 19:00	H15.12	○	○	○	○			○	○	○	○		
	南部再生広場	毎日 (年末年始を除く)	7:00 ～ 19:00	H17.5			○	○			○	○	○	○		
	中央再生広場	毎日 (年末年始を除く)	7:00 ～ 19:00	H15.8	○	○	○	○			○	○	○	○	○	
朝日町	朝日町第1 資源物回収広場 (泊地内)	毎週水・日曜日 (年末年始を除く)	7:00 ～ 19:00	H15.4	○	○	○	○			○	○	○	○	○	
	朝日町第2 資源物回収広場 (殿町地内)	毎週水・日曜日 (年末年始を除く)	7:00 ～ 19:00	H28.4	○	○	○	○			○	○	○	○	○	
	朝日町第3 資源物回収広場 (舟川新地内)	毎週火・土曜日 (年末年始を除く)	7:00 ～ 19:00	H23.10	○	○	○	○			○	○	○	○		

【 参 考 资 料 】

1. 市町村担当課

(令和4年4月1日現在)

市町村	部	課	電話番号	FAX番号
富山市	環境部	環境政策課	076-443-2178	076-443-2122
	環境部 環境センター	管理課	076-429-5017	076-429-7388
		業務課	076-429-7366	
高岡市	生活環境文化部	環境政策課	0766-22-2144	0766-22-2341
魚津市	民生部	生活環境課	0765-23-1004	0765-23-1092
氷見市	市民部	環境防犯課	0766-74-8082	0766-74-8104
滑川市	産業民生部	生活環境課	076-475-2111	076-475-6299
黒部市	市民福祉部	市民環境課	0765-54-2501	0765-54-9144
砺波市	福祉市民部	市民生活課	0763-33-1372	0763-33-6818
小矢部市	民生部	生活環境課	0766-67-1760	0766-67-2033
南砺市	市民協働部	生活環境課	0763-23-2035	0763-52-3680
射水市	市民生活部	環境課	0766-51-6624	0766-51-6656
舟橋村		生活環境課	076-464-1121	076-464-1066
上市町		町民課	076-472-1111	076-472-1115
立山町		住民課	076-462-9963	076-464-1147
入善町		住民環境課	0765-72-1824	0765-74-2364
朝日町		住民・子ども課	0765-83-1100	0765-83-1103

2. 一部事務組合

一部事務組合名	住所	電話番号	FAX番号
富山地区広域圏事務組合	〒930-0247 中新川郡立山町末三賀103-3	076-462-8311	076-462-8312
高岡地区広域圏事務組合	〒935-0035 氷見市上田子字笹谷内50	0766-91-2100	0766-91-9095
新川広域圏事務組合	〒937-0066 魚津市北鬼江313-2	0765-23-1074	0765-24-2953
砺波広域圏事務組合	〒932-0393 砺波市庄川町青島401	0763-82-1920	0763-82-1927
砺波地方衛生施設組合	〒939-0142 高岡市福岡町土屋710	0766-64-2028	0766-64-4601

3. 一部事務組合の構成市町村

(令和2年10月1日現在)

一部事務組合名	構成市町村概要		
	構成市町村	人口(人)	世帯数(世帯)
富山地区 広域圏 事務組合	富山市	414,354	173,566
	滑川市	33,185	12,938
	舟橋村	3,267	1,047
	上市町	19,889	7,821
	立山町	25,555	9,832
	計	496,250	205,204
高岡地区 広域圏 事務組合	高岡市	169,198	66,148
	氷見市	46,420	17,028
	小矢部市	29,102	9,855
	計	244,720	93,031
新川広域圏 事務組合	魚津市	41,331	16,870
	黒部市	40,864	15,362
	入善町	24,176	9,148
	朝日町	11,585	4,680
	計	117,956	46,060
砺波広域圏 事務組合	砺波市	47,875	17,140
	南砺市	49,696	17,516
	計	97,571	34,656

(令和2年10月1日現在)

一部事務 組合名	構成市町村概要		
	構成 市町村	人口(人)	世帯数(世帯)
砺波地方衛 生施設組合	砺波市	47,875	17,140
	小矢部市	29,102	9,855
	南砺市	49,696	17,516
	高岡市※	169,198	66,148
	計	295,871	110,659

※ 高岡市については、一部事務組合の計画処理区域が明確に定められていないため、市内全域の人口及び世帯数を記した。

4. ごみ処理施設

(1) ごみ焼却施設

(令和4年4月1日現在)

市町村又は一部事務組合		射 水 市	富山地区広域圏事務組合
施 設 名		クリーンピア射水	クリーンセンター
処 理 対 象 市 町 村 名		射水市	富山市・滑川市・舟橋村・立山町・上市町
所 在 地		射水市西高木1150	中新川郡立山町末三賀103-3
T E L		0766-55-2730	076-462-1187
F A X		0766-55-4535	076-463-4583
着 工 ・ 竣 工 年 月 日		(着工) 平12.8.1 (竣工) 平15.3.31	(着工) 平11.6.29 (竣工) 平15.3.19
敷 地 面 積		32,945m ²	51,974m ²
建 物 面 積		4,755m ²	48,478m ²
公 称 処 理 能 力		138 t / 24 h	810 t / 24 h
設 計 ば い じ ん 濃 度		0.01 g / Nm ³	0.01 g / Nm ³
施 設 の 内 容	型 式	神戸製鋼所式 全連続炉	タクマ式 全連続炉
	基 数	46 t / 24 h × 3 基	270 t / 24 h × 3 基
	通 風	平衡通風	平衡通風
	煙 突	(高さ) 59.5m (頂上口径) 0.7m × 3 本	(高さ) 100m (頂上口径) 1.3m × 3 本
	除 じ ん 設 備	ろ過式集じん器 (乾式バグフィルター)	ろ過式集じん器 (乾式バグフィルター)
	トラックスケールの有無	秤量 30 t × 2 基	秤量 30 t × 5 基
	ごみピットの有無	容量 2,851m ³	容量 21,500m ³
	灰ピットの有無	スラグバンカ 容量 76m ³ (19m ³ × 4 基)	不燃物ピット 容量 300m ³ 灰ピット 容量 260m ³
	助 燃 装 置	ロータリーバーナー 3 基 (灯油)	二流体噴霧式 3 基 ロータリーバーナー 3 基 (灯油)
	排 水 処 理 設 備	凝集沈でん	凝集沈でん + 生物処理 + 活性炭吸着 + ろ過
余 熱 利 用 設 備	給湯、冷暖房、発電	多目的温水利用施設、発電 (プール)	
附 帯 設 備	発電設備 1,470kW 灰溶融施設 12 t × 1 基※	発電設備 20,000kW 灰溶融施設 70 t × 2 基※	
備 考		※灰溶融施設：平成30年4月休止	※灰溶融施設：令和2年4月休止

新川広域圏事務組合	高岡地区広域圏事務組合	砺波広域圏事務組合
エコぼ〜と	高岡広域エコ・クリーンセンター	クリーンセンターとなみ
魚津市・黒部市・入善町・朝日町	高岡市・氷見市・小矢部市	砺波市・南砺市
下新川郡朝日町三枚橋188-1	氷見市上田子字笹谷内50番地	砺波市太田1873-1
0765-83-0272	0766-91-2100	0763-32-5648
0765-83-0217	0766-91-9095	0763-32-5860
(着工) 平 7. 10. 23 (竣工) 平12. 3. 31	(着工) 平24. 1. 28 (竣工) 平26. 9. 30	(着工) 平元. 7. 10 (竣工) 平 3. 1. 31
13,726m ²	89,045m ²	16,728m ²
6,584m ²	4,405m ²	1,382m ²
174 t / 16 h	255 t / 24 h	90.0 t / 24 h
0.02 g / Nm ³	0.008 g / Nm ³	0.05 g / Nm ³
バブコック日立式 准連続炉	JFEエンジニアリング式 全連続炉	タクマ式 全連続炉
58 t / 16 h × 3 基	85 t / 24 h × 3 基	45.0t / 24 h × 2 基
強制通風	平衡通風	平衡通風
(高さ) 59m (頂上口径) 1.18m × 3 本	(高さ) 59m (頂上口径) 0.7m × 3 本	(高さ) 50m (頂上口径) 0.9m × 2 本
ろ過式集じん器 (乾式バグフィルター)	ろ過式集じん器 (乾式バグフィルター)	ろ過式集じん器 (乾式バグフィルター)
秤量 30 t	秤量 30 t × 2 基	秤量 30 t
容量 2,680m ³	容量 5,700m ³	容量 920m ³
ダストバンカ 容量 15m ³	灰ピット 容量157m ³	灰バンカ 容量 7.5m ³ × 2
動燃バーナー 12基 (灯油)	ロータリーバーナー 3基 (灯油) 再燃装置 3基 (灯油)	ロータリーバーナー 2基 (A重油)
凝集沈でん+ろ過	ごみ汚水：ごみピット返送 プラント排水：再利用	凝集沈でん+ろ過、循環
融雪・給湯・暖房・複合温浴施設	発電、給湯、融雪	給湯、暖房
灰固形化装置	発電設備 4,600kW 可燃性粗大ごみ破砕機	

(2) 粗大ごみ処理施設

市町村又は一部事務組合		氷見市	富山地区広域圏事務組合
施設名	氷見市不燃物処理センター		リサイクルセンター
処理対象市町村名	氷見市		富山市・滑川市・舟橋村・上市町・立山町
所在地	氷見市床鍋28		富山市辰尾170-1
TEL	0766-76-1153		076-429-3121
FAX	0766-76-1153		076-428-0002
着工・竣工年月日	(着工) 昭55. 11. 27 (竣工) 昭57. 9. 10		(着工) 平15. 3. 27 (竣工) 平17. 3. 14
敷地面積	埋立処分施設内		23,889m ²
建物面積	493.69m ²		4,561m ²
公称処理能力	20 t / 5 h		70 t / 5 h
施設の内容	型式	久保田式 堅型、破碎	住友金属工業式 2軸せん断式 近畿工業式 回転式破碎機
	圧縮機		1基
	破碎機	1基	2基
	振動選別機	1基 (トロンメル)	1基
	電磁選別機	1基	1基
	騒音防止設備		屋内装置
	粉じん防止設備	サイクロン、バグフィルター	サイクロン、バグフィルター
	トラックスケール	有	有 (30 t、2基)
	ごみピット		1,500m ³ 1基
	附帯設備		
備考			

新川広域圏事務組合	砺波広域圏事務組合
宮沢清掃センター	クリーンセンターとなみ粗大ごみ処理プラント
魚津市・黒部市・入善町・朝日町	砺波市・南砺市
黒部市宮沢99	砺波市太田1873-1
0765-52-4808	0763-32-5648
0765-52-4808	0763-32-5860
(着工) 昭63. 8. 1 (竣工) 平 2. 3. 10	(着工) 平 7. 9. 1 (竣工) 平 8. 9. 30
5,900m ²	ごみ焼却施設敷地内
1,765m ²	1,041m ²
40 t / 5 h	9 t / 5 h
日本鋼管式 圧縮、破碎 鎌長製衡式 破袋	東レエンジニアリング式 破碎
1 基	
破碎機 1 基 破袋機 1 基	2 基
1 基	1 基 (トロンメル)
2 基	1 基
	屋内装置
サイクロン、バグフィルター	サイクロン、バグフィルター
有 (20 t)	有 (ごみ焼却場と共用)
30m ³ 1 基	
640m ² (ストックヤード)	

(3) 廃棄物再生利用施設

市 町 村	氷 見 市	射 水 市	富 山 地 区 広 域 圏 事 務 組 合
施 設 名	氷見市リサイクルプラザ	ミライクル館 (処理棟)	リサイクルセンター
処 理 対 象 市 町 村 名	氷見市	射水市	富山市・滑川市・舟橋村・ 上市町・立山町
所 在 地	氷見市新保25-1	射水市西高木1150	富山市辰尾170-1
T E L	0766-76-8020	0766-55-8650	076-429-3121
F A X	0766-76-8020	0766-55-8665	076-428-0002
着 工 ・ 竣 工 年 月 日	(着工)平11.6.23 (竣工)平12.3.24	(着工)平13.9. (竣工)平15.3.	(着工)平6.12.6 (竣工)平7.12.15
敷 地 面 積	8,760 m ²	4,377m ²	23,889m ²
建 物 面 積	2,095 m ² (延床面積)	1,324m ²	3,044m ²
公 称 処 理	16 t / 5 h	8.74 t / 5 h	40.6 t / 5 h
種 類 別 処 理 能 力	7 t / 5 h (かん・びん類処理)	2.22 t / 5 h (金属缶処理)	10 t / 5 h (大型金属類資源化施設)
	3 t / 5 h (ペット・発泡スチロール・紙パック・ダンボール処理)	0.33 t / 5 h (ペット処理)	7.6 t / 5 h (缶分別施設)
	6 t / 5 h (その他プラ・その他紙処理)	6.19 t / 5 h (その他プラ・その他紙処理)	23 t / 5 h (ビン選別施設)
施 設 の 内 容	圧 縮 機	4基	3基
	破 碎 機		1基
	電 磁 選 別 機	1基	2基
	ト ラ ッ ク ス ケ ー ル	有り	
備 考	発泡スチロール減容機： 1基		有り(粗大ごみ処理施設と併用)

砺波広域圏 事務組合
南砺リサイクルセンター
南砺市
南砺市立野原西966
0763-62-4710
0763-62-2856
(着工) 平6. 2. 25 (竣工) 平7. 3. 15
14, 341m ²
1, 301m ²
8 t / 5 h
3. 20 t / 5 h (ガラス、陶磁器類処理)
3. 20 t / 5 h (金属類処理)
1. 60 t / 5 h (可燃粗大処理)
1 基
3 基
1 基
有り

(4) 最終処分場（埋立処分）

市町村又は一部事務組合	富山市	高岡市	高岡市
施設名	山本最終処分場	埋立処分場（B地区）	埋立処分場（D地区）
所在地	富山市山本字水木谷19	高岡市手洗野尾久保18	高岡市手洗野尾久保18
所在地の状況	山間	山間	山間
土地所有	自己所有（一部借地）	自己所有	自己所有
埋立物	不燃物・焼却灰・破碎残渣	不燃物・焼却灰	不燃物・焼却灰
埋立開始年月	昭和61年5月	昭和56年7月	平成23年5月
最終予定年月	令和10年3月	令和9年3月	令和6年3月
総面積	76,400m ²	234,800m ² ※	234,800m ² ※
埋立面積	43,000m ²	25,000m ²	12,900m ²
全体容量	555,000m ³	259,000m ³	115,000m ³
残余容量 （4年4月1日現在）	84,286m ³	8,300m ³	62,600m ³
埋立実績（3年度分）	744m ³ （856 t）	600m ³ （1,031 t）	5,000m ³ （7,162 t）
トラックスケールの有無	有	有	有

※A, B, C, D地区合計（A, C地区は埋立終了）

氷見市	小矢部市	射水市	新川広域圏事務組合
不燃物処理センター	不燃物処理場	野手埋立処分所	新川一般廃棄物最終処分場
氷見市床鍋28	小矢部市峯坪野字上山234	射水市入会地字笹鎌野90	魚津市吉野2330
山間	山間	山間	山間
その他	自己所有	自己所有	自己所有
不燃物・焼却灰	不燃物・焼却灰	不燃物・灰固化物	焼却灰・不燃物
昭和57年10月	平成2年4月	昭和57年3月	平成12年4月
令和7年	令和39年3月	令和10年3月	令和15年3月
24,090m ²	23,900m ²	71,000m ²	27,000m ²
13,200m ²	17,900m ²	22,900m ²	12,000m ²
170,000m ³	135,000m ³	280,000m ³	165,262m ³
52,183m ³	71,851m ³	34,214m ³	91,685m ³
2,633m ³ (3,497 t)	1,884m ³ (1,361 t)	3,488m ³ (4,047 t)	2,608m ³ (3,332 t)
有	有	有	有

市町村又は一部事務組合	新川広域圏事務組合	新川広域圏事務組合	砺波広域圏事務組合
施設名	宮沢清掃センター 一般廃棄物最終処分場	宮沢清掃センター 新最終処分場	クリーンセンターとなみ 一般廃棄物最終処分場
所在地	黒部市宮沢99	黒部市宮沢竹平1417	砺波市徳万
所在地の状況	山間	山間	山間
土地所有	自己所有	自己所有	自己所有
埋立物	不燃物・焼却灰	不燃物・破碎残渣	不燃物・焼却灰
埋立開始年月	平成2年4月	平成25年4月	平成13年4月
最終予定年月	平成29年11月	令和9年	令和9年3月
総面積	31,558m ²	45,239m ²	77,651m ²
埋立地面積	20,990m ²	3,300m ²	10,500m ²
全体容量	234,939m ³	54,000m ³	57,000m ³
残余容量 (4年4月1日現在)	0m ³	46,317m ³	6,699m ³
埋立実績(3年度分)	0m ³ (0t)	1,021m ³ (1,201t)	2,607m ³ (2,975t)
トラックスケールの有無	有	有	有(焼却施設と共用)

砺波広域圏事務組合
南砺リサイクルセンター埋立地
南砺市蔵原平ヶ原321
山間
借地（一部自己所有）
ガラス陶磁器類・瓦・がれき等
昭和56年4月
平成29年3月
19,295m ²
3,180m ²
31,800m ³
0m ³
0m ³ （0t）
有

5. し尿処理施設

市町村又は一部事務組合		富 山 市	高 岡 市
施 設 名		つばき園	高岡市し尿処理施設
処 理 対 象 市 町 村 名		富山市	高岡市
所 在 地		富山市米田20-1	高岡市四屋632-1 (四屋浄化センター内)
電 話 番 号		076-437-6699	0766-23-3050
着 工 ・ 竣 工 年 月 日		(着工)昭63. 7 (竣工)平 2. 2	(着工)平12. 12 (竣工)平15. 3
敷 地 面 積		10,020m ²	2,600m ²
建 物 面 積		1,737m ²	1,110m ²
公 称 処 理 能 力		90 kℓ/日	66 kℓ/日
設 計 放 流 水 質		BOD 300mg/L COD 150 mg/L SS 300 mg/L	BOD 600 mg/L SS 600 mg/L
処 理 方 式		固液分離方式 (浄化槽汚泥専用処理)	好気性消化処理方式
希 積 水	下水処理水	工業用水	下水処理水
	10倍	5.7倍	10倍
放 流 先	下水処理施設	公共下水道	下水処理施設
一 次 処 理 施 設 槽	消 化	3 槽	3 槽
二 次 処 理 装 置			
脱 硫 装 置			
脱 臭 設 備		酸・アルカリ洗浄+活性炭吸着	酸・アルカリ洗浄+活性炭吸着
発 生 ガ ス 利 用			
汚 で い 処 理		下水処理施設(脱水・焼却)	下水処理施設(脱水・焼却)
附 帯 設 備			
備 考			

氷見市	射水市	砺波地方衛生施設組合
氷見市クリーンセンター	射水市衛生センター	クリーンシステムとなみ
氷見市	射水市	高岡市・砺波市・小矢部市・南砺市
氷見市惣領2545	射水市寺塚原904	高岡市福岡町土屋710
0766-91-2109	0766-82-8475	0766-64-2028
(着工)昭62. 10. 20 (竣工)平元. 3. 15	(着工)昭60. 8. 2 (竣工)昭62. 9. 30	(着工)平 29. 5. 29 (竣工)平 31. 2. 28
5,945m ²	10,702m ²	13,938m ²
907m ²	3,698m ²	2,320m ²
30 kℓ/日	116 kℓ/日	55 kℓ/日
TN 240 mg/L BOD 600 mg/L	BOD 10 mg/L	BOD 10 mg/L
直接脱水型脱窒素処理方式	栗田式 低希釈活性汚泥(2段)	直接脱水型 硝化脱窒素処理方式
地下水・上水道	地下水	地下水
3倍	9.31倍	2.0倍
公共下水道	庄川(水質類型A)	小矢部川(水質類型A)
	BOD 30 mg/L	BOD 30 mg/L
活性汚泥方式	活性汚泥方式	
凝集沈殿	凝集沈殿処理	
酸・アルカリ洗浄	酸・アルカリ洗浄、活性炭脱臭	生物脱臭、酸・アルカリ洗浄、活性炭吸着
直接脱水(資源化(助燃材))	脱水・焼却(クリーンピア) 埋立(野手処分所)	直接脱水(資源化(助燃材))
	前処理(ドラムスクリーン・ベルトプレス) 水質試験室	水質試験室
	高度処理 (オゾン脱色+砂ろ過処理)	高度処理(砂ろ過+活性炭)

市町村又は一部事務組合	富山地区広域圏事務組合	富山地区広域圏事務組合	
施設名	衛生センターし尿処理棟	衛生センター汚泥処理棟	
処理対象市町村名	富山市・滑川市・舟橋村・上市町・立山町	富山市・滑川市・舟橋村・上市町・立山町	
所在地	中新川郡上市町稗田1	中新川郡上市町稗田1	
電話番号	076-472-2294	076-472-2294	
着工・竣工年月日	(着工)昭56. 1. 8 (竣工)昭58. 3. 20 (改良)平24. 5. 18 ~平26. 3. 20	(着工)平23. 5. 31 (竣工)平26. 3. 20	
敷地面積	14,563m ²		
建物面積	1,581m ²	2,610m ²	
公称処理能力	60 kℓ/日	50 kℓ/日	
設計放流水質	BOD 10 mg/L	BOD 600 mg/L SS 600 mg/L	
処理方式	標準脱窒素処理方式	固液分離処理方式	
希釈水	種類	地下水	地下水、処理水
	倍率	10倍	1.9倍
放流先	河川名	白岩川(水質類型A)	公共下水道
	水質汚濁防止法の 県条例上乗せ基準	BOD 10 mg/L以下	BOD 600 mg/L以下
一次処理施設	標準脱窒素処理設備	混合曝気設備	
二次処理装置	凝集分離処理設備、オゾン処理設備、砂ろ過処理設備		
脱硫装置			
脱臭設備	高濃度臭気脱臭設備、中低濃度臭気脱臭設備、極低濃度設備	高濃度臭気脱臭設備、低濃度臭気脱臭設備・臭突	
発生ガス利用			
汚でい処理	脱水	脱水・乾燥(肥料化)	
附帯設備	前処理(破砕機・ドラムスクリーン)	前処理(破砕機・ドラムスクリーン)	
備考			

6. コミュニティ・プラント

市町村名	施設名	計画処理人口 (人)	計画最大 汚水量 (m ³ /日)	施工年月
富山市	新保地区地域し尿処理施設	1,080 (245)	700	S58. 5
	新保南地区地域し尿処理施設	610 (454)	281	H13. 3

() : 現在の処理人口

7. 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の種類

(1) 産業廃棄物の種類

種類	内容
燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他熱エネルギー源を燃焼に依存している場合の焼却残灰など
汚泥	工場排水の処理後に残る泥状のもの、各種製造業の製造工程でできる泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、パルプ廃液汚泥など
廃油	鉱物性油、動植物性油、タールピッチなど
廃酸	廃硫酸、各種の有機酸類など、すべての酸性廃液
廃アルカリ	廃ソーダ液など、すべてのアルカリ性廃液
廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成ゴムくずなど、固形状液状のすべての合成高分子系化合物
紙くず	パルプ製造業、紙製造業、紙加工製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙、板紙のくず、PCBが塗布されたものなど
木くず	工作物の新装、改築又は除去によって生じた建設業に係る木くず並びに木材又は木製品製造業(家具製造業を含む。)、パルプ製造業、輸入木材卸売業から生ずる木材片、おがくず、パーク類など、梱包用木製パレット
繊維くず	繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる天然繊維くずなど
動植物性残さ	食料品製造業、香料製造業から生ずるあめかす、醸造かす、発酵かす、魚のあら、動物の骨など、動植物に係る固形状の不要物など
動物系固形不要物	と畜場における獣畜のとさつ・解体時及び食鳥処理場における食鳥の処理時に排出される固形状の不要物
ゴムくず	天然ゴムくず
金属くず	鉄鋼、非鉄金属の研磨くず、切削くずなど
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず、耐火レンガくず、陶磁器くず、コンクリート二次製品の不要物、廃石膏ボード
鉱さい	高炉・平炉・電気炉などの残さ、キューボラのノロ、ボタなど
がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずるコンクリートの破片その他これに類する不要物
動物のふん尿	畜産農業から排出される牛・豚・にわとりなどのふん尿
動物の死体	畜産農業から排出される牛・豚・にわとりなどの死体
ばいじん	大気汚染防止法で定めるばい煙発生施設又は汚泥、廃油等の焼却施設において発生するはいじんであって、集じん施設によって集められたもの
上記に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの	

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

種類	内容
廃油	揮発油類、灯油類、軽油類に該当する燃えやすい廃油(タールピッチ類を除く)
廃酸	pH2.0以下の廃酸
廃アルカリ	pH12.5以上の廃アルカリ
感染性産業廃棄物	血液や使用済みの注射針などの感染性病原体が含まれ、若しくは付着している産業廃棄物又はそのおそれのある産業廃棄物
特定有害産業廃棄物	廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物 廃水銀等(特定の施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物等)
	廃石綿等(石綿建材除去事業によって除去された石綿、集じん施設で集められた石綿集じん等)
	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、ばいじん及びこれらの廃棄物を処分するために処理したものについて、有害物質が判定基準を超えて含まれるもの

8. 富山県産業廃棄物適正処理指導要綱の概要

(1) 目的

近年、経済規模の拡大や産業活動の活発化等に伴い産業廃棄物は増加し、その種類も多様化する一方、最終処分場など産業廃棄物処理施設の設置は地域住民の生活環境への影響に対する懸念などから、ますます困難になってきている。また、道路網の発達等により、産業廃棄物は県域を越えて広域的に移動されるようになり、県内への搬入量も増加する傾向にある。このことから、産業廃棄物処理施設の設置と県外産業廃棄物の県内搬入に適切に対応するため、平成7年2月10日に「富山県産業廃棄物適正処理指導要綱」を制定し、同年4月1日から施行している。

(2) 指導の内容

ア 産業廃棄物処理施設の設置指導(図1参照)

- ① 事業者等は、産業廃棄物処理施設のうち最終処分場又は焼却施設を設置するときは、廃棄物処理法に基づく許可申請の前に、知事と協議しなければならない。
- ② 事業者等は、あらかじめ関係地域住民に説明会を開催し、事業計画の内容を説明しなければならない。
- ③ 知事は、関係地域の範囲や事業計画に対する関係市町村長の意見を聴いて、事業者等に対し必要な措置を講ずるよう指導助言することができる。
- ④ 関係市町村長及び関係地域住民は、事業者等と環境保全協定を締結することができる。

イ 県外産業廃棄物の搬入指導(図2参照)

- ① 県外排出事業者は、要綱で定めた数量の産業廃棄物を県内に搬入しようとするときは、あらかじめ知事と協議しなければならない。
- ② 県外排出事業者は、知事の承認を受けた産業廃棄物でなければ、県内に搬入してはならない。
- ③ 県内処分事業者は、知事が承認した県外産業廃棄物でなければ、処分してはならない。
- ④ 県外排出事業者及び県内処分事業者は、毎年、搬入実績及び処分実績を知事に報告しなければならない。

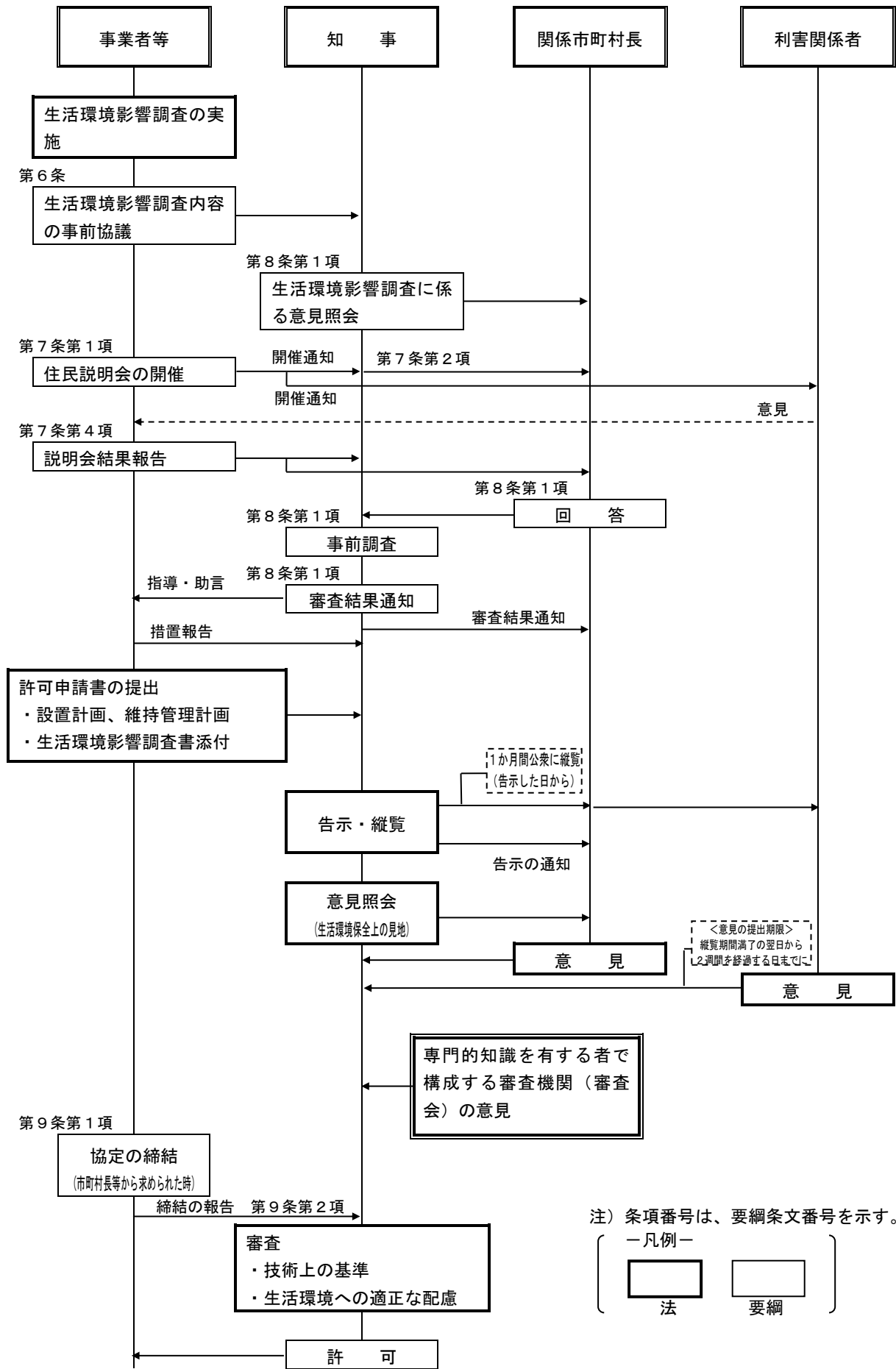


図1 産業廃棄物処理施設の設置に関する手続きの流れ

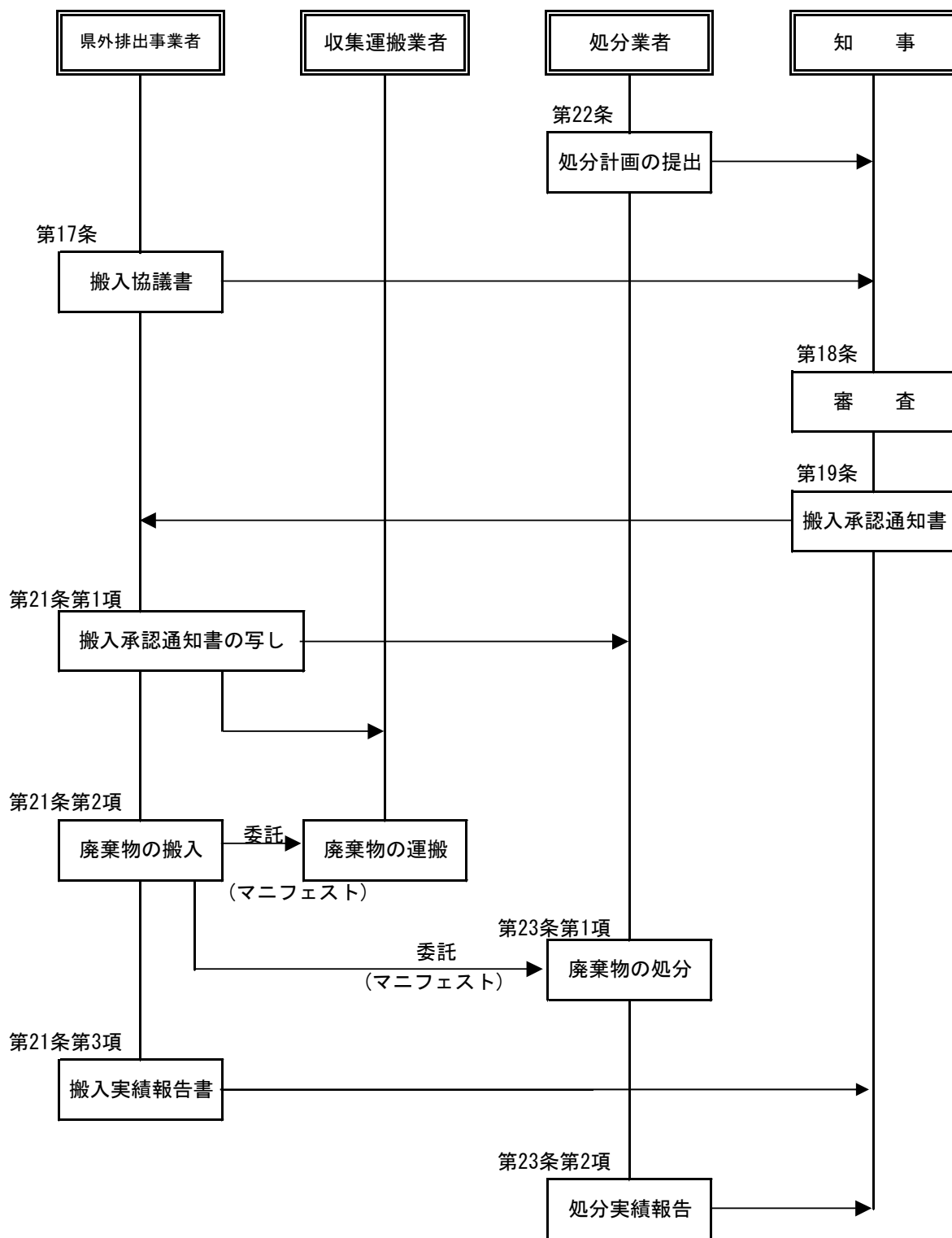


図2 県外産業廃棄物の搬入に関する手続きの流れ

富山県リサイクル認定マーク



廃棄物を利用して製造するリサイクル製品や、廃棄物の減量化・リサイクル等に積極的に取り組む事業所、資源物の回収に取り組む拠点に掲示されています。

●コンセプト

地球を親子が包むデザインで、親子がハートを形作っており、世代を超えた人のつながりを示しています。人類が世代を超えて環境を大切にしようというメッセージを込めたマークです。

とやまエコ・ストア制度シンボルマーク



[愛称]

エコぼうや

レジ袋無料配布廃止に加え、資源物の店頭回収、環境に配慮した店舗空調温度の設定など、消費者と協働で環境配慮行動に積極的に取り組む小売店舗に掲示されています。

●コンセプト

「eco」の頭文字「e」をモチーフに、頭にバンダナを巻いた「店員さん」をイメージしています。頭の部分は緑と青で「大地と海＝地球＝環境」を表現しています。

【問合せ先】

富山県生活環境文化部環境政策課廃棄物対策班

TEL 076-444-9618

FAX 076-444-3480

<https://www.pref.toyama.jp/1705/kensei/kenseiunei/kensei/soshiki/17/1705.html>